

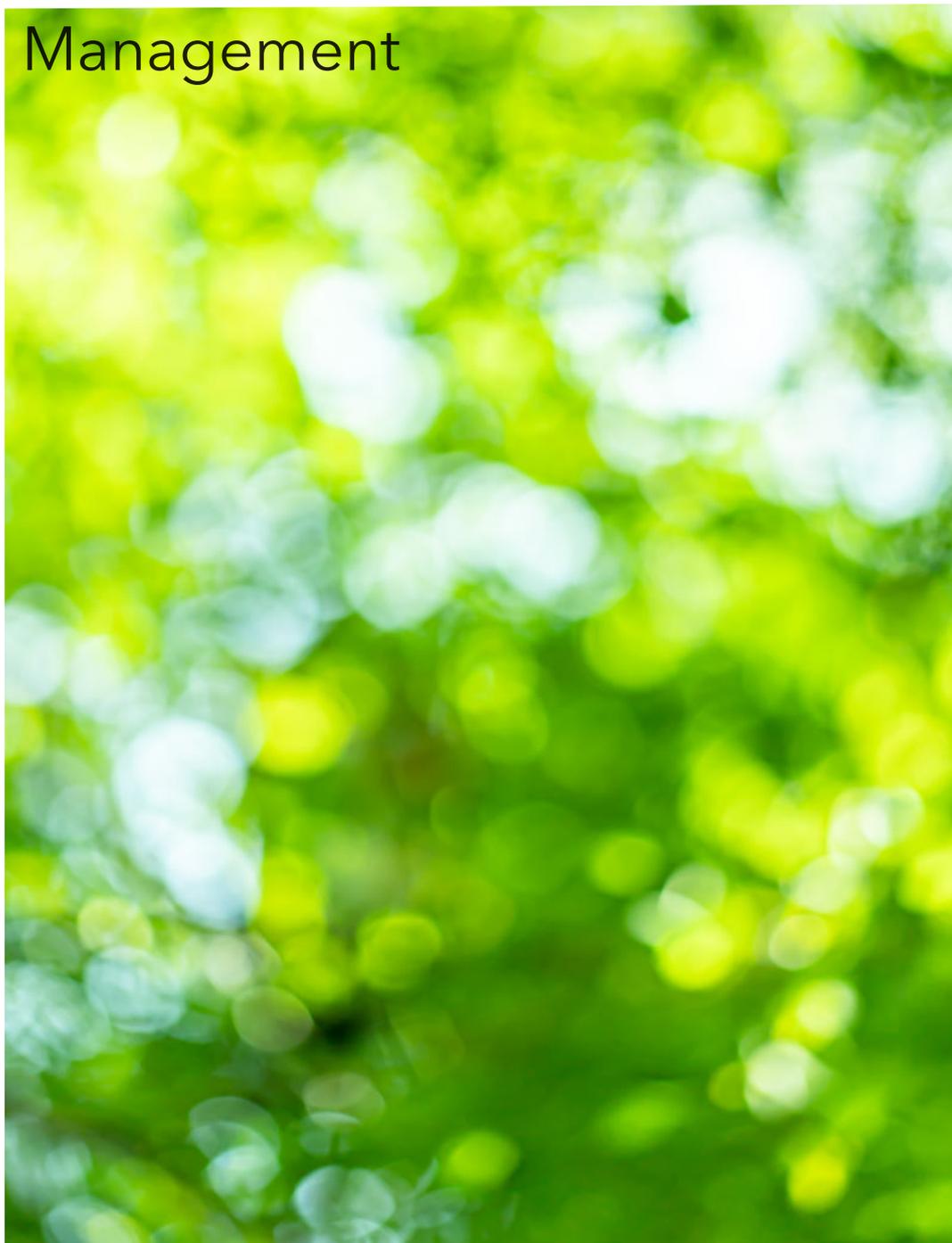
JASM The Japanese Association of
Social Welfare Management

2023

日本社会福祉マネジメント学会誌

Vol.3

Journal of Social Welfare
Management



目 次

【原 著】	A 県の保育所，幼稚園，認定こども園で働く保育従事者の 職場のストレス要因・勤務状況と精神健康との関連	4
	齊藤 友子	
	保育者が集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲 - 発達記録を分析して -	18
	貞松 成 中山 奈保子	
	幼児における有能感と社会的受容感に対する ほめ合う活動の影響について	32
	渡邊 天海 金井 智恵子	
	子どもの習い事に対する親の意識に子育て絵本が与える影響 - 日本・中国・アメリカ・ドイツの4か国比較 -	40
	藤後 悦子 井梅 由美子 大橋 恵	
【調査報告】	放課後児童クラブにおける 危機管理マニュアルの活用に関する探索的調査：	53
	設置・運営形態による特徴	
	太田 研 鈴木 勲 和田 一郎 仙田 考	
【特集原著】	医療的ケア児保育の実施体制に関する自治体間比較	67
	二宮 祐子	
	論文投稿について	80

**Journal of Social Welfare
Management**

CONTENTS

Original Articles	Association of Mental Health with Job Stressors and Working Conditions among Childcare Worker at Nursery Schools in Japan 4 Tomoko Saito
	Range of Children Nursery Teachers Recognize as Having Difficulties Joining Group Activities through Analysis of Developmental Records 18 Joe Sadamatsu, Naoko Nakayama
	Impact of Complimenting Activities on Competence and Social Acceptance in Young Children 32 Tenkai Watanabe, Chieko Kanai
	Influence of Parenting Picture Books on Parental Attitudes Toward Their Children's Extracurricular Comparison of Four Countries (Japan, China, the US, and Germany) 40 Etsuko Togo, Yumiko Iume, Megumi M. Ohashi
Research Report	An Exploratory Survey of the Utilization of Risk Management Manuals in After-School Facility: 53 Characteristics of Operation Type Ken Ota, Isao Suzuki, Ichiro Wada, Ko Senda
Original Article of Feature	Comparative Analysis of ECEC Systems among Local Governments for Children with Daily Life Support 67 Medical Care Yuko Ninomiya

今こそ、社会福祉の知の結集を

『日本社会福祉マネジメント学会誌』（第3巻）をお届けします。本誌は、一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会(The Japanese Association of Social Welfare Management : JASM)が発行する学術雑誌です。同学会は、総合的な社会福祉サービスの質を高めること、保育・教育・看護・介護など、社会福祉に関わるさまざまな実践の知を広く普及すること、そして、社会的弱者と呼ばれる人たちにwell-being(健やかさや幸福度)を保障することを目的に活動しています。

昨今、保育施設における保育者による子どもへの虐待、医療施設における看護師による入院患者への暴行、介護施設における介護士による入居者への暴行などのニュースが報道されています。こうした不要な「権力の誇示」は、いつの時代も社会的弱者と呼ばれる人たちに向けられ、彼・彼女たちのwell-beingを脅かす事態となっています。保育・教育・看護・介護などの

研究に携わる私たちにとっては、看過できない出来事です。今こそ、社会福祉の知の結集が叫ばれていると言えるのではないのでしょうか。

さて、本誌の投稿状況をお知らせします。原著論文9本、その他1本の計10本が投稿されました。それぞれについて、機関誌編集委員会で丁寧に査読を行い、慎重に審議した結果、原著論文5本、その他1本の計6本が掲載となりました。読者のみなさん、本誌に掲載された多様な社会福祉の知を存分に味わってください。残念ながら掲載に至らなかったものについては、査読者からの指摘・コメント等を参考に問題となった箇所を修正して頂き、再度投稿して下さい。そして、まだ投稿経験のないみなさん、今回は、是非とも私たちと一緒に、知を創出する側になってください。みなさんとともに、本学会が発展することを願ってやみません。

中坪史典



【 原 著 】

**A 県の保育所，幼稚園，認定こども園で働く
保育従事者の職場のストレス要因・
勤務状況と精神健康との関連**

Association of Mental Health with Job Stressors
and Working Conditions among Childcare Worker
at Nursery Schools in Japan

齊藤 友子
Tomoko Saito

大分大学教育学部生活・技術教育講座
Life & Technical Education Lecture, Faculty of Education, Oita University

キーワード

職業性ストレス 精神健康 K6 保育従事者
job stress / mental health / K6 / childcare worker

要 旨

保育施設で働く保育従事者(以下保育従事者)の基本属性・勤務状況，職場のストレス要因，及び精神健康の関連を明らかにするために，1213名の職員に横断的質問紙調査を行い，610名(51.8%)の回答を分析した。保育従事者には，勤務年数5年未満の層と，10年以上の層が多く，収入水準は一般労働者と比べ低めであった。年齢が若いほど量的負荷が大で，年齢が高くなるにつれ，勤務時間が長かったが，施設形態は，職場のストレス要因と関連がなかった。多変量解析の結果，精神的不調者の割合は新卒及び継続者で，勤務時間が長いほど，関連は高かったが，他の基本属性や勤務状況とは関連がなかった。精神的不調のリスク要因は，上記の他に，仕事の「量的負担」が1より高く，「適性度」「満足度」が1より低かった。この結果は仕事の要求度-コントロール-社会的支援モデルと一致する。今後は，一般労働者のストレスマネジメント等を参考に，保育従事者の精神健康改善を図っていく必要がある。

A cross-sectional survey was conducted to examine the association among personal background conditions job stressors and psychological distress in the childcare workers at

nursery schools. The responses of 610 full-time workers (84.3%) and part-time job workers (15.7%) evaluated. Respondents included many new graduates and those with lower income levels than general workers. Age, years of service, and income were not related to any of the psychological distress. However, the longer their overtime hours, the higher was the prevalence of mental distress. The results of a multivariate analysis showed that the risk of emotional distress was associated with work experience, new graduate, working hours, workload, job adequacy, and satisfaction. These results partially agree with the job-demand-control-support model. In the future, it will be necessary to improve the mental health of childcare workers by referring to stress management of general workers.

1.はじめに

日本の労働環境は、少子高齢化に伴う生産年齢人口(労働人口)の減少や、長時間労働による過労死、労働生産性の低下¹⁾等、課題が山積している。これらを解決するために、2019年4月より、「働き方改革」が開始され、労働に関連する法律の改正が行われてきた。

まず、2019年7月から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「関連法」と略す)が施行された。関連法では、(1)働き方改革の総合的且つ継続的な推進、(2)長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等、(3)雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保²⁾の、3つが示されている。関連法の制定を受け、1966年に制定された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下、「労働施策総合推進法」と略す)も、2018年に改正され、現在に至っている。関連法や労働施設総合推進法の改正により、大手企業や中小企業をはじめ、教育や福祉産業に至るまで、「働き方」を、上述した3点の視点から変換し、「誰もが生きがいをもって、その能力を有効にできる社会」等³⁾を目指す事が求められている。

また、「働き方改革」²⁾では、労働時間の見直しが示され、労働者の働き過ぎを防ぎ、働く人の健康を守り、多様な「ライフ・ワーク・バランス」の実現を推進している。

ここで、保育現場に目を向けると、「働き方改革」の開始を受け、各自治体による保育現場における「働き方改革」を推進してきた経緯がある。厚生労働省(以下厚労省と略す)は、2022年3月に、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」⁴⁾を公表し、保育従事者にとって生涯働ける魅力ある職場づくりの重要性を示している。つまり、保育現場においても、労働施策総合推進法によって、労働環境、職場環境づくりが一段と重要視されるようになってきている。

このように、保育現場での「働き方改革」が推進される背景には、保育従事者の「人手不足」、 「離職率の高さ」や、更に「精神的不調」等が挙げられる。

例えば、保育士の2013年社会福祉施設等調査⁵⁾によると、保育士の離職率は10.3%(公営7.1%、私営12.0%)であり、特に若年層の離職率が高い事が報告されている⁶⁾⁷⁾⁸⁾。にもかかわらず、保育従事者の離職行動や離職意向に関する先行研究は、わずかである⁹⁾。庭野⁹⁾によれば、離職意向に関連する要因は、「年齢」「給与」「有配偶」の個人属性と、「無許可・許可」といった「設置主体」の種別と、「勤務の融通」といった「職場環境」であった。「年齢」では、年齢が上がるにつれ、離職意向が低くなることや、保育従事者の「有配偶」は、パートナーの存在が、就業継続するうえで何らかの影響を与えていることが示唆されている。更に、「勤務の融通」

では、休暇の多寡よりも、個人のイベント等の緊急時に休めることや希望のシフトに入れるかどうか等、柔軟な勤務の在り方が求められている⁹⁾。

次に、保育従事者の「精神健康」に関する先行研究を概観すると、精神健康に関連する要因は、個人属性として「年齢」「勤務経験」「配偶者の有無」等や、職場環境要因として、職場の「上司・同僚」をはじめ、保護者や子どもとの関係、いわゆる「人間関係」や、収入「担当クラス」等が挙げられる¹⁰⁾。しかし、報告されている精神健康に関連する要因は、散見され、一定の見解に至っていない¹⁰⁾。

以上を考え合わせると、保育従事者の精神健康は、離職意向にも関連するかもしれない、とりわけ、保育従事者の精神健康と、個人属性・職場環境要因(職場のストレス要因)を早急に検討する必要がある。つまり、精神健康に関連する、個人属性や職場環境要因が判明すれば、職場環境の改善策を示すことができ、そのことが離職を留める方策の一つになりうる可能性が出てくる。

そこで、本研究では、一地域の保育施設から抽出した保育従事者集団について、以下を検討する目的で横断的質問紙調査を行った。ただし、保育従事者が経験している職場のストレス要因の評価にはJDCS¹¹⁾に基づく質問を用い、また精神健康の評価にはバーンアウト指標でなく、産業メンタルヘルスでよく使われ、他職種と比較可能な一般的な指標を用いることとした。

- 1) 職場のストレス要因と、基本属性の関連の検討。具体的には、例えば、勤務時間が長いといった場合に仕事の負荷が大きいかどうか、保育経験(キャリア)が5年以上の保育従事者では、仕事のコントロール度が大きいかどうか、収入が高い場合には、「満足度」や「働きがい」が高いといった検討である。
- 2) 保育従事者の精神健康度と、職場のストレス要因等との関連の検討。保育従事者においてもJDCSは成り立っている可能性が高いが、これ以外の特有の要因(保育従事者の属性や

勤務状況を含む)も精神的不調と関連しているかどうか、という検討である。

II. 方法

1. 対象と調査手続

A県が公表している、県内の保育所(園)、幼稚園、認定こども園のリストから、圏域4区分に分け、無作為に抽出した120施設(保育所(園)40施設、幼稚園40施設、認定こども園40施設)に、研究概要の説明と協力依頼を行ったところ、75施設(保育所(園)、32施設、幼稚園、8施設、認定こども園30施設)から協力が得られた。

そこで、2019年7月~8月に、各保育施設へ、乳幼児に直接関わる保育従事者を対象に、1213名に無記名自記式質問紙を配布した。郵送法で747名(61.6%)から回答を得た。このうち、回答が完全な610名(50.3%)を有効回答とした。

2. 質問紙

質問項目は、以下の通りである。

1) 基本属性

性、年齢、勤務年数、勤務経験(新卒及び継続者、再雇用、その他)、婚姻の別、子どもの有無。年齢は、労働力調査¹⁾を参考に、18-29歳、30-49歳、50歳以上に三区分した。

2) 勤務状況

役職、施設形態(保育所(園)、幼稚園、認定こども園の別)、雇用形態(常勤、非常勤)、週あたり労働時間(週50時間未満、週50-60時間、週61時間以上)、及び収入。過重労働に関する先行研究のレビュー¹²⁾では、所定労働時間が週40時間の労働者において、超過勤務が月45時間未満であれば過労死は発生しないとみなせるが、これが80時間を超える月が続くと脳血管疾患や心疾患による死亡リスクが上昇するとされており、各種の法令の根拠にもなっている。そこで、これらの閾値を週あたりに換算して、労働時間は上の3カテゴリで回答を求めた。また収入については、賃金構造

統計調査¹³⁾の医療・福祉分野の年齢階級別賃金を参考に2段階で質問した。

3) 職場のストレス要因

職場のストレス要因に対する回答者の認知をJDCS¹¹⁾の観点から評価するために、職業性ストレス簡易調査票(the Brief Job Stress Questionnaire, BJSQ)¹⁴⁾を採用した。BJSQは、メンタル不調者のスクリーニングパフォーマンスに優れており¹⁵⁾、質問群(下位尺度)毎に抜粋して評価可能なので¹⁶⁾、職場の実情と質問数を考慮して、以下の質問項目を用いた。各質問への回答は4件法で、得点が高い程、ストレスが高い順序尺度となっている。下位尺度は、ストレス要因として、「量的負担」「質的負担」・「身体的負担」「コントロール度」・「職場環境」・「技術の活用」・「対人関係の問題」・「仕事の適性度」(以下「適性度」)・「働きがい」15項目、ストレス緩衝要因として、「上司の支援」と「同僚の支援」に関する6項目、及び「仕事満足度」(以下「満足度」)に関する1項目を用いた。さらに、保育施設に特有の職場条件として、「担当クラス」「学んだ内容と現場とのギャップ」(以下、「ギャップ」と略す)について、質問を追加した。以上の質問を、BJSQの原法に準じて得点化し、尺度得点を算出した(尺度名が表す職場環境を回答者がよく認知しているほど高得点になるよう、符号の向きを揃えた)。また、下位尺度の内部整合性を確かめるために、Cronbach's Coefficient α を求めた。

4) 精神健康

精神健康の指標には、psychological distressの評価尺度として国民生活基礎調査等でも用いられているK6¹⁷⁾¹⁸⁾を用いた。高得点ほど抑うつや不安が強く、精神健康度が低いことを意味する。川上ら¹⁹⁾は5-8点/9-12点/13点以上をそれぞれ軽度/中等度/重度の精神的不調と区分している。本研究では中等度以上の精神的不調に注目し、9点以上の場合を精神的不調あり、8点以下の場合を精神的不調なしとした。

3. 解析方法

対象者の基本属性・勤務状況と職場のストレス要因との関連の差を、一元配置分散分析によって検討した。また、職場のストレス要因相互の関連をPearsonの積率相関係数(r)によって検討した。ただし、統計検定における有意性だけでなく、相関の大きさに留意した。

次に、従属変数としてK6に基づく精神的不調の有無を、独立変数として基本属性・勤務状況・職場のストレス要因の24変数(JDCS¹¹⁾に係る変数)を用い、多重ロジスティック回帰分析(強制投入法)により関連要因を検討した。ただし基本属性・勤務状況はカテゴリカル変数として扱い、職場のストレス要因は連続変数として扱った。この際、変数間の多重共線性について、Variance Inflation Factor(VIF)<5を基準として確認した。更に、Hosmer-Lemeshow検定を行い、モデルの適合性を確認した。

以上の統計解析には、統計解析パッケージSPSS.26.0を用い、統計学的有意確率を5%水準とした。

4. 倫理的配慮

回答者及びその勤務施設には、質問紙が無記名式であることと、本研究への協力は任意であり、参加しなくても無利益がないことを、文書で保証した。以上の研究計画は、著者が所属する大学研究倫理審査委員会の承認を得た(承認番号19-8)。開示する利益相反はなし。

III. 結果

1. 基本属性と勤務状況

基本属性と勤務状況の概要を表1に示す。回答者は、ほぼ女性であった(97.5%)。現在の職場での勤続年数は平均16.6年であった。新卒採用者は46.6%で、再雇用の保育従事者は3割程度だった。勤務年数では、5年以内が35.8%、6年以上10年以下は、23.1%を占めた。回答者の約

半数は、保育所(園)で働いており、認定こども園で働く保育従事者は、42.3%だった。幼稚園教諭は、7.0%だった。勤務時間は週50時間未満が、65.1%であったが、週61時間以上の職員も6.5%いた。年収は300万円以下が半数以上の58.0%を占めた。また、既婚者が56.6%で、子ども有りが54.9%だった。

表1 回答者の基本属性と勤務状況 (n=610)

変数	カテゴリ	n (%)
性別	女性	595 (97.5)
	男性	15 (2.5)
年齢	<29	182 (29.8)
	30-39	162 (26.6)
	40-49	146 (23.9)
	50-	120 (19.7)
勤務年数	1-5年	217 (35.8)
	6-10年	141 (23.1)
	11年以上	252 (41.3)
勤務経験	新卒及び継続者	284 (46.6)
	再雇用	318 (52.5)
	その他	8 (1.2)
役職	主任以上	98 (16.1)
	役職なし	512 (83.9)
施設形態	保育所(園)	309 (50.7)
	幼稚園	43 (7.0)
	認定こども園	258 (42.3)
雇用形態	常勤	514 (84.3)
	非常勤(パート)	96 (15.7)
収入	300万円未満	266 (58.0)
	300-500万円	184 (30.2)
	500万円以上	30 (4.1)
勤務時間	週50hrs未満	299 (65.1)
	週50-60hrs	127 (27.7)
	週60hrs以上	33 (6.5)
婚姻の別	既婚	260 (42.6)
	未婚	350 (57.4)
子どもの有無	有	252 (41.3)
	無	358 (58.7)

2. 基本属性・勤務状況と職場のストレス要因

基本属性・勤務状況と、職場のストレス要因との関連を表2-1, 2-2, 2-3に示す。年齢18歳

から29歳の人では、仕事の「量的負担」得点の平均値が9.6(SD 2.2), 「身体的負担」得点の平均値が3.6(SD 0.6), 「技術の活用」得点の平均値が2.0(SD 0.6)で、それぞれ高かった。主任級以上の役職に就いている人は、それ以外の人より仕事の「量的負担」得点の平均値が10.1(SD 1.8), 「質的負担」得点の平均値が10.1(SD 1.5), でそれぞれ高く、ストレス緩衝要因である「コントロール度」得点の平均値7.2(SD 1.7), 「技術の活用」得点の平均値1.7(SD 0.6)でそれぞれ低かった。施設形態において、保育所(園)は、「ギャップ」得点の平均値が2.4(SD 0.8)で高かった。常勤の保育従事者は、パートと比べると、仕事の「量的負担」得点の平均値が9.6(SD 2.0), 「質的負担」得点の平均値が9.8(SD 1.7), 「ギャップ」得点は、平均値2.2(SD 0.8), 「仕事の適性度」得点の平均値2.0(SD 0.7)や「満足度」得点の平均値2.2(SD 0.9)は高かった。しかし、ストレス緩衝要因である、「コントロール度」得点の平均値7.6(SD 1.8), 「技術の活用」得点の平均値1.8(SD 0.6)は低く、「対人関係」得点の平均値も7.9(SD 1.1)で低かった。300万円未満の収入の人は、仕事の「量的負担」得点の平均値は1.9(SD 0.6), 「質的負担」得点の平均値は8.0(SD 1.2)は高かったが、ストレス緩衝要因である「コントロール度」得点の平均値7.9(SD 1.9), 「技術の活用」得点の平均値1.9(SD 0.6)も高かった。担当クラスにおいて、未満児, 以上児を比較すると、仕事の「量的負担」得点の平均値9.5(SD 2.1)では、以上児クラスの仕事の「量的負担」得点の平均値9.8(SD 2.0)で高かった。既婚者では、未婚者と比べて仕事の「量的負担」得点の平均値9.0(SD 2.3)が低かった。子ども有りは無しに比べると、仕事の「量的負担」得点の平均値8.9(SD 2.3)は低いが、仕事の「満足度」得点の平均値2.1(SD 0.9)も低かった。

尚、下位尺度の内部整合性(Cronbach's Coefficient α)については、 $\alpha \geq 0.8$ で当てはまりは良かった。

ここで、職場のストレス要因の相互の相関を見ると(表3), $|r|>0.4$ の相関は以下の通りであった。

- 1) 「量的負担」は、「質的負担」($r=.62$)と「身体的負担」($r=.41$)に正相関があった。
- 2) 「対人関係」は「ギャップ」と逆相関を示し($r=-.5$)、仕事の「適性度」は「働きがい」に、

正相関を示した($r=.52$)。しかし、「働きがい」と「技術の活用」との相関は弱かった($r<.20$)。

- 3) 仕事の「満足度」は、仕事の「適性度」、「働きがい」、「上司の支援」に、それぞれ正相関があった。 $(r=.53$ 及び $.4751)$ 。ただし、「満足度」と「技術の活用」は、相関しなかった($r=.16$)。

表2-1 個人属性・勤務状況別と職場ストレス要因得点と差

(n=610)

変数	カテゴリ	量的負担			質的負担			身体的負担			コントロール度		
		M(SD)	F	P	M(SD)	F	P	M(SD)	F	P	M(SD)	F	P
年齢	-29	9.6(2.2)	2.34	0.01*	9.7(1.8)	0.87	0.55	3.6(0.6)	6.26	0.00**	7.7(1.7)	0.92	0.51
	30-39	9.3(2.1)			9.6(1.7)			3.5(0.6)			7.5(1.8)		
	40-49	9.2(2.3)			9.8(1.7)			3.4(0.6)			7.7(1.8)		
	50-	8.7(2.4)			9.5(2.0)			3.3(0.7)			8.8(2.1)		
勤務年数	1-5年	8.8(2.3)	4.41	0.00**	9.2(1.9)	1.96	0.04*	3.5(0.6)	0.38	0.77	7.9(1.8)	1.46	0.16
	6-10年	9.3(2.3)			9.4(1.9)			3.5(0.7)			7.7(1.9)		
	10年以上	9.6(2.0)			9.6(1.7)			3.5(0.6)			7.5(1.9)		
勤務経験	新卒	9.9(1.8)	0.98	0.46	9.9(1.6)	0.54	0.84	3.6(0.6)	0.32	0.81	7.6(1.8)	1.90	0.05
	再雇用	8.7(2.3)			9.5(1.9)			3.5(0.6)			7.8(1.9)		
	その他	8.4(2.4)			9.2(1.1)			3.3(0.8)			7.9(2.0)		
役職	主任級以上	10.1(1.8)	2.49	0.01**	10.1(1.5)	1.43	0.17	3.3(0.7)	2.54	0.04*	7.2(1.7)	0.47	0.00**
	無	9.1(2.3)			9.6(1.8)			3.5(0.6)			7.8(1.9)		
施設形態	保育所	9.2(2.2)	1.93	0.05	9.8(1.7)	2.31	0.02*	3.5(0.7)	0.30	0.82	7.7(1.8)	0.95	0.48
	幼稚園	8.7(2.3)			9.6(1.4)			3.4(0.5)			7.6(1.8)		
	こども園	9.4(2.3)			9.5(1.9)			3.5(0.6)			7.7(1.9)		
雇用形態	常勤	9.6(2.0)	13.84	0.00**	9.8(1.7)	2.84	0.00**	3.5(0.6)	0.38	0.77	7.6(1.8)	4.17	0.00**
	非常勤(パート)	7.2(2.1)			8.9(1.9)			3.5(0.7)			8.1(2.0)		
収入	300万円以下	8.9(2.3)	6.71	0.00**	9.5(1.9)	2.15	0.02*	3.5(0.6)	0.82	0.48	7.9(1.9)	9.74	0.00**
	300万円以上	10.1(1.9)			10.1(1.6)			3.5(0.7)			7.4(1.7)		
勤務時間	週50hrs未満	8.6(2.2)	14.87	0.00**	9.5(1.8)	3.35	0.00**	3.5(0.7)	4.19	0.01**	7.7(1.9)	6.39	0.10
	週50-60hrs	10.5(1.6)			10.2(1.6)			3.6(0.6)			7.8(1.7)		
	週61hrs以上	10.8(1.8)			9.9(1.8)			3.5(0.4)			7.8(2.1)		
担当	0歳児	9.1(2.3)	2.35	0.01**	9.7(1.9)	0.92	0.50	3.5(0.6)	7.20	0.00**	8.1(1.7)	1.38	0.00**
	未満児	9.5(2.1)			9.8(1.8)			3.5(0.6)			7.9(1.9)		
	以上児	9.8(2.0)			9.8(1.6)			3.6(0.5)			7.6(1.7)		
	相当無	8.4(2.3)			9.2(1.9)			3.3(0.8)			7.5(2.0)		
婚姻の有無	有	9.0(2.3)	2.55	0.01**	9.6(1.9)	1.11	0.35	3.4(0.7)	3.17	0.02*	7.7(1.9)	1.70	0.09
	無	9.6(2.1)			9.8(1.7)			3.6(0.6)			7.8(1.8)		
子どもの有無	有	8.9(2.3)	3.19	0.00**	9.6(1.9)	1.00	0.44	3.4(0.7)	3.92	0.01**	7.7(1.9)	1.70	0.09
	無	9.6(2.0)			9.8(1.7)			3.6(0.6)			7.8(1.8)		

一元配置分散分析, * $p<0.05$, ** $p<0.01$

表2-2 個人属性・勤務状況別と職場ストレス要因得点と差

(n=610)

変数	カテゴリ	技術の活用			対人関係			ギャップ			職場環境			仕事の適性度		
		M (SD)	F	P	M (SD)	F	P	M (SD)	F	P	M (SD)	F	P	M (SD)	F	P
年齢	-29	2.0(0.6)	1.19	0.31	8.0(1.1)	0.66	0.73	2.4(0.9)	2.34	0.02	1.7(0.8)	1.51	0.21	2.0(0.7)	1.98	0.12
	30-39	1.8(0.6)			7.8(1.2)			2.5(0.9)			1.9(0.9)			2.1(0.7)		
	40-49	1.8(0.7)			8.0(1.1)			2.3(0.8)			1.8(0.8)			1.9(0.6)		
	50-	1.8(0.6)			8.1(1.2)			2.2(0.8)			1.9(0.8)			1.9(0.7)		
勤務年数	1-5年	2.0(0.7)	4.89	0.00**	8.1(1.1)	1.42	0.18	2.3(0.9)	2.59	0.05	1.7(0.8)	0.78	0.51	2.0(0.7)	2.03	0.11
	6-10年	1.8(0.7)			7.9(1.2)			2.5(0.9)			1.9(0.8)			2.1(0.7)		
	10年以上	1.8(0.6)			7.9(1.1)			2.4(0.8)			1.8(0.8)			1.9(0.6)		
勤務経歴	新卒	1.9(0.7)	1.23	0.30	8.0(1.1)	0.24	0.98	2.4(0.9)	0.72	0.54	1.7(0.8)	0.59	0.62	2.1(0.7)	1.31	0.27
	再雇用	1.8(0.6)			8.0(1.1)			2.3(0.8)			1.8(0.8)			1.9(0.7)		
	その他	1.9(0.6)			8.0(1.2)			2.3(0.8)			2.0(0.9)			2.0(0.7)		
役職	主任級以上	1.7(0.6)	2.85	0.04*	7.8(0.8)	3.61	0.00**	2.5(0.8)	1.76	0.15	1.8(0.8)	1.46	0.23	2.0(0.7)	0.63	0.60
	無	1.9(0.6)			8.0(1.2)			2.0(0.9)			1.8(0.8)			2.0(0.7)		
施設形態	保育所	1.8(0.6)	1.33	0.26	8.0(1.1)	1.26	0.26	2.4(0.8)	2.03	0.11	1.8(0.8)	1.59	0.19	2.0(0.7)	1.13	0.34
	幼稚園	1.8(0.7)			8.1(1.2)			2.1(0.9)			1.7(0.7)			1.8(0.5)		
	こども園	1.9(0.7)			7.9(1.1)			2.3(0.9)			1.9(0.9)			2.0(0.7)		
雇用形態	常勤	1.8(0.6)	3.15	0.03*	7.9(1.1)	1.05	0.40	2.4(0.9)	3.53	0.02*	1.8(0.8)	1.10	0.35	2.0(0.7)	5.65	0.00**
	パート	2.0(0.7)			8.1(1.2)			2.1(0.8)			1.8(0.8)			1.8(0.7)		
収入	300万円以下	1.9(0.6)	5.86	0.00**	8.0(1.2)	1.15	0.33	2.3(0.8)	2.93	0.03*	1.8(0.7)	0.24	0.87	2.0(0.7)	0.76	0.52
	300万円以上	1.7(0.6)			7.9(1.1)			2.5(0.8)			1.8(0.6)			2.0(0.6)		
勤務時間	週50hrs未満	1.9(0.6)	0.69	0.56	8.1(1.1)	2.66	0.01**	2.3(0.8)	7.69	0.00**	1.8(0.8)	1.46	0.22	1.9(0.7)	5.08	0.00**
	週50-60hrs	1.9(0.6)			7.9(1.2)			2.5(0.9)			1.8(0.8)			2.1(0.7)		
	週61hrs以上	1.4(0.9)			7.3(1.0)			3.1(0.8)			2.1(0.9)			2.3(0.8)		
担当	0歳児	1.9(0.6)	2.65	0.05	8.2(1.1)	1.03	0.42	2.3(0.9)	3.25	0.02	1.8(0.9)	0.98	0.40	1.9(0.7)	0.06	0.98
	未満児	1.8(0.6)			8.0(1.1)			2.4(0.9)			1.9(0.9)			2.0(0.7)		
	以上児	1.9(0.6)			7.8(1.2)			2.4(0.8)			1.7(0.8)			2.0(0.7)		
	相当無	1.8(0.8)			8.0(1.1)			2.3(0.9)			1.8(0.8)			1.9(0.7)		
有無の婚姻	有	1.8(0.6)	1.23	0.30	7.9(1.1)	0.92	0.50	2.3(0.8)	3.30	0.02*	1.8(0.8)	0.62	0.60	2.0(0.7)	0.88	0.45
	無	1.9(0.7)			8.0(1.2)			2.5(0.9)			1.9(0.8)			2.0(0.7)		
有無の子どもの	有	1.8(0.6)	2.13	0.10	7.9(1.1)	0.61	0.77	2.3(0.8)	3.29	0.20*	1.8(0.8)	0.06	0.98	2.0(0.6)	1.99	0.16
	無	1.9(0.7)			8.0(1.1)			2.4(0.9)			1.8(0.8)			2.0(0.7)		

一元配置分散分析, *p<0.05, **p<0.01

表2-3 個人属性・勤務状況別と職場ストレス要因得点と差

(n=610)

変数	カテゴリ	働きがい			上司の支援			同僚の支援			満足度		
		M (SD)	F	P	M (SD)	F	P	M (SD)	F	P	M (SD)	F	P
年齢	-29	1.6 (0.6)	0.66	0.58	6.9 (2.2)	1.34	0.21	5.5 (2.2)	3.27	0.00**	2.3 (0.9)	3.18	0.02*
	30-39	1.6 (0.6)			6.5 (2.4)			5.6 (2.1)			2.2 (0.9)		
	40-49	1.6 (0.7)			6.8 (2.5)			5.7 (2.0)			2.1 (0.8)		
	50-	1.7 (0.7)			6.9 (2.4)			6.2 (1.9)			2.1 (0.9)		
勤務年数	1-5年	1.6 (0.7)	1.31	0.27	6.8 (2.2)	2.30	0.01**	5.8 (2.2)	1.41	0.16	2.2 (0.9)	0.55	0.65
	6-10年	1.7 (0.6)			7.1 (2.3)			5.7 (2.1)			2.4 (0.9)		
	10年以上	1.6 (0.6)			6.5 (2.5)			5.7 (2.0)			2.1 (0.9)		
勤務経験	新卒	1.6 (0.6)	0.85	0.47	6.8 (2.3)	0.78	0.65	5.6 (2.1)	1.01	0.43	2.3 (0.9)	1.00	0.39
	再雇用	1.6 (0.6)			6.7 (2.4)			5.8 (2.1)			2.1 (0.8)		
	その他	1.8 (0.7)			6.9 (2.5)			6.0 (2.0)			2.1 (0.9)		
役職	主任級以上	1.6 (0.6)	0.22	0.89	6.4 (2.4)	1.13	0.34	5.8 (2.0)	0.75	0.70	2.1 (0.8)	1.19	0.31
	無	2.7 (0.6)			6.8 (2.3)			5.7 (2.1)			2.2 (0.9)		
施設形態	保育所	1.7 (0.6)	0.67	0.57	6.9 (2.4)	0.60	0.81	6.0 (2.1)	1.46	0.14	2.2 (0.9)	0.24	0.87
	幼稚園	1.4 (0.5)			5.9 (2.1)			5.2 (2.1)			1.9 (0.7)		
	こども園	1.6 (0.6)			6.8 (2.3)			5.5 (2.1)			2.2 (0.9)		
雇用形態	常勤	1.6 (0.6)	0.90	0.44	6.7 (2.3)	0.43	0.93	5.7 (2.1)	0.99	0.45	2.2 (0.9)	1.81	0.14
	パート	1.5 (0.6)			7.0 (2.5)			5.6 (2.1)			2.0 (0.9)		
収入	300万円以下	1.6 (0.6)	1.11	0.36	6.8 (2.3)	1.25	0.26	5.7 (2.1)	0.89	0.55	2.2 (0.9)	0.64	0.60
	300万円以上	1.6 (0.6)			6.7 (2.4)			5.8 (2.0)			2.2 (0.9)		
勤務時間	週50hrs未満	1.6 (0.7)	1.70	0.17	6.7 (2.3)	0.72	0.70	5.7 (2.4)	0.91	0.53	2.1 (0.9)	7.51	0.00**
	週50-60hrs	1.6 (0.6)			6.8 (2.3)			5.7 (2.3)			2.4 (0.9)		
	週61hrs以上	1.6 (0.5)			6.4 (3.0)			6.3 (3.0)			2.1 (0.9)		
担当	0歳児	1.6 (0.6)	3.16	0.02*	6.9 (2.4)	0.96	0.47	6.0 (2.2)	1.35	0.19	2.3 (1.0)	2.15	0.09
	未満児	1.7 (0.7)			7.1 (2.1)			5.9 (2.0)			2.3 (0.9)		
	以上児	1.5 (0.6)			6.6 (2.4)			5.4 (2.2)			2.2 (0.9)		
	相当無	1.7 (0.7)			6.6 (2.4)			5.8 (2.0)			2.1 (0.8)		
婚姻の有無	有	1.6 (0.6)	0.71	0.55	6.7 (2.4)	1.58	0.10	5.7 (2.1)	1.99	0.03*	2.2 (0.9)	0.98	0.40
	無	1.6 (0.6)			7.0 (2.3)			5.7 (2.1)			2.3 (0.9)		
子どもの有無	有	1.6 (0.6)	0.44	0.73	6.6 (2.4)	1.54	0.12	5.7 (2.0)	1.40	0.17	2.1 (0.9)	3.08	0.03*
	無	1.6 (0.6)			7.0 (2.3)			5.8 (2.2)			2.3 (0.9)		

一元配置分散分析, *p<0.05, **p<0.01

表3 職業ストレス要因間の相関

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1 量的負担	1.00												
2 質的負担	0.63**	1.00											
3 身体負担	0.41**	0.48**	1.00										
4 コントロール	0.16**	0.11*	0.16**	1.00									
5 技術の活用	-0.18**	-0.27**	-0.19**	0.23**	1.00								
6 対人関係	-0.20**	-0.17**	-0.15**	0.02	0.13**	1.00							
7 ギャップ	0.34**	0.28**	0.17**	0.18**	-0.07	-0.51**	1.00						
8 職場環境	0.92**	0.06	0.02	0.22**	0.10*	-0.12**	0.23**	1.00					
9 仕事の適性度	0.22**	0.04	0.05	0.25**	0.27**	-0.00	0.22**	0.10*	1.00				
10 働きがい	0.01	-0.11**	-0.07	0.19**	0.20**	0.07	0.12**	0.11**	0.52**	1.00			
11 上司の支援	0.12**	0.12**	0.07	0.36**	0.14*	-0.08	0.25**	0.26**	0.26**	0.31**	1.00		
12 同僚の支援	0.08	0.08	-0.01	0.26**	0.09*	-0.08	0.19**	0.16**	0.27**	0.32**	0.58**	1.00	
13 仕事の満足度	0.31**	0.18**	0.18**	0.37**	0.16**	-0.06	0.27**	0.21**	0.53**	0.47**	0.51**	0.39**	1.00

Pearsonの相関係数 *p<0.05, **p<0.01

3. 基本属性・勤務状況、職場ストレス要因と精神的不調との関連

多重ロジスティックの結果を、表4に示す。精神的不調者は192人で31.5%であった。基本属性・勤務状況では、勤務経歴で、新卒及び継続者とそれ以外で、オッズ比が有意に低く、勤務時間では、週50-60時間未満で、オッズ比が有意に高かった。

職場のストレス要因では、「量的負担」「適性度」のオッズ比が有意に高く、「働きがい」のオッズ比が有意に低かった。なお、ロジスティック解析モデルの適合度を表すHosmer-Lemeshow検定の結果はp=0.50で当てはまりは良かった。

IV. 考察

1. 保育従事者の基本属性・勤務状況と職場のストレス要因との関連

回答者の年齢は、20代から50代以上で幅広かったが、勤務年数では、11年以上のキャリアを積んだ保育従事者が41.3%おり、次いで、5年未満の層は、35.8%だった。しかし、役職有の保育従事者はわずか16.0%で、ほとんどの保育従事者は役職に就いていなかった。また、収入は、300万円未満が、69.8%と全体の約7割を占めていた。更に、既婚者は61.0%おり、子ども有は56.7%だった。これらのことから、11年以上のキャリアを有していても、収入は他産業と比較すると、依然として低い結果であり、収入や昇任といったキャリアアップが出来ていないことが推察される。保育従事者の収入や昇任について、2015年に、東京都福祉保健局が行なった調査²⁰⁾では、職場の改善希望状況において、「給与・賞与等の改善」が全体の59.0%に上り、第1位として挙げられている。更に、保育士の労働時間の長さが仕事の「処遇」への満足度を低めているという報告²¹⁾もある。保育士のキャリアアップについて、2017年に厚労省は、保育士のキャリアアップの仕組みの構築と処遇改善につ

表4 精神的不調(従属変数)と基本属性・勤務状況の多重ロジスティック解析 (n=610)

独立変数	カテゴリ	K6>=9の人数 (%)	調整オッズ比 ¹⁾ (95%信頼区間)
K6/SD		192 (31.5)	
年齢	20-29	74 (12.1)	1.00
	30-39	51 (8.4)	1.33 (0.67-2.62)
	40-49	46 (7.5)	1.68 (0.78-3.63)
	50-	21 (3.4)	0.84 (0.34-2.11)
勤務年数	5年未満	70 (11.5)	1.00
	5年-10年未満	51 (8.4)	1.31 (0.79-2.19)
	10年以上	71 (11.6)	0.93 (0.49-1.77)
勤務経歴	新卒	115 (18.9)	1.00
	それ以外	75 (10.4)	0.66 (0.37-1.17)
役職	有	32 (5.2)	1.00
	無	160 (26.2)	0.87 (0.50-1.53)
施設形態	保育所(園)	100 (16.4)	1.00
	幼稚園	7 (1.1)	0.36 (0.14-0.91)
	認定こども園	85 (13.9)	0.87 (0.59-1.29)
雇用形態	正職員	179 (29.3)	1.00
	非常勤	13 (2.1)	0.61 (0.29-1.27)
収入	300万円未満	133 (21.8)	1.00
	300万円以上	59 (9.7)	0.84 (0.51-1.37)
勤務時間	週50hrs未満	100 (16.4)	1.00
	週50-60hrs	86 (14.1)	1.97 (1.30-2.96)*
	週61hrs以上	6 (1.0)	2.79 (0.82-9.54)
担当クラス	0歳児	28 (4.6)	1.00
	未満児	51 (8.4)	0.91 (0.50-1.64)
	以上児	71 (11.6)	0.94 (0.50-1.66)
	担当無	42 (6.9)	1.01 (0.54-1.87)
婚姻有無	無	90 (14.8)	1.00
	有	102 (16.7)	1.56 (0.87-2.81)
子供有無	無	80 (13.1)	1.00
	有	112 (18.4)	1.35 (0.71-2.58)
量的負担			1.24 (1.09-1.42)**
質的負担			1.14 (0.96-1.35)
身体負担			1.15 (0.79-1.69)
コントロール度			0.99 (0.87-1.12)
技術の活用			0.74 (0.51-1.08)
対人関係			1.19 (0.97-1.47)
ギャップ			1.26 (0.93-1.71)
職場環境			1.09 (0.84-1.41)
適性度			0.57 (0.39-0.85)**
働きがい			0.78 (0.53-1.16)
上司の支援			1.09 (0.97-1.22)
同僚の支援			1.02 (0.91-1.15)
満足度			0.57 (0.41-0.78)**

従属変数はK6得点(9点以上=1, 9点未満=0)

1) K6と独立変数を強制投入法で投入したオッズ比。

2) *p<.05, **p<.01

3) 基本属性・勤務状況はカテゴリカル変数として扱い、職場のストレス要因は連続変数として扱った。

いて、キャリア研修を行い、キャリアアップの仕組みを提示しているが²²⁾、今回の調査結果では、キャリアアップできていない現状が露呈される結果となった。

加えて、今回の集団は、既婚者で、子ども有の保育従事者が多かったことも特徴である。

次に、この集団におけるBJSQの平均得点は、一般労働者²³⁾とほぼ同等であった。つまり、保育職員全体としては、職場環境が特に厳しいとは言えなかった。

これらと、基本属性・勤務状況との関連を見ると、「量的負担」の得点は年齢30歳未満で、勤務時間が長ければ長い程高く、更に、既婚者で子ども有では、低かった点が、回答者の特徴の一つである。年齢と「量的負担」の関連の理由について、秋田²⁴⁾は、新任保育従事者の特徴として、「実践をその場限りの具体的な事としてしか、捉えられず、自分自身の過去の経験や価値判断のみで対処する事が多く、子どもの発達からその行為の意味やつながりをみることができない」報告している。つまり、子どもの発達といった長期的な視点を持ちえない事が、仕事の「量的負担」として認識している可能性があるだろう。このことは、既婚者で子ども有の保育従事者の方が、未婚者で子ども無の保育従事者よりも、「量的負担」が低かった裏付けになるのかもしれない。

上述した推測については、保育従事者のライフステージや家族構成、詳しい業務内容などを視野に入れ、今後さらに確認する必要がある。

更に、保育従事者の勤務年数と「コントロール度」では、有意な差は見られなかった。ただし、役職に就いている人は、就いていない人よりも、「コントロール度」得点が低い結果となった。このことは、主任級以上についている人は、「量的負担」「質的負担」の得点が共に大きいのが、自分の裁量によって、業務を行うことが有る程度はできていることを示しているのかもしれない。

また、保育従事者の勤務年数と仕事の「量的

負担」「質的負担」の得点では、勤務年数が上昇するにつれ、仕事の「量的負担」「質的負担」の得点が高くなっていた。このことも、この集団での特徴と言える。例えば、本集団と同様に、女性が多い看護師を対象に行った調査では、勤務年数が1-5年未満の看護師の方が、6-10年未満、10年以上の看護師よりも、「量的負担」を感じやすい、といった報告されている²⁵⁾。しかし、この集団の場合、勤務年数が、5年未満の保育従事者よりも、5年以上の保育従事者の方が、仕事の「量的負担」「質的負担」が大きい事を示しており、5年以上の勤務年数の保育従事者が、いわゆる新人保育従事者の業務をサポートしていることから、生じている可能性がある。このことは、今後、更に検討する必要がある。

一方、収入が相対的に高い人では、仕事の「量的負担」「質的負担」得点が共に高かったが、同時に、仕事の「コントロール度」、「技術の活用」は、低かった。このことから、収入が相対的に高い人の方が、職場のストレスが高いことが示された。JDCSモデル¹¹⁾では、仕事の「量的負担」の大小ではなく、「コントロール度」の大小によって、感じるストレスが異なる、とされる。このことから、仕事の「量的負担」「質的負担」は、職場環境の改善が難しい場合があるが、保育従事者のコントロール感(裁量感)を高める工夫をすることによって、ストレスを和らげることができる可能性がある。

ここで職場ストレス要因間の相関を見ると、BJSQの「働きがい」「適性度」「満足度」「上司の支援」の得点が互いに正相関していた。これらのことから、保育従事者の「働きがい」は、仕事の「適性度」や「満足度」、さらに、「上司の支援」によって得られている可能性が解かった。これらの結果は、新しい知見である。

また、仕事の「量的・質的負担」と「身体的負担」が正相関を示した。保育従事者は、量的・質的負担感が高い人ほど、身体的な負担も感じているということである。このことは、一般労

働者にも同じことが言えるのだが²⁶⁾、保育従事者もまた、重労働であることが知られている²⁷⁾。保育業務は身体的な負担を伴うものなので²⁷⁾、業務負担の改善策として、身体的な負担等も改善していく必要性が示唆された。

一方、「対人関係」の問題は「ギャップ」と逆相関を示していた。このことは、「対人関係」の問題が大きい時は、保育従事者が感じる「ギャップ」は小さく、「対人関係」の問題が小さい時は、保育従事者が感じる「ギャップ」が大きいことを意味している。保育従事者の「ギャップ」は、「リアリティショック」²⁸⁾²⁹⁾などとも呼ばれるが、松浦らの報告⁸⁾では、「保育従事者同士の関わりがネガティブなギャップになること」が指摘されている。今後は、どのような場合にネガティブなギャップになるのか、更に検討する必要がある。

2. 保育従事者の基本属性・勤務状況および職場のストレス要因と精神健康との関連

多変量解析の結果、「勤務時間」と「量的負担」の得点が高いこと、及び「勤務経験」「適性度」「満足度」の得点が高いことが、精神的不調と関連していた。JDACSモデル¹¹⁾によれば、一般に職場のストレス要因として仕事の負荷は重要であり、ストレス緩和要因として仕事の「コントロール度」や上司等の支援が重要だが、保育従事者では、「コントロール度」や上司等の支援は精神的不調と関連していなかった。しかし、「勤務時間」が精神的不調と独立して関連していることを考え合わせると、仕事の業務負担が高いことと勤務時間が長いことが、保育従事者の精神的不調の要因と言える。精神的不調に、業務負担や高いことや、勤務時間の長さに関連したことは、宇佐美ら³⁰⁾や、森田ら³¹⁾の報告と一致している。宇佐美ら²⁸⁾によれば、心理的反応と関連があった要因は、「業務量過多」「裁量権不足」「時間的切迫」等であった。更

に、海外の報告では、「仕事の曖昧性や不明確さは保育者のメンタルヘルスにネガティブな影響を与える」という³²⁾³³⁾。

しかしながら、このような指摘は、日本ではあまりされてこなかった⁷⁾。そこで、今後は、保育従事者の「量的負担」を軽減することと共に、1日の労働時間内における業務量及び業務内容の見直し、簡素化等、更に、業務内容の細部にわたる見直しが必要であろう。

次に、仕事の「適性度」と「満足度」が、それぞれ独立して精神的不調の予防的因子となっている可能性が示された。

仕事の「適性度」と精神健康と関連しているという結果は、新たな知見である。仕事の「適性度」の得点は、再雇用者で、パートの保育従事者が低かったことから考えると、再雇用されたパートの保育従事者は、一旦保育の現場から離れ、職場に復帰するまでのブランクから生じる、漠然とした、職業のミスマッチ感や不安等を抱えているのかもしれない。

潜在保育従事者について、厚労省の調査³⁴⁾では、潜在的保育従事者が職場に復帰しない理由として、「求職しているが条件に合う求人がない」「就職に不安がある」等を理由に挙げている。

今後は、離職した保育従事者が現場へ復帰する際に、保育従事者が漠然と抱えている不安等、具体的に検討し、職業のミスマッチ感を小さくしていくことが、保育従事者の精神的健康には重要である。

また、仕事の「満足度」では、前田ら³⁵⁾やStremmelら³⁶⁾の報告と一致した。前田ら³⁵⁾は、「保育者の社会的スキルと職務内容の満足度は、精神的健康に関連している」と報告している。また、仕事の「満足度」とバーンアウトとの関連について、「労働条件や仕事自体の満足が、感情の枯渇を下げることに関連し、スタッフミーティングが仕事の満足度に関係している」³⁶⁾と報告している。つまり、保育従事者の仕事の「満足度」には、職務内容や、労働条件、更には、

職場の人間関係が含まれることを示している。

今後は、保育従事者の仕事の「適性度」や「満足度」を高めていくことができるよう、保育従事者の処遇改善や職場環境の整理、職場の人間関係の調整について更なる検討が求められる。

しかし、今回の調査では、収入の低さが精神的不調のリスク要因となっていなかったことは、これまでの調査結果が示していた「処遇」に対する不安や不満から考えると、意外である。ただし、回答者の収入が全体として低水準にあることを考えると、保育従事者の処遇改善の必要性²⁰⁾は、上述の通り、仕事の業務負担と関連があったので、精神的健康の維持という面で重要だろう。

一方、勤務経験では、新卒及び継続者以外の人は、精神的不調のオッズ比が低かった。言い換えると、新卒及び継続者の保育従事者はその他の保育従事者よりも、精神的不調が高い事を示している。この結果は、齋藤ら³⁷⁾や、上村³⁸⁾が報告した結果と一致する。保育従事者の新卒及び継続者への精神的不調の背景には、新任保育従事者だからこそ抱える「困難さ」が指摘されている³⁹⁾。これらの困難さには、「職場の人間関係」から「保育実践」「仕事の大変さ」「保護者対応」等多岐に渡っている³⁹⁾。更に、新任保育従事者の「リアリティショック」が報告されている⁸⁾。今回の調査では、就職前の期待と就職後の経験との間のギャップの認知⁴⁰⁾の質問「ギャップ」と精神的不健康は関連しなかったが、今後は、更に詳細な調査項目を作成し、検討したい。

V. 結語

本研究には、いくつかの限界がある。まず、横断的な調査なので観察された関連から因果関係を決定することはできない。仕事の「量的負担」や「適性度」が、どのような場合にストレス要因となるのかは不明なので、今後の検討が

必要である。本調査では保育従事者を対象としたが、幼稚園の保育従事者は多くなかった。幼稚園教諭では、精神的負担が大きいとする報告もあるので⁴¹⁾、幼稚園教諭の調査対象者を増やし、調査結果を確認することも必要である。

しかしながら、過去10年間で保育従事者の精神健康と個人属性や職業性ストレスに関するまとまった調査はなかったところ¹⁰⁾、本調査はこれに関するほぼ初めての調査であり、その結果から以下のことが明らかになった。

- 1) 保育従事者、収入水準は一般労働者と比べ低めであった。年齢が低いほど「量的負担」が高く、勤務時間が長かった。また、収入が低いほど、「量的負担」「質的負担」得点が低く、「コントロール度」「技術の活用」得点が高かった。
- 2) 精神的不調者の割合は、年齢が低い群や、新卒及び継続者、低収入群、既婚者、子ども有で高く、役職有では低かったが、新卒及び継続者、勤務時間は、精神健康と関連があった。精神的不調のリスク要因として、勤務経験、勤務時間以外に、仕事の「量的負担」が高く、仕事の「適性度」、仕事の「満足度」の低さが見出された。この結果はJDCSとある程度一致した。

以上から、今後は一般労働者のストレスマネジメントを考慮しつつ、保育現場にも活用できるように、検討することが必要である。

謝辞

本研究にあたり、調査にご協力いただきました、保育従事者の皆様へ心より深く感謝申し上げます。

付記

本研究は、日本社会福祉マネジメント学会研究助成金を受け行われた。

文献

- 1) 総務省(アクセス 2022年9月15日)「労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)」
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>
- 2) 厚生労働省(アクセス 2022年9月15日)「働き方改革の実現に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>
- 3) 厚生労働省(アクセス 2022年9月15日)「社会福祉施設等調査」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>
- 4) 厚生労働省(アクセス 2022年9月15日)「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>
- 5) 厚生労働省(アクセス 2022年9月15日)「第3回保育士等に関する関係資料」
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s.1_3.pdf
- 6) 森本美佐,林悠子,東村知子(2013)「新人保育者の早期離職に関する実態調査」『奈良文化短期大学』44, pp.101-109
- 7) 加藤由美, 安藤 美華代(2021)「保育士の職場ストレスに関する研究-休憩時間・持ち帰り仕事からの検討-」『保育学研究』59(1), pp.117-130
- 8) 松浦美晴, 上地玲子, 岡本響子ほか(2019)「新人保育士のリアリティショックを引き起こす予想と現実のギャップの抽出-カテゴリと分類軸-」『保育学研究』57(1), pp.79-89
- 9) 庭野晃子(2021)「保育従事者の離職意向を規定する要因」『保育学研究』58(1), pp.105-114
- 10) 齊藤友子, 平井和明(2021)「保育者の精神健康および関連要因のレビュー」『日本社会福祉マネジメント学会誌』1(2), pp.44-53
- 11) Karasek RA. Job demand, job decision Latitude, and mental strain: implications for job redesign. *Administrative Science Quarterly*. 24(1979): 285-308
- 12) 厚生労働省(2001)「脳血管疾患及び虚血性心疾患(負傷に起因するものを除く.)の認定基準について」
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-11a.pdf>
- 13) 厚生労働省(アクセス 2022年9月15日)「令和2年賃金構造基本統計調査結果の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/xls/zuhyo.xlsx>
- 14) 厚生労働省(アクセス 2022年9月15日)「下光輝一. 職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル-より効果的な職場環境等の改善対策のために-, 職場環境等の改善によるメンタルヘルス対策に関する研究」『平成14年-16年度厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究』
<http://www.tmu-ph.ac/topics/pdf/manual2.pdf>
- 15) 堤明純(2018)「ストレスチェックのエビデンス」『予防精神医学』3(1), pp.86-94.
- 16) 加賀田聡子, 井上彰臣, 窪田和巳, 島津明人(2015)「病棟看護師における感情労働とワーク・エンゲイジメントおよびストレス反応との関連」『行動医学研究』21(2), pp.83-90.
- 17) Kessler RC, Andrews G, Colpe LJ, Hiripi E, Mroczek DK, Normard SLT, Walters EE, Zaslavsky AM. "Short screening scales to monitor population prevalence and trends in non-specific psychological distress", 32(2002): 959-976. *Psychol Med*
- 18) 古川壽亮, 大野裕, 宇田英典ほか(2003)「一般人口中の精神疾患の簡便なスクリーニングに関する研究」科学研究費「心の健康問題と対策基盤の実態に関する研究」平成14年度報告. 内閣府. 内閣府男女共同参画局白書.
- 19) 川上憲人(2007)国民の健康状況に関する統計情報を世帯面から把握・分析するシステムの検討に関する研究報告書平成17-18年度総合報告書平成18年度総括・分担研究報告(厚生労働省厚生労働科学研究費補助金政策科学総合(統計情報総合)研究事業pp.13-21)
- 20) 東京都福祉保健局(アクセス 2022年9月15日)「平成30年度東京都保育士実態調査結果(報告書)」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shikaku/30hoikushichousa.html>
- 21) 長町理恵子(2009)「保育園と幼稚園における保育者の労働環境および保育者と親の満足度・ストレスの関係」『生活社会科学研究』16, pp.19-33
- 22) 生労働省(アクセス 2022年9月14日)「保育士のキャリアアップの仕組みの構築と 処遇改善について(平成29年)」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-119000-00-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000155997.pdf>
- 23) Tsuno K, Kawakami N, Inoue A, Ishizaki M, Tabata M, Tsuchiya M, Akiyama A, Kitasumi A, Kuroda M, Shimazu A. "Intragroup and Intergroup Conflict at Work, Psychological Distress, and Work Engagement in a Sample of Employees in Japan" 47(2009): 640-648. *Industrial Health*
- 24) 秋田喜代美, 淀川裕美, 佐川早季子ほか(2016)「保育士のリーダーシップ研究の展望」『東京大学大学院教育学研究科紀要』56, pp.283-306
- 25) 一瀬久美子, 堀江令子, 牟田典子ほか(2007)「看護師が抱える職場ストレスとその対応」『保健学研究』20(1), pp.67-74
- 26) 南谷晴之(1997)「疲労とストレス」『バイオメカニズム学会誌』21(2), pp.58-64
- 27) 越河六郎(1977)「保母の作業と腰痛」『労働科学』32(1), pp.28-34
- 28) 厚生労働省(アクセス2022年9月15日)「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取り組み」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000026218.pdf>
- 29) Kramer, M. St.Louis,MO: The C.V.Modby Co, 1974. *Reality Shock Why Nurses Leave Nursing?*
- 30) 宇佐美尋子, 西智子, 高尾公矢(2015)「保育者のストレスに関する研究」『聖徳大学短期大学部』48, pp.1-7

- 31) 森田多美子, 植村勝彦(2011)「保育所に勤務する保育士のバーンアウトに影響を及ぼす要因の検討」『愛知淑徳大学論集-心理学部篇-』1, pp.67-81
- 32) Goelman, H., & Guo, H. "What we know and what we don't know about burnout among early childhood care providers", 27-3 (1998) : 175-199. Child Youth Care Forum.
- 33) Elizabeth, E.M. "Conflict and Ambiguity over Work Roles : The Impact on Child Care Worker Burnout", 2-3, (1994), 41-55. Early Education and Development 厚生労働省(アクセス2022年9月15日)「潜在保育者の実態について」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/h120423_g_02.pdf
- 35) 前田直樹・金丸靖代・畑田惣一郎(2009)「保育者効力感, 社会的スキル及び職務満足感が保育士の精神的健康に与える影響」『九州保健福祉大学研究紀要』10, pp.17-23
- 36) Stremmel, A.J.& Benson, M.J. "Communication, satisfaction, and emotional exhaustion among child care center staff: Directors, teachers, and assistant teachers.", 8-2,(1993) : 221-233. Early Childhood Research Quarterly
- 37) 齋藤恵美, 田中紀衣, 松村公美子ほか(2009)「保育従事者のバーンアウトとストレス・コーピングについて」『新潟青陵大学大学院臨床心理学研究』3, pp.23-29
- 38) 上村真正(2011)「育士のレジリエンスとメンタルヘルスの関連に関する研究-保育士の経験年数による検討-」『広島大学大学院教育研究科紀要第三部』60, pp.249-257
- 39) 濱名潔, 中坪史典(2019)「新任保育者の離職と育成をめぐる研究の動向と課題」『幼年教育年報』41, pp.61-74
- 40) 厚生労働省(アクセス 2022年9月15日)「生涯キャリア支援と企業のあり方に関する研究会」報告書 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/07/h0720-6d.html>
- 41) 西坂小百合(2014)「幼稚園教諭の職業継続の意思と教職経験年数・職場環境の関係」『共立女子大学家政学部紀要』60, pp.131-139.

【 原 著 】

保育者が集団に入ることが難しいと認識する 気になる子どもの範囲 - 発達記録を分析して -

Range of Children Nursery Teachers Recognize
as Having Difficulties Joining Group Activities
through Analysis of Developmental Records

貞松 成

Joe Sadamatsu

大阪総合保育大学大学院

Graduate School of Osaka University of
Comprehensive Children Education

中山 奈保子

Naoko Nakayama

彰栄リハビリテーション専門学校

Shoei Rehabilitation
Professional Training College

キーワード

気になる子 加配保育者 問題行動 発達障害 発達記録

children with special needs / assigned nursery teacher / problematic behaviors /
developmental disorders / developmental record

要 旨

本研究では、認可保育所に勤務する3歳児クラスの担任保育者への聞き取り調査を通して、保育者の気になる子どもの範囲を明確にすることを試みた。担任保育者らが受け持つクラス全員の発達記録を分析して作成した発達分析表をもとに、気になる子どもと気にならない子どもの違いを調査した結果、気になる子どもは、クラス全体の平均発達から概ね6ヶ月以上の遅れが確認され、特に言葉の領域における遅れが顕著であった。さらに、ADHDなどの発達障害傾向であったり、自傷行為などの問題行動を取ったりすることで集団に入ることができない子どもも気になる子どもとして認識していた。一方、発達面において遅れがある子どもであっても、成長が見られることで集団に入る見通しを立てることができたり、保育者の加配によって保育が個別に提供されていたりする子どもは気になる子どもとして認識していなかった。

This study attempted to clarify the range of children whom nursery teachers recognize as having difficulties taking part in group activities through interviews with nursery teachers.

The differences between the children whom nursery teachers were and weren't concerned about are investigated based on a developmental analysis chart. This chart was created by analyzing the developmental records of all the children in the class. As a result, it was found that the children whom nursery teachers were concerned about were generally six months or more behind the developmental average of the entire class and had noticeably delayed language skills. In addition, children who were not included in the group because of developmental disabilities such as ADHD or problematic behaviors such as self-injurious behaviors were also identified as children of concern. On the other hand, children with developmental delays who were expected to take part in group activities due to developmental improvements, or those who were provided with individualized care by an assigned nursery teacher were not recognized as children of concern.

1. 問題と背景

保育所保育における指導の個別化

中央教育審議会初等中等教育分科会¹⁾は、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目的として、「令和の日本型学校教育」の構築について触れている。個別最適な学びとは、「指導の個別化」と「学習の個性化」等を教師視点から整理した概念である。特に、指導の個別化については、「教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う」としている。時間割に従って教科書を使って系統的に学ぶ教育課程である就学期とは異なり、子どもの生活リズムに合わせて身の回りの「人・もの・こと」を教材として5領域を総合的に学ぶ未就学期において、支援が必要な子どもを含め、一人ひとりの特性に合わせて指導方法や教材を柔軟に設定することは容易ではない。特に、未就学期には特別支援学級等の制度がないことから、保育者には子ども理解に基づいた柔軟性のある保育の提供が求められる。未就学期においては、支援が必要な子どもは「気になる子ども」と表現されてお

り、いくつかの先行研究において定義されている。例えば、気になる子どもの行動特徴と保育者の対応を報告した本郷ら²⁾は「気になる子ども」を「何らかの障害があるとは認定されていないが、保育者にとって保育が難しいと考えられている子ども」、気になる子どもの保育研究と今日的課題を整理した野村³⁾は、「幼児期に保育所・幼稚園の生活で行動・対人関係に課題があることで集団への参加に困難をもつ子ども」「その困難に関して特別なニーズをもつ子ども」と定義した。その気になる子どもの存在は、保育者にとって「子ども理解」を深めるための知識や技術の修得に欠かせないものである。山川⁴⁾は、「気になる子ども」の保育は、「精神的な辛さ」ともなうものであるが、気になる子どもの前担任者や、他クラスの担任、職員会や外部の専門家などの「サポート資源」を活用したり、気になる子どもの存在によってクラス全体の成長につながったとポジティブに捉えられるようになるなど「思考を深めるきっかけ」になったりしていると報告するなど、気になる子どもを含めたインクルーシブ保育が前提となっており、その利点や捉え方、問題の指摘や克服方法に関する研究が目立つ。例えば、保育者の熟達化プロセスを検討した高濱⁵⁾は、保育者は5年以上の経験を積むと、ある一定量の知識を獲得す

るが、知識の増加現象は全体的に進むのではなく、いくつかの領域で進行したり、あるいは経験によって特有の増加領域があるとし、幼児のタイプや個人差によって保育者に関心を向ける側面が異なることを報告している。これは、保育者の成長過程を分析した小川⁶⁾が、保育者は、保育の流れの中で、その場面毎の問題を敏感に感じ取ることができるようになるという報告と一致する。また、保育者の成長には、気になる子どもの指導に困難をきたした経験や職場での危機などのいくつかの要因が関連していると考えられる。佐藤・相良⁷⁾は、熟練保育者の実践の振り返りの語りから子ども理解に変化をもたらす契機には、個人的要素(①対象となる子どもの姿)と環境的要素(②異なる立場の経験、③園全体での課題共有、④熟練保育者の存在、⑤養成校時代の経験)があることを報告している。対象となる子どもの姿とは、たとえば子どもの思いがけない発言や想定外の行動を目にし、自身の実践や子どもの表現の意図や背景を再度捉え直すような契機を指す。環境的要素とは、それまで身を置くことのなかった立場や出会い、経験と言える。新たな環境で出会った子どもの姿が視野の拡大や新たな視点獲得の契機となり、子ども理解の深化へと繋がる。指導が困難であった気になる子どもの存在が保育者に新たな気づきを与え、より子どもを理解できるようになったのであろう。このように、保育者はインクルーシブ保育という環境を通して、指導の個別化を目指す過程で成長している側面がある。

集団における気になる子どもの特徴

気になる子どもの特徴は1つではない。保育者から見た「気になる子ども」とはどのようなものかについて調査した久保山ら⁸⁾は、子どもたちの発達の遅れやアンバランス、コミュニケーション、落ち着きのなさや集中力の欠如など多岐に渡り、気になる子どもとして見るのは発達障害のある子どもだけではなく、年齢や所属機

関によっても異なると指摘している。また、気になる子どもの発達の特徴を調査した本郷ら⁹⁾も、子ども自身の発達は進んでいたとしても、年齢が高くなるほど集団との発達の開きが大きくなるとし、特定の領域に難しさを抱えるのではなく同じ領域の中でも「できること」と「できないこと」があり、さらに、対人トラブルや衝動性といった問題行動の理由は、知的な発達の遅れだけでは十分に説明できないと述べている。同様に、溝口¹⁰⁾も、気になる子どもの行動は「心理的つまずき」「社会的つまずき」「身体的つまずき」の3つの視点で捉えられ、これらの「つまずき」の多くは、クラスあるいは園生活などの集団生活の中で他者との相互交渉に問題を抱えているとした。以上を整理すると、保育者にとっての気になる子どもとは、発達障害をはじめ、実年齢と比べて発達の遅れがあり、集団生活や社会性の発達に支障をきたす問題行動によって集団への参加が難しい子どもであると説明できるだろう。

特別な支援の基準の必要性

保育所保育指針¹¹⁾によると、保育士には乳幼児期の発達の特長や道筋を理解するとともに、一人一人の子どもの発達過程と個人差に配慮し、育ちについて見通しをもちながら、実態に即して保育を行うことが求められている。しかし、その重要性は理解できるものの、子どもの育ちを考えたとき、集団保育ではなく個別保育の方が適している場合もあるだろう。いくら気になる子どもの存在が保育者の子ども理解に変化をもたらすとはいうものの、未就学期はインクルーシブ保育が前提となっていることから、発達の個人差に配慮したり、育ちに見通しを持つことが難しく、保育の質の低下に繋がったり、最終的には保育者の過度な心理的負担となる恐れもある。一般的には、気になる子どもは医療機関等によって診断されるが、保育園は1歳6か月児健診よりも前に入園することもインクルーシブ

保育を前提としている大きな要因の1つである。木曾¹²⁾は、診断や判定を受けていないが発達障害の特性を有する子どもへの対応の困難さと心理的負担の関係について調査しており、問題行動などへの対応に困難は感じていないものの、子どもの課題を保護者へ伝える難しさ(問題伝達の困難性)が、保育者の精神的疲労や子どもや保護者との接触の回避といった保育者の心理的負担につながることを報告している。これに対し、福島・清水¹³⁾は、保育者が発達障害に関する知識が豊富にあると思えていることに加えて、周囲からの手助けやアドバイスを受けることができていると感じられている状態下であれば、特別な配慮を要する子どもの保育の負担が大きくても、それに対処するだけの知識能力と環境が整っているために困難を乗り越えることができ、やりがいや達成感を感じることができると報告している。しかし、気になる子どもへの対応は自治体の制度や方針、施設の規模によって異なっており、職場内でカンファレンスを実施したとしても、発達障害に関する知識や経験を持たない保育者のみによる見解になってしまう恐れもある。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第五章保育所第三十三条(職員)の中においても、「保育所には、保育士、嘱託医¹⁴⁾及び調理員を置かなければならない」とあるが、保育士以外の専門職の配置は想定していない。そのため、こうした定型発達ではない子どもの発達面に関する問題を解決するためには、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの外部の専門家と連携し、多角的な視点に基づく保育方針の検討が必要であろう。こうした事情を踏まえ、別府¹⁴⁾は、気になる子どもの保育の課題として、障害の確定しないことの多い幼児期には子ども理解(アセスメント)が重要であることなどを挙げ、そのための記録を科学的な分析、一般化するための方法論の構築ができていないことを指摘している。このように、子ども一人ひとりの身体的、情緒的、知的、

心理社会的発達の過程にどのような特性があり、その子どもの発達面に対して、どのような生活や活動を経験することが望ましいのかについて保育者自身が判断できなければ、時間が経つと共にクラスにおける子どもたちの発達の個人差が大きくなり、結果的に子どもの不利益になりかねない。このような事態にならないためにも、特別な支援の基準について検討することは重要であろう。

以上の通り、発達の個人差に配慮した指導の個別化が重要視されているにも関わらず、実際にはインクルーシブ保育が前提の保育環境であることから、保育者が集団に入ることが難しいと認識する子どもがどのような子どもであるかを明確にすることは、保育者と子どもの利益のためにも必要であろう。

そこで、本研究では、認可保育所に勤務する3歳児クラスの4人の担任保育者への聞き取り調査と、保育者らが担当するクラス全員の発達記録の分析を通して、保育者が集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲を明らかにすることを目的とする。3歳児クラスを選定した理由は、3歳児健診を終えて発育状態や栄養の良否、疾病の有無、歯科、精神の発達など多角的な観点で発達の状態や保育園生活への影響が共有されているためである。

II. 方法

1. 対象者

研究対象は、同一法人が運営する認可保育所から担任を持つ4名の保育者への聞き取り調査から得られた口述記録と発達記録である。4人の保育者を選んだ理由として、全員が10年の保育経験を有しており、子どもの発達の個人差の把握について十分な見解を得ることが期待できたためである。表1に、対象者の性別・年代・経験・勤務先と、録音時間、および録音データを起こした文字数を示した。聞き取り調査はオン

ラインシステムを使用して行われた。オンラインソフトはzoom(バージョン:5.9.6)を使用した。

表1 対象者の概要

対象者	性別	年齢	経験	勤務先	録音時間	文字数
保育者A	女性	30代	10年	A保育園	59分	10,853文字
保育者B	女性	30代	10年	B保育園	62分	11,135文字
保育者C	女性	40代	10年	C保育園	60分	11,888文字
保育者D	女性	30代	10年	D保育園	61分	11,680文字

2. データ収集

オンラインソフトを使用した個別の聞き取り調査時間はそれぞれ約1時間であった。構造化質問として、冒頭に、担任保育者のもっとも気になる子どもを特定するために「現在、担任を持っているクラスのなかで、もっとも気になる子どもは誰ですか」と質問し、次に、気になっている理由と経緯を確認した。さらに掘り下げて、気になる子どもにおける保育上の問題や課題意識を確認し、最後に、気になる子どもと気にならない子の違いとその理由について確認した。その後、担任保育者に発達分析表を示し、自身が気になる子どもとして回答した子どものクラスにおける発達上の位置を確認した。その上で、明らかに発達に遅れがある子どもについての特徴や、気になる子どもと同様の発達を示しているにも関わらず気にならない子の特徴、クラスの平均発達と同程度であるにも関わらず気になる子どもと認識した理由などについて聴取した。また、発達の遅れ以外についての発言があった場合も併せて質問を重ねて掘り下げた。

3. 分析方法

聞き取り調査の際に使う発達分析表を以下の方法で作成した上で、聞き取り調査データの分析方法について記載する。

(1) 発達記録

保育者がどの程度の発達の遅れがある子どもを気になる子どもとして認識するのかについて明確にするためにクラスの子どもの発達が可視化される必要があった。認可保育所は、子どもの発達状況を発達記録に記録し、一定期間保存しなければならない。本研究では、研究対象となった4人の担任保育者が勤務する認可保育所が使用している同一様式の発達記録を収集して分析した。発達記録は、主に担任保育者によって日々の子どもの発達状況が発達確認項目に沿って一人ずつ月別に記録されており、保育者は、その月に発達が確認された項目があれば印を付け、発達が確認されなかった場合は印をつけない。本研究では1年分の発達記録を対象としたため、子ども毎の1年間の発達の経過を収集することができた。

(2) 発達記録の構成

一般的に発達記録の項目は幼稚園教育要領や保育所保育指針に複数の具体例が示されており、各保育所の方針に沿って発達項目に工夫がされており、研究対象となった認可保育所においても同様に発達項目に工夫がなされていた。そして、それらの発達項目は「健康」(26項目)、「人間関係」(14項目)、「環境」(15項目)、「言葉」(16項目)、「表現」(9項目)の5領域(80項目)に沿って分類されていたが、研究対象となった認可保育所においては、「健康」領域の26項目が運動(19項目)と生活習慣(7項目)に分類されていたため6領域となっていた。発達項目例を以下に記載する。健康領域(運動)「保育者が回した縄を跳ぶことができる」、健康領域(生活習慣)「排泄後、自分でトイレを流す」、人間関係(保育者や友達以外の地域の人に挨拶をする)、環境(落ちていた枝や葉を拾って遊ぶ)、言葉(保育者の言葉をよく聞き、聞かれたことに答える)、表現(自分の製作物を保育者や友達に見せる)。

(3) 発達数値

4月に到達した発達項目を「12」、5月に到達

した発達項目を「11」とするように、到達した月順に数値を1つずつ減らしながら、翌年3月に到達した発達項目を「1」として1年分の発達項目を数値化する。また、すでに前年度に到達している発達項目については4月同様に「12」、年度内に到達しなかった発達項目については「0」として数値化し、発達数値とした。

(4) 発達分析表の作成手順

各園の3歳児クラスの領域別の発達数値の平均点(領域別の発達数値/領域別の発達項目数)と標準偏差を算出し、標準偏差が大きい2つの領域を選択する。平均点が高いほど、早く達成していることを表す。たとえば、言葉の領域の平均点が10であればクラスの子どもたちは言葉の領域の発達項目を概ね6月に到達していることを示し、表現領域の平均点が9であればクラスの子どもたちは表現領域の発達項目を概ね7月に到達していることを示す。平均点を用いた理由は、分析対象となる発達記録は主に担任保育者によって記録されており、そのクラスにおける発達数値の平均と各子どもの発達数値の差を算出するためである。保育者は主に発達の遅れによって気になる子どもを認識しているため、標準偏差の大きい領域を対象とした。選択した2つの領域において、各子どもの発達数値の平均点から全ての子どもの発達数値の平均点をそれぞれ差し引き、クラス全体の発達と子ども毎の発達差を「発達乖離度」として算出する。例えば、言葉領域のクラス平均が10であり、ある子どもの言葉領域の発達数値が8であった場合は、発達乖離度は▲2となる(▲はマイナスを示す)。標準偏差が最も大きい領域を縦軸、次に標準偏差が大きい領域を横軸として表を作成し、発達乖離度をグラフ上に入力し、発達分析表を作成する。

(5) 聞き取り調査データの分析視点

聞き取り調査データの逐語録をもとに、保育者が気になる子どもについて話した箇所について、気になる子どもと認識した理由を、先行研

究をもとに「発達障害」²⁾⁸⁾「発達の遅れなどの個人差」⁸⁾⁹⁾「衝動性などの問題行動」⁹⁾¹²⁾の3つの観点から抽出した。

4. 研究期間

本研究は、2021年9月から2022年2月に実施された。

5. 倫理的配慮

本研究を進めるにあたっては、対象となる保育者に対して、本研究の目的、聞き取り調査内容、聞き取り調査の録画について紙面をもって説明し、本研究への参加は任意であり、不参加による不利益はないことも事前に説明した。また、保育者が担当するクラスの子どもの発達状況等についても聞き取るため、クラス全員の保護者から紙面にて了承を得た。研究結果を公表する場合には個人情報匿名処理されること、および撮影後のデータに関してはハードディスクに保存し、研究終了後は物理的に破棄することで同意を得た。なお、本研究は大阪総合保育大学倫理委員会の許可を得て実施された。

III. 結果

4人の担任保育者への聞き取り調査の結果から、保育者が気になる子どもとして認識する範囲と気になる子どもへの配慮における潜在的な問題について記述する。表2~5には、各クラスの発達数値の平均点と標準偏差、ならびに各担任保育者がもっとも気になる子どもとして認識している子どもの発達乖離度を示した。また、図1~4には、各クラスの発達分析表を示した。発達分析表の1マスの単位は2ヶ月である。

保育者A(担任保育者1人、子ども10人)

保育園Aに勤務する保育者Aは、1年目から3年目までは担任補助として勤務し、4年目に3歳児クラスを担当した。4年目以降は主に1歳児から3歳児クラスを中心に担任保育者として勤務して

きた。保育者Aが最も気になるJ1は、年度途中で転園してきた。保育者Aは、「他の子どもと明らかに体格が違い痩せ細っていた」「まだ言葉の理解ができていなかった」と当時の様子を振り返る。保育者の言葉にオウム返しもできず、まるで「1歳児のような返答だった」ことと、J1が自分の感情のコントロールが全くできないことや、保護者からJ1が低体重で生まれてきたと事前に聞いていたことから「加配保育者が必要だと思った」とJ1に対する思いを語った。保育者Aは、J1に対し「他の3歳児と同じではなく、1歳児に対するような声かけを行っている」と普段の保育について説明した。

表2に示した保育園Aの発達数値の通り、もっとも偏差が大きかったのは「言葉」の2.45であり、次が「表現」の2.43であった。つまり、保育者Aは、クラスの子どものたちの発達面において、言葉と表現の領域における発達差を感じていると言える。

表2 保育園Aの3歳児の発達数値の平均得点と標準偏差と保育者Aが最も気になる子どもの発達乖離度

領域	健康運動	健康生活習慣	言葉	表現	人間関係	環境
平均得点	6.9	9.4	10.8	9.1	9.5	8.0
標準偏差	1.02	2.03	2.45	2.43	2.18	1.76
J1	▲2.0	▲5.2	▲7.2	▲6.1	▲5.4	▲3.0

保育者Aに発達分析表(図1)を示し、J1の発達がクラス平均よりも言葉領域が7.2、表現領域が6.1遅れていることを確認したあと、気にならない子とJ1との違いや、気にならない理由について問うと、「(気になる子どもは)簡単に言うと手がかかる子」と答えた。保育者の指示が通らない子は、自分で食器が持てなかったり、洋服の着脱ができなかったり、会話ができなかったりする子であり、「まずは子どもに一人でやらせてみて、不足する部分について助言し、個々の能力を引き出していけるような声かけをする

ようにしている」と、自身の保育方法について説明を加えた。

保育者Aにとっての気になる子どもは他の子どもよりも手がかかる子どもであることから、保育者がその子どもに対してより多くの時間を割いてしまうことを気にしているとも言える。時間を割いてしまう理由は、子どもJ1の実年齢は3歳であるが発達年齢としては1歳程度であることから、言葉の理解や衣服の着脱など他の子どもと比べてできることがまだ少なく、より多くの保育者の支援を個別に要するためである。気になる子どもと認識した主な理由として発達の遅れを挙げており、実際に、子どもJ1の発達はクラスの平均から大きな差があり、もっとも大きな差が確認された領域は「言葉」の領域において7.2、次に「表現」の領域において6.1と、半年以上の遅れであった。したがって、保育者Aが集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲には発達面においてクラスの平均よりも半年以上の遅れがある子どもが含まれる。

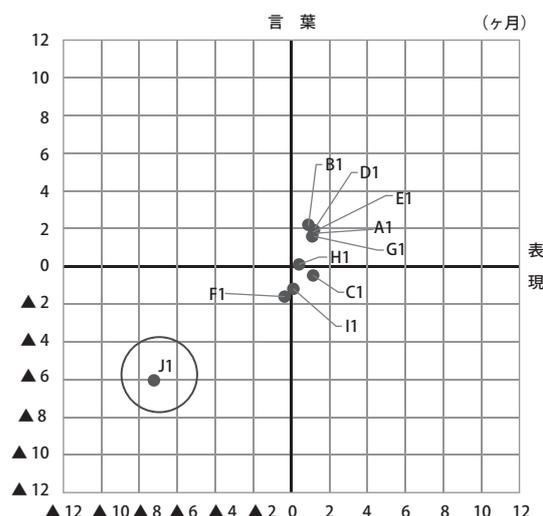


図1 保育園Aの発達分析表

保育者B(担任保育者1人、子ども12人)

保育者Bは1年目から4歳児クラスの担任保育者として勤務し、2年目以降は0歳児から5歳児クラスを担当してきた経験を持つ。保育者B

がクラスでもっとも気になる子どもと答えた子どもはH2であった。その理由として、「多動」を理由にするとともに、「(H2は)気になるというよりは『何とかしたい子ども』と言った方が正しいと思う」と説明を加えた。保育者Bによると、H2は6月生まれであるにも関わらず、いつも口からよだれが出ていて、動きが散漫で常に動いている子どもであり、クラスで歌を歌う時に、「みんなは立って歌っているが、H2はフラフラして、時々しゃがんでみたり、手をぶらぶらしてみたり、体のどこかが常に動いている状態であると説明した。保育者BがH2に「なんで動くの?」と聞くと「だって、動きたくなくなっちゃうんだもん」と返答があったと言う。H2に対しては、日頃から1対1で関わる場面が多く、保護者に対して「就学に向けて外部の支援が必要ではないか」と説明しており、無事に卒園を迎えられるよう手を尽くしていた。表3に示した保育園Bの発達数値の通り、もっとも標準偏差が大きかったのは「言葉」の2.70であり、次が「人間関係」の2.65であったため、保育者Bは、日々の保育において、言葉と人間関係の領域における発達差を強く感じている。

表3 保育園Bの3歳児の発達数値の平均得点と標準偏差と保育者Bが最も気になる子どもの発達乖離度

領域	健康運動	健康 生活習慣	言葉	表現	人間関係	環境
平均得点	7.5	10.1	10.8	10.5	10.8	8.4
標準偏差	1.10	2.08	2.70	2.23	2.65	1.82
H2	▲0.4	0.0	1.2	0.6	0.7	0.3

保育者Bに発達分析表(図2)を示し、H2の発達がクラスの平均程度であることを確認すると、発達がもっとも遅れているL2を指し、「L2は、明らかに支援が必要な子で、加配保育者がついているから気になる子どもとして挙げなかった」と答えた。L2の発達はクラス平均から言葉と人間関係共に8ヶ月程度遅れている。自治体から

も言葉の遅れを主要因として加配認定がなされているが、医療機関などからの診断はない。続いて、保育者Bにとって、気にならない子とはどのような子であるか問うと、「集団に入ることができる子ども」とし、「普通の3歳児は友達とごっこ遊びをするが、1人でずっと自分の世界で遊んでいる。集団に入らない理由は、遊び方がわからない、集団がつまらないからなのだと思う。色も白じゃなきゃ嫌だなどこだわりが強い。じっとしてられない、多動な子も集団に入ることができないから気になる」と語った。保育者Aが気になっていた子どもJ1同様に、L2の発達はクラス平均から半年以上の遅れが確認できる。しかし、L2については気になっておらず、その理由として加配保育者が配置されており、個別保育に移行できていることをあげていた。保育者Bにとっての気になる子どもはH2であり、その理由を「多動」とした。多動は、いわゆるADHD(注意欠如・多動性障害)であり発達障害の1つである。3歳児にもなれば友達と一緒にごっこ遊びや簡単なルールのある遊びをするであろう。保育者Bは、子どもH2が多動を原因として集団に入ることができないことを気にしていた。しかし、H2の発達はクラス平均と比べても遅れているとは言えず、むしろクラス平均よりも早い。唯一、クラス平均から遅れている発達領域は健康領域の運動であり、それもわずか0.4である。したがって、保育者Bが集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲には、発達障害傾向のある子どもが含まれ得る。ただし、発達障害の傾向については発達分析表には現れていない。また、今回は発達に大きな遅れのあったL2については加配保育者によって個別に保育が提供されていたため集団に入ることが難しい子どもとして気になってはいなかったが、加配保育者が配置されていなかったとしたら、気になる子どもはL2であった可能性もある。

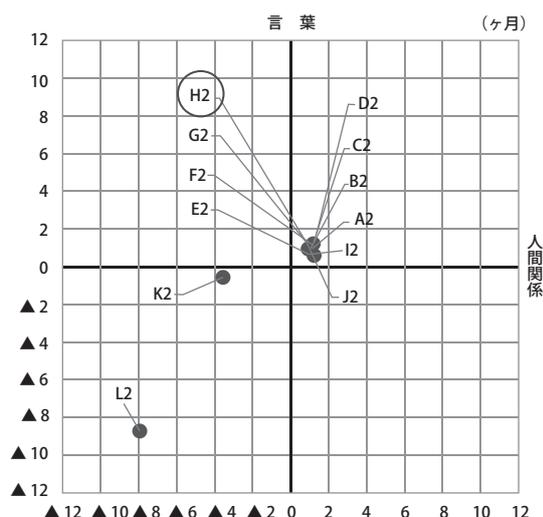


図2 保育園Bの発達分析表

保育者C(担任保育者1人, 子ども10人)

保育者Cは、保育者1年目と2年目は担任補助として勤務し、3年目に5歳児クラスの担任保育者として勤務し、4年目以降は2歳児から5歳児クラスを担任してきた。保育者Cは、A3をもっとも気になる子どもとして挙げた。A3は、気に入らないことがあると、頭を壁にぶついたり、手を噛んだりする自傷行為のある子どもである。進級前から集団行動が苦手で、嫌なことがあれば自傷行為をすることをクラス担任になる前から職員室で保育者同士の会話を通して知っていた。クラス担任となった当時の第一印象は、「活発だが繊細で他を気にする子」であり、その頃から自傷行為等が性格だけの問題ではないかもしれないと思うようになったと語った。「最初は部屋に入らなかったし、大きな音が苦手で、耳を押さえて部屋から出て行くことが多々あった」とし、保護者もとても困っていて、その件について相談を受けることもあったとのことである。保育者Cは、A3の保護者と面談を重ねて、自治体が主催する言葉の教室や児童発達支援事業所に通うよう助言した。また、「(A3に対し)クラス担任だけでは対応しきれない」とし、部屋を出て行ったしまった時など1対1の対応がで

きない時は、他の保育者に対応を依頼するなど助けを求めていると言う。

表4に示した保育園Cの発達数値の通り、もっとも偏差が大きかったのは「表現」の1.71であり、次が「健康(運動)」の1.42であった。保育園Aや保育園Bと比べてもクラス内の発達差は大きくはないものの、保育者Cは、日々の保育において、表現と運動機能の領域における発達差を感じていると言える。

表4 保育園Cの3歳児の発達数値の平均得点と標準偏差と保育者Cが最も気になる子どもの発達乖離度

領域	健康運動	健康生活習慣	言葉	表現	人間関係	環境
平均得点	8.2	9.4	11.3	8.6	8.2	9.2
標準偏差	1.42	1.00	0.87	1.71	0.96	0.59
A3	▲2.4	0.8	▲1.3	1.5	0.5	0.0

保育者Cにクラスの発達分析表(図3)を示し、A3が、表現領域についてはクラス平均よりも1.5ヶ月程度早いものの、健康運動領域についてはクラスの発達平均より2.4ヶ月程遅れていることを確認すると、「実は、今年の4月時点ではF3が気になっていたが、その後の成長が著しかったので、今は気にならない」と答えた。保育者Cにとっての気にならない子は、年齢相応に発達している子であり、たとえ発達が遅れ気味であっても、その後に成長が見られたら気にならないと説明した。また、「(絵が上手、運動が得意など)すごく素晴らしいものがあったり、集団生活ができなかったり、偏食があったりする子どもは気になる」と続けた。さらに、「発達の早さで言うと、1つ上の学年くらいの発達を見せる子どもは知能も高いので、ズルをしたり、他の子どもとの主従関係を持とうとしたりするので『先生は気づいているよ』と注意したりしている」と、早熟だからこそ生じやすい保育上の問題にも言及した。

保育者Cが気になっていた子どもはA3であり、

集団行動が苦手であることや自傷行為等の問題行動があることを理由に挙げていることから、保育者Cが集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲には自傷行為などの問題行動をとる子どもが含まれる。問題行動についても発達分析表にはその特徴は現れていない。また、A3の発達はクラス平均と比較しても半年以上遅れている領域はなく、著しく遅れているわけではない。むしろ、発達の遅れについては当初はF3を気にしていたようであるが、クラス平均に近づいている見通しをもつことができれば気になることはない。

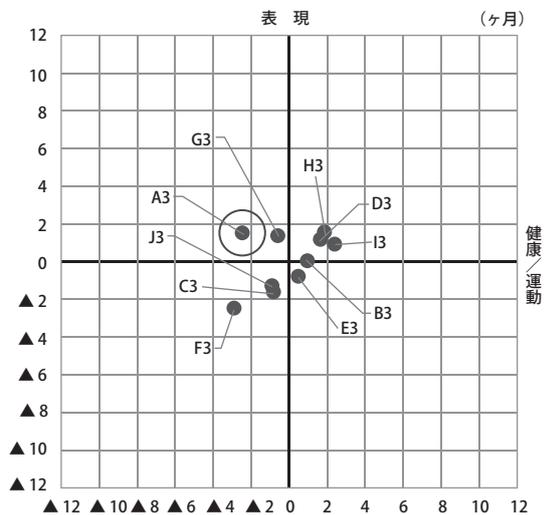


図3 保育園Cの発達分析表

保育者D(担任保育者1人、子ども13人)

保育者Dは、保育者1年目に3歳児クラスを担当し、2年目以降は主に3歳児から5歳児クラスを担当してきた経験を持つ。保育者Dがクラスでもっとも気になる子どもであるM4について、「M4は3歳児クラスの中で1人だけ発達年齢が1.5~2歳くらいです。保護者の熱心さに応えるために何が出来るかと考えている」と答えた。保育者Dは、M4をクラス担任として受け持つ前から、同僚が話すのを見聞きして障害があることを知っていた。「M4が自分を担任として受け入れてくれるかどうか緊張していた」と、M4について悩むことはあったが、次第に「M4のペー

スで進めばよい」と分かってからは、日々の保育を大変と思うことはなかったと振り返った。

表5に示した保育園Dの発達数値の通り、もっとも偏差が大きかったのは「生活習慣」の2.1であり、次が「言葉」の1.8であった。保育者Dは、日々の保育において、生活習慣と言葉の領域における発達差を感じていると言える。

表5 保育園Dの3歳児の発達数値の平均得点と標準偏差と保育者Dが最も気になる子どもの発達乖離度

領域	健康運動	健康生活習慣	言葉	表現	人間関係	環境
平均得点	8.1	10.1	11.2	11.5	11.1	8.7
標準偏差	1.3	2.1	1.8	1.7	1.4	1.6
M4	▲3.0	▲6.8	▲6.2	▲6.1	▲4.3	▲5.5

保育者Dに発達分析表を示し、M4がクラスの健康(生活習慣)領域において6.8ヶ月、言葉領域においては6.2ヶ月程度の遅れがあることを確認すると、M4と同じくらい気になるB4とJ4を話題に挙げた。J4は、「自分のことは全部できるが心の成長が遅く、ワガママだったり、手が出たりする子。言葉も出始めが遅かった、今は言いたいことが言える。自分の思いを伝えられず先に手が出てしまい、自分だけうまくいかずイライラしていた。あとちょっとのところまで周りに追いつけずにいた」と、心の発達が周りの子どもと比べてやや遅れていることや、感情調整ができない場面について語った。B4については、「なんでもできる子。やさしさもある。気遣いもできる。しかし、家庭に問題があり、B4のお姉ちゃんはかなり難しい性格で、その影響を強く受けているのか、わざとのんびりやったり、できるのにやらなかったり、(姉の問題行動を)真似しているような様子が見られる。自分を認めてもらいたいのか、いい時と悪い時のムラがある」と説明した。

保育者Dにとっての気になる子どもは、発達がクラス平均よりも半年以上遅れているM4で

あった。発達の遅れという面においては保育者Aと同じであり、他の子どもよりも手がかかる子どもであることを気にしている。しかし、保育者Bが保育者の加配によってクラス平均から半年以上発達が遅れているL2を気にしなかったように、M4に保育者が加配されていたら気にならなかったかもしれない。また、M4とは別に、感情調整が難しいことで集団に入れにくい子どもB4とJ4についても触れている。したがって、保育者Dの集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲には、発達の遅れに加えて、感情調整ができないことで問題行動をとる子どもも含まれた。

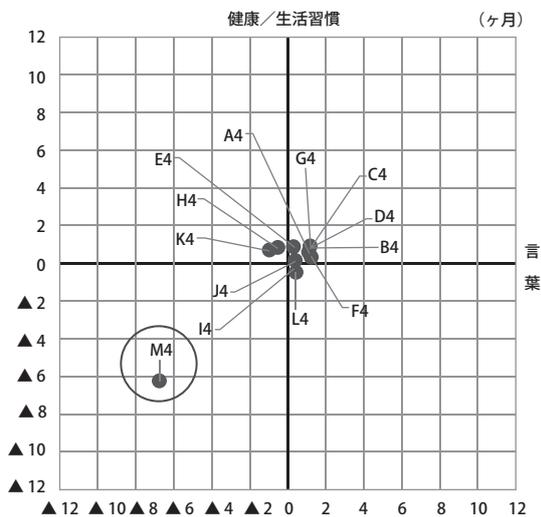


図4 保育園Dの発達分析表

IV. 考察

本研究の目的は、保育者が集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲を明らかにすることである。これまで様々な保育者の気になる子どもの定義がされてきたが、本研究の聞き取り調査の結果、「発達遅速」「発達障害」「問題行動」の3つの観点によって保育者の気になる子どもの範囲をより明確にすることができた。いずれも集団への参加の難しさに繋がっている。

本調査によって、気になる子どもと気になら

ない子どもとの間には、クラスの平均的な発達から概ね半年の遅れがあることが示唆された。発達がクラス平均から6ヶ月以上遅れている子どもが在籍した保育園A, B, Dについては、「言葉」の領域の遅れがあった。逆に、クラスの発達に大きな差がないCには、言葉領域の遅れがなかったことから、発達の遅れは言葉の領域に現れやすいのかもしれない。つまり、保育者や他の子どもとの言葉を通したコミュニケーションをまだうまく取ることができない子どもは集団に入ることが難しいため気になるようだ。また、保育者は、集団に入ることが難しいと認識する子どもに対して、現時点で解決策が見つからないものの集団に入れるように「何とかしたい」という思いを抱いていることも明らかになった。保育者が気になる子どもの特徴としては、発達の遅れに加えて、言語的な指示が入りにくい、落ち着きのなさ、感覚過敏、感情調整の難しさなど何らかの発達障害の兆候が含まれる。さらに、自傷行為等の問題行動、それらの問題に対し保護者からの要請や期待が高い場合も含む。これは、「気になる子ども」の発達と行動の特性について明らかにするために、保育園に在籍する127名の幼児(1~5歳)を対象に調査を実施した木村・松本¹⁵⁾が報告した、保育者の「気になる子ども」の半数は「発達障害の特性のある子ども」であり、次に多いのは「全般的な認知能力や生活能力に遅れがある子ども」であることと一致している。一方で、これらの気になる背景がありながらも、集団生活のなかで成長や変化が見られていたり、保育者自身の経験から集団への参加に見通しが立つ子どもであったり、既に加配保育者が配置されて個別保育が提供されている子どもは気にならない。これらの結果を総合的に検討し、保育者が集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲を示したものを図5に示す。

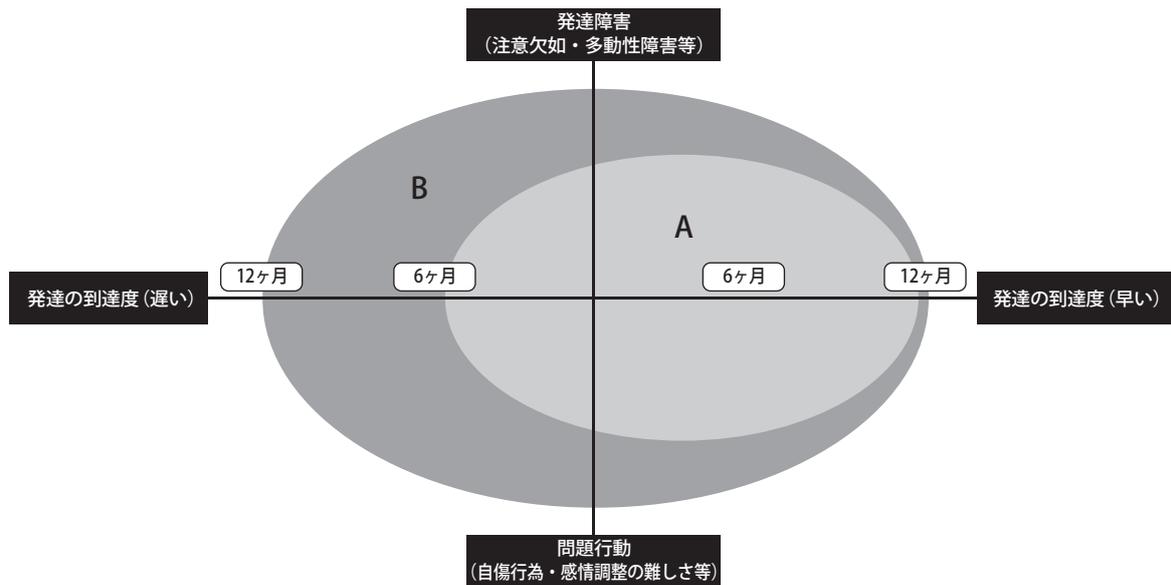


図5 本研究における保育者が集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲

図5が示す通り、横軸は発達の遅速を尺度としている。図5の横軸に発達の遅速、縦軸上部を発達障害、下部を問題行動として示した。保育者は、子どもの発達がクラスの平均から半年以内の遅れであれば気にしていなかったため、その範囲Aを「集団に入ることができる子ども」とした。次に、子どもの発達がクラスの平均よりも半年から1年の間で遅れている子どもについては「集団に入ることが難しい子ども」とし、範囲Bとした。また、保育者にとっては、範囲Bに該当する子どもは集団に入れるように「何とかしたい子ども」として希望を持っている子どもでもあった。これは、野村¹⁶⁾の「保育者が気になる子どもを気にするのは、気になる子どもも集団の中で育ちあう保育がしたいと願っている」という報告と一致する。他にも、ADHDなどの発達障害傾向にある子どもや、自傷行為等の問題行動をとる子どもについても「気になる子ども」の範囲に含まれる。その一方で、「気になる子ども」に含まれる子どもであっても、加配保育者が配置されて個別に保育が提供されていたり、発達障害について医療機関や発達支

援事業所等と連携が取れていたりする場合は気になる子どもではなくなることも発見であった。以上が、本研究の聞き取り調査から得られた保育者が集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲である。保育者は、集団の中で育ちあう保育がしたいと願う一方で、集団に入ることが難しいことから個別に保育をしなくてはならず、時間を要してしまう子どもの存在によって心身の負担が増していた。しかし、保育者の加配によって保育が個別に提供されることで、その負担は軽減される。

本研究の課題

本研究の課題を3つ挙げる。1つは、保育者が集団への参加が難しいと認識する気になる子どもの範囲が保育者の経験年数や専門性とどのように関係しているのかを明らかにしていないことである。気になる子どもの捉え方について91人の保育者にアンケートを実施した岡村¹⁷⁾は、保育者の立場や子どもの年齢によって気になる子どもの人数が異なることを報告している。たとえば、クラス担任保育者と看護師が思う気に

なる子どもの特徴は、目のあいにくさ、癩癩、噛みつき、集団に入れないなどであった一方で、園長は、家庭の状況や生活習慣などの生活面によっても判断していた。保育者の専門性が高まることで、気になる子どもの範囲がどのように変化するのかを明らかにするためには、保育者の専門性を標準化された尺度で計測しなければならない。

もう1つの課題は、複数の異なる発達記録を用いた分析である。本研究では、研究対象となった認可保育所が使用している発達記録をもとに子どもの発達差を可視化した。異なる発達記録を使っている保育所を含めた場合の検証も必要であろう。本来的には、全国的に標準化された尺度を使用することが望ましい。しかし、保育所保育指針に記載されている5領域や幼児期の終わりまでに育ててほしい姿などをもとに、各自治体や民間保育所が保育理念や方針に沿って地域性を考慮して個別に作成しているのが実態である。ただし、森山¹⁸⁾らが、主観の入る発達項目でも同じ保育方針を共有するなど、コミュニケーションを大切することによって保育者間で同じバイアスがかかり評価が一致すると報告した通り、保育方針を共有する保育所の発達記録項目であれば発達記録の内容が異なっていたとしても評価は一致すると考えられる。

最後に、発達分析表が発達障害児探しのツールとなる可能性である。本研究で実施した発達分析表のように、どのような発達記録の様式であってもクラス全体の子どもの発達差を可視化することができたことは新たな発見と言えるだろう。しかし、日本保育協会¹⁹⁾は、約3割の保育所が、子どもの発達をチェックリストやアセスメントを通して判断しており、エビデンスのある支援が求められるこれからの時代においては、保育所におけるチェックリストやアセスメントの活用は必至であることを指摘している。しかし、その問題点として、その多くが「子どものマイナス面」を明らかにするための内容で

構成されていることを指摘している。これは保育所保育指針解説²⁰⁾に「心身の機能の発達は、脳神経系の成熟度合や疾病、異常に加えて、出生前及び出生時の健康状態や発育及び発達状態、生育環境等の影響もあり、更に個人差も大きいことから、安易に予測や判断をすることは慎むべきである」と言及されている内容とも重なる。クラス全体の発達状況を考慮せずに、特定の子どもに限定した見立てや、保育者個人の経験を基にした安易な予測による判断ではなく、記録から分析されたエビデンスのある理解と把握が求められる。エビデンスをもった理解と把握は自治体にも必要である。1974年に「障害児保育事業実施要綱」が施行されたものの、担任保育者がいくら発達面において集団参加に困難さを抱える子どもだと認識していたとしても、保育者の判断だけでは保育者を加配することはできない。日本保育協会²¹⁾は、加配を受けるための障害認定を医療機関に委ねている自治体の場合は、受診を躊躇する保護者の子どもが加配の対象とはならないという悪循環をもたらしていることも指摘している。自治体が個々の保育所のクラスの発達状況を正確に把握して、発達の遅れを客観的に判断することは難しい。難しいからこそ、その認定を医療機関に委ねているのだろう。本研究が示した保育者が集団に入ることが難しいと認識する気になる子どもの範囲が、これらの課題解決の一助になれば幸いである。

〈引用文献〉

- 1) 中央教育審議会初等中等教育分科会(2020).中教審答申案の作成に向けた骨子(案), 12-15.
- 2) 本郷一夫, 澤江幸則, 鈴木智子, 小泉嘉子, 飯島典子(2003)保育所における『気になる』子どもの行動特徴と保育者の対応に関する調査研究. 発達障害研究, 25, 50-61.
- 3) 野村朋(2018)「気になる子ども」の保育研究の歴史の変遷と今日的課題. 保育学研究, 5, (3), 70-80.
- 4) 山川ひとみ(2009)新人保育者の1年目から2年目への専門性向上の検討. 保育学研究, 47 (1), 31-41.

- 5) 高濱裕子 (2000) 保育者の熟達化プロセス：経験年数と事例に対する対応. 発達心理学研究11 (3), 200-211.
- 6) 小川房子 (2015) 保育者の成長過程に関する一考察：保育過程における停滞・混乱場面での問題解決に焦点を当てて. 川口短大紀要29, 115-130.
- 7) 佐藤有香, 相良順子 (2021) 熟練保育者における「子ども理解」に変化をもたらす契機についての質的研究 -保育実践の振り返りの語りから-. 教師学研究22 (2), 47-57.
- 8) 久保山茂樹, 齊藤由美子, 西牧謙吾 (2009) 「気になる子」「気になる保護者」についての保育者の意識と対応に関する調査-幼稚園・保育所への機関支援で踏まえるべき視点の提言 国立特別支援教育総合研究所研究紀要/国立特別支援教育総合研究所編. 36, 55-75.
- 9) 本郷一夫, 飯島典子, 平川久美子 (2010) 「気になる」幼児の発達の遅れと偏りに関する研究. 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 58 (2), 121-133.
- 10) 溝口綾子 (2014) 「気になる子」のいる保育に関する研究：帝京こども教育研究会発表事例の考察. 帝京短期大学紀要, (18), 67-72.
- 11) 厚生労働省 (2018) 保育所保育指針解説. 23.
- 12) 木曾陽子 (2013) 発達障害の傾向がある子どもと保育士のバーンアウトの関係. 保育学研究, 51 (2), 199-210.
- 13) 福島久美子, 清水寿代 (2017) 保育士のバーンアウトに影響を及ぼす要因の検討：発達障害に関する知識に着目して. 幼年教育研究年報, 39, 13-22.
- 14) 別府悦子 (2014) 幼児期に特別な配慮を必要とする子どもの実践研究の課題. SNEジャーナル, 20 (1), 23-37.
- 15) 木村明子, 松本秀彦 (2011) 保育者が「気になる子」の発達と行動特性. 作大論集, 1, 209-225.
- 16) 前掲 (3)
- 17) 岡村裕子 (2011) 保育者からみた「気になる子」についての調査研究. 滋賀大学大学院教育学研究科論文集, 14, 37-48.
- 18) 森山政訓, 池末拓馬, 糠野亜紀, 新谷公朗, 芳賀博英, 金田重郎 (2010) 保育者の主観が入った発達記録からの保育傾向自動抽出の試み. 人工知能学会全国大会論文集, JSAI2010 (0), 1B22-1B22.
- 19) 日本保育協会 (2016) 保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受入れ実態に関する調査
- 20) 前掲 (11), 305.
- 21) 前掲 (19)

注1 保育所における嘱託医は発達の相談を主としておらず、健康診断や突発的な発熱や嘔吐などの際に診察に罹るものである。

【 原 著 】

幼児における有能感と社会的受容感に対する ほめ合う活動の影響について

Impact of Complimenting Activities on Competence and Social Acceptance in Young Children

渡邊 天海
Tenkai Watanabe

AIAI Child Care 株式会社
AIAI Child Care Co., Ltd.

金井 智恵子
Chieko Kanai

和洋女子大学
Wayo Women's University

キーワード

幼児 有能感 社会的受容感 ほめ合う活動
youngchildren / competence / social acceptance / complimenting activities

要 旨

幼児の学習や活動に対する動機づけを高めるために、有能感を向上させることに着目した。本研究では、幼児期の子どもを対象として、有能感および社会的受容感へのほめ合う活動を通じて、影響について検討した。調査対象は、保育所に通園する年長児であり、幼児一人ひとりに対して、クラスの友達から良いところを発表するほめ合う活動を行い、有能感の向上を図った。その結果、ほめ合う活動あり群では、全体・男子において「学習有能感」「運動有能感」、全体・男子・女子において「友達からの受容感」、ほめ合う活動なし群では、全体において「友達からの受容感」に有意差が認められた。本研究により、保育所におけるほめ合う活動により、幼児期の子どもの有能感を向上させることで、主体的な課題意欲につながる可能性がある。

Focused on improving the sense of competence in order to increase the motivation for young children's learning and activities. In this study, we investigated the effects of early childhood children through complimenting activities for competence and social acceptance. The subjects of the survey were older children who go to the nursery school, and each infant

was given a compliment to announce the good points from their classmates in order to improve their ability. As a result, in the group with complimenting activities, "learning ability" and "exercise ability" in the whole / boys, "acceptance from friends" in the whole / boys / girls, and in the group without complimenting activities, the whole. In, a significant difference was found in the "feeling of acceptance from friends". This research may lead to independent task motivation by improving competence of early childhood children through complimenting activities in nursery schools.

1. 序文

保育所保育指針には、保育所保育の基本原則である保育の方法の項目の中で、「子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子どもの相互の関わりを大切にすること」と記されている¹⁾。また幼稚園教育要領では、「幼児が生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことが重視されなければならない」と記されており²⁾、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても同様の記載がされている³⁾。このように、子どもの主体的な活動は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿であるため、目標として取り組むことが望まれる⁴⁾。そこで保育者は、子どもの興味・関心に働き掛け、環境設定や活動内容を選定し活動への内発的動機づけを行うことが求められる。

就学後、子どもが主体的に活動したり、学ぶためには、自己に対する有能感をもつことが重要である⁵⁾。有能感については、研究者により、定義がさまざまであるが、White(1959)によって提唱された概念によると、いろんな場面や課題において自分の能力を用いて、問題や課題を解決できるという自信や信念をもった気持ちのことを意味する⁶⁾。そのため本研究では、この概念を有能感とする。この自己に対する有能感は、学校生活の適応能力や学業成績に影響することが報告されている^{7,8)}。また有能感は、他

人からの褒め言葉により高められる⁹⁾。幼児期の子どもの場合、他人からほめられ、認められた経験をもとにして、有能感を育てていく。桜井は、幼児期の子どもが成し遂げたことを十分にほめることが重要であると示唆しており¹⁰⁾、言語的な報酬は子どもの内発的動機づけを高め、自尊感情に対しても肯定的な影響を及ぼすものとされている^{11,12)}。そして、子どもは有能感を基盤にして、自信を持って遊びや活動にも取り組みが可能になる¹³⁾。こうした子どもの学習・運動有能感は、社会的受容感とも関連があることが報告されている¹⁴⁾。このように、幼児期の子どもの有能感は発達には欠かせないものである。

わが国において、有能感については、幼児期の子どもを対象にした研究はいくつか存在するものの^{14,15)}、我々の知る限り、近年、保育現場において、系統的に有能感の効果を検証した研究はないと思われる。これまでに、幼児の有能感と仲間からの受容感、知的好奇心の関係性について検討した桜井¹⁶⁾は、有能感は仲間からの受容感によって影響されることを明らかにした。また、岡沢ら¹⁷⁾は、幼児期の子どもを対象にして運動有能感とジェンダーの認知の影響について検討を行ったところ、運動有能感の高い男子は、高い割合で運動遊びに取り組んでおり、女子は有能感の高低に関係なく、男子よりも運動遊びの時間が少ない。また男女ともにジェンダーに合わせた遊びを好むことを報告している。しかしながら、多くの先行研究では幼児期の運動有能感について報告されているが、どのような

タイプの有能感が、性差に影響するののかについて検討されていない。

学習指導要領においては、有能感をもつだけでなく、他者を尊重すること、協働することが必要であると記載されている。また他者を尊重することは相手を承認し、賞賛、受容しようとする積極的な姿勢が求められ、幼児期からお互いに肯定的に捉える心やスキルを育成することが必要である²¹⁾。吉川ら¹⁸⁾は、幼児期の子どもを対象にして、ほめ合う活動による子ども自身や他者の意識への影響について検討を行なった。その結果、幼児同士のほめ合う活動が、子ども自身や友達に対しての肯定的意識を高めることを明らかにした。しかしながら、対象者数が少なく性差に偏りがあるため、さらなる研究が必要である。したがって、サンプル数を確保し、ほめ合う活動を通じて、子どもの有能感や社会的受容感などの肯定的な感情が変化するかを検討することが求められる。これらの活動を保育者が保育実践で行うことにより、子どもは有能感をもって積極的に物事に取り組むことができ、より効果的な活動や遊びへの導入の実現が可能になる。

本研究では、保育所に通園する幼児期の子どもを対象にして、ほめ合う活動による子どもの有能感・社会的受容感の影響について検討する。また有能感・社会的受容感の性差についても検討することを目的とする。

2. 方法

(1)対象者：千葉県内の認可保育所6園に通う年長児(平均年齢5.87歳:男児5.85歳,女児5.91歳)のうち、保護者からの同意を得られた58名(男児34名,女児24名)。対象施設の選定においては、著者が質問を行うにあたり、子どもたちの緊張感を軽減できるよう面識のある運営会社千葉エリア内より選定した。

(2)倫理的配慮：本研究は、日本社会福祉マネジメント学会(JASM)倫理委員会の承認を受け実施した。本研究について、および保育者に研究内容等の説明を行い、調査対象である園児保護者には文書による調査依頼を行った。調査への協力は任意であること、個人の回答や情報は守秘され、研究以外で使用せず、研究終了後破棄することを伝えた。

(3)実施期間：2020年9月中旬～11月上旬。

(4)調査方法：Harter&Pike¹⁹⁾が作成し、桜井ら²⁰⁾が邦訳した幼児の有能感測定尺度を使用した。これは、幼児用のため、イラストを用いて子どもに質問をする形式であり、有能感・社会的受容感の2つの因子から成る。また下位項目は学習有能感・運動有能感、社会的受容感は友達からの受容感・母親からの受容感の4つから構成されている。この尺度により、ほめ活動が、有能感と社会的受容感のうち、どのタイプに影響するかを測定することが可能である。それぞれの質問項目については、表1に示す。

表1 褒め活動前後の下位項目の内容

学習有能感	運動有能感
1. パズルが上手にできるか	3. ブランコを上手にこげるか
5. 絵を上手にかけられるか	7. ジャンブルジムに登るのが上手か
9. 数を数えるのが上手か	11. 靴ひもを結べるか
13. 自分の名前が読めるか	15. スキップが上手か
17. 自分の名前をひらがなで書けるか	19. 片足でケンケンするのが上手か
21. かるたを取れるか	23. でんぐり返しは上手にできるか
25. いろいろな曜日を言えるか	27. ボールをつくことが上手か

友達からの受容感	母親からの受容感
2. 一緒に遊べる友だちがいるか	4. お母さんは笑いかけてくれるか
6. 家に遊びに来てと誘われるか	8. お母さんは行きたいところへ連れていってくれるか
10. 一緒にゲームをして遊ぶ子がいるか	12. お母さんは好きな食べ物を作ってくれるか
14. 外で一緒に遊ぶ子はいるか	16. お母さんは本を読んでくれるか
18. 友だちに一緒にあそぼうと誘われるか	20. お母さんは一緒に遊んでくれるか
22. 友達の家遊びに行きたいか	24. お母さんはお話をしてくれるか
26. 困ったときに友だちは助けてくれるか	28. お母さんは褒めてくれるか

(5)有能感・社会的受容感の測定：1対1の面接方法で行い、子どもへの質問は筆者が実施した。桜井らが作成した有能感・社会的受容感尺度に基づき、イラストによる質問紙を用いて、子どもが活動を行っている場面「上手くできているイラスト・上手くできていないイラスト」を提示して、子どもが「どちらが自分に似ているか」を選択した。次に2種類の大きさの円を提示して、「とっても似ているか、少し似ているか」の度合いを選んだ。場面と円の選択から回答を1点から4点まで点数化した。測定は1人2回実施し、1回目の測定は同じ条件で行い、その後2週間から3週間の間隔を空けて、2回目の測定を行った。2回目の測定は、ほめ合う活動を行う群(I群)と行わない群(II群)とし、それぞれ男女が同じ比になるようにした。

(6)ほめ合う活動：①1回目の測定と2回目の測定の期間に、クラス担任が子ども一人ずつを個別に呼び、クラス内の友達に対して「○○ちゃんの良いところ、すごいと思うところを教えて」と全員の「良いところ」または「すごいと思うところ」の聞き取りを行い取り纏める。②2回目の測定日に、II群の2回目の測定終了後、クラス全員を集め、「この前みんなから聞いた友達の良いところを発表します」と、ほめられる対象の子に前に出てきてもらい、「○○ちゃんの良いところはパズルが上手です」「あととはとっても優しいです」という流れで、クラスの友達全員からの褒め内容を皆の前で発表した。③同様にすべての子どもに対して一人ずつ発表を实

施した。④全員の発表(褒め合う活動)が終了後、I群の2回目の測定を実施した。これによりほめ合う活動を実施する前に測定した群(II群)と、ほめ合う活動を実施した後に測定した群(I群)の差が生まれ、それぞれの結果について1回目と2回目の結果を比較することで、有能感と社会的受容感の変化について検討した。

(7)データ解析：有能感と社会的受容感の得点の比較については、Wilcoxon の符号付き順位検定を使用し、有能感の得点の多重比較を回避するために、Benjamini and Hochberg手法が用いられ、真の帰無仮説の割合(False discovery rate)を5%とした²¹⁾。以上の統計解析にはIBM SPSS Statistics 27.0 J for Macを用い、有意水準は5%とした(両側検定)。

3. 結果

表2に示すように、ほめ合う活動あり群と、ほめ合う活動なし群を比較したところ、「学習有能感」においては、ほめ合う活動あり群で、「男子と女子を合わせた全体」(1回目と2回目の中央値の差：0.14, $z=-3.69$, $p<0.001$)および「男子」(0.42, $z=-3.04$, $p=0.008$)の2回目の得点が有意に高かった。

「運動有能感」においては、ほめ合う活動あり群で、「全体」(0.29, $z=-3.10$, $p=0.004$)および「男子」(0.29, $z=-2.81$, $p=0.010$)の2回目の得点が有意に高かった。「友達からの受容感」においては、ほめ合う活動のあり群、なし群と

もに「全体」(あり群0.29, $z=-2.11$, $p=0.047$, なし群0.29, $z=-4.16$, $p<0.001$)の2回目の得点が有意に高かった。また、ほめ合う活動あり群に、「男子」(0.58, $z=-3.47$, $p=0.001$)および「女子」(0.43, $z=-2.32$, $p=0.028$)の2回目の得点が有意

に高かった。一方、「母親からの受容感」においては、ほめ合う活動あり群と、なし群ともに、「全体」「男子」「女子」のすべてに有意差は認められなかった。

表2 有能感の得点の比較

尺度	対象	褒め活動	1回目 (中央値)	最小値 -最大値	2回目 (中央値)	最小値 -最大値	z	p
学習有能感	全体29名	無	3.43	2.43 - 4.00	3.57	2.14 - 4.00	-1.22	0.884
	全体29名	有	3.43	2.00 - 4.00	3.57	3.00 - 4.00	-3.69	<0.001
	男子15名	無	3.43	2.43 - 4.00	3.71	2.14 - 4.00	-0.63	2.112
	男子19名	有	3.29	2.00 - 4.00	3.71	3.14 - 4.00	-3.04	0.008
	女子14名	無	3.50	2.86 - 3.86	3.57	3.14 - 4.00	-1.07	1.136
	女子10名	有	3.43	2.71 - 3.86	3.57	3.00 - 4.00	-2.22	0.104
運動有能感	全体29名	無	3.14	1.71 - 3.86	3.14	2.00 - 4.00	-1.18	0.476
	全体29名	有	3.14	1.43 - 4.00	3.43	2.00 - 4.00	-3.10	0.004
	男子15名	無	3.14	1.71 - 3.86	3.00	2.14 - 4.00	-1.15	0.500
	男子19名	有	3.00	1.43 - 3.86	3.29	2.00 - 4.00	-2.81	0.010
	女子14名	無	3.07	2.14 - 3.71	3.14	2.00 - 3.86	-0.60	1.104
	女子10名	有	3.14	2.43 - 4.00	3.5	2.86 - 4.00	-1.41	0.318
友達からの受容感	全体29名	無	3.14	2.14 - 4.00	3.43	2.00 - 4.00	-2.11	0.047
	全体29名	有	3.00	1.71 - 4.00	3.29	2.29 - 4.00	-4.16	<0.001
	男子15名	無	2.86	2.14 - 3.57	3.14	2.00 - 4.00	-1.66	0.130
	男子19名	有	2.71	1.71 - 4.00	3.29	2.29 - 4.00	-3.47	0.001
	女子14名	無	3.14	2.43 - 4.00	3.57	2.57 - 4.00	-1.42	0.207
	女子10名	有	3.07	2.14 - 3.86	3.50	2.86 - 4.00	-2.32	0.028
母親からの受容感	全体29名	無	3.00	2.29 - 4.00	3.14	1.71 - 4.00	-0.07	0.948
	全体29名	有	2.86	1.57 - 4.00	2.86	1.00 - 4.00	-0.06	0.951
	男子15名	無	3.29	2.29 - 4.00	3.14	1.71 - 3.86	-0.48	0.635
	男子19名	有	2.71	1.57 - 4.00	2.86	1.00 - 4.00	-0.06	0.954
	女子14名	無	3.00	2.57 - 4.00	3.21	2.00 - 4.00	-0.62	0.537
	女子10名	有	3.07	2.29 - 3.86	2.93	2.57 - 3.86	-0.14	0.887

註: Wilcoxon の符号付き順位検定

註: Benjamini-Hochberh法による値

註: 網掛けは $p<0.05$

表3では、ほめ合う活動において、それぞれのカテゴリーに該当する内容を抽出し、有能感下位項目と、佐久間ら²²⁾が作成した自己理解モデルをもとに、「学習に関すること」「運動に関すること」「人間関係に関すること」「容姿・見

た目に関すること」「態度に関すること」の5つに分類した。その結果、他児からほめられた内容は、男女ともに、「人間関係に関すること」（男子39.8%、女子45.2%）が最も多かった。

表3 男女別のほめ合い活動の内容とカテゴリー

5つのカテゴリー	学習に関すること	運動に関すること	人間関係に関すること	容姿・見た目に関すること	態度に関すること
褒めた内容	<ul style="list-style-type: none"> ・製作（折り紙、絵画、ブロックなど）が上手 ・ゲームが上手 ・〇〇を知っている ・字が上手（読み書き） ・お話が上手 ・おままごとが上手 ・虫を見つけるのが上手 	<ul style="list-style-type: none"> ・足がはやい ・体操、ダンスが上手 ・鉄棒、が上手 ・げんきになっている ・食べるのがはやい ・力が強い 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇をしてくれる（してくれた） ・やさしい ・小さい子にやさしい ・一緒に遊んでくれる ・楽しい、おもしろい ・みんなと仲よくしている（できる） ・挨拶が上手 	<ul style="list-style-type: none"> ・服 ・笑顔 ・髪型がかわいい ・髪型がかっこいい 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇を頑張っている ・頑張って食べている ・当番活動を頑張っている ・お手伝いができる
ほめ活動でカテゴリーを選択した男子の割合	26.4%	18.3%	39.8%	11.8%	3.7%
ほめ活動でカテゴリーを選択した女子の割合	24.3%	9.1%	45.2%	17.8%	3.4%

4. 考察

本研究において、幼児期の子どもを対象にして、ほめ合う活動を通じて、有能感・社会的受容感の影響について検討を行った。その結果、2回目において、ほめ合う活動なし群では、全体で1つの下位項目に有意差があり、ほめ合う活動あり群では、全体で3つの下位項目、男子で3つの下位項目、女子で1つの下位項目において、有意差が示された。

「運動有能感」では、ほめ合う活動後の得点が全体と男子において有意に高かった。この結果は、先行研究と一致する。吉川ら¹⁸⁾は、幼児からのほめ合う活動により、運動・学習能力などに関して、子ども自身の肯定感を高めるこ

とを明らかにした。また、性差に関して検討した久保ら²³⁾、竹安²⁴⁾によると、男子の方が、女子に比べて、幼児期における運動能力は高いことを報告した。小児の発達段階において、身体的有能さの認知は、男子の方が女子よりも高く²⁵⁾、男子は5歳児になると、実際の能力と自分で自覚している有能感と関連が生まれることを示唆している²⁶⁾。つまり、男子の方が運動は得意であると自覚しており、ほめ合う活動により、運動ができるという有能感につながったことが推測される。またほめ合う活動の内容が、力が強い、食べるのが早いなど、性役割期待の行動が含まれていたことも影響したかもしれない。

「学習有能感」については、褒め合う活動後の得点が全体、男子で有意に高かった。幼児期のリズムダンス学習効果について報告した内山²²⁾は、幼児期の子どもは、承認欲求があるため、周囲の人からほめられ、頑張りを認められることにより、有能感や自己肯定感が高まる。また、子どもの有能感を高めるために、フィードバックを通じて、楽しいというポジティブな感情をもたせることを積極的に取り入れて実施することが必要であると示唆している。このように、本研究においても、ほめ合う活動により、学習有能感が高まり、子どもの自尊心の向上につながった可能性がある。また、ほめ合う活動後の男子の方で有意差が示された点については、下位項目とほめた内容に関係しているかもしれない。学習有能感の項目には、「パズルが上手にできるか」「絵を上手にかけられるか」など製作や造形の遊び要素が含まれていた。また、ほめた内容についても、「折り紙が上手」「ブロックで〇〇をつくるのが上手」など製作や造形に関することが多く含まれていた。そのため、女子に比べて、男子の方が微細運動を含めた運動的な遊びを好む傾向があるため²⁷⁾、楽しく遊び感覚の活動を通じて、他者にほめられるという体験から、学習有能感に影響した可能性がある。

「友達からの受容感」においては、ほめ合う活動なし群では、2回目で全体のみ、ほめ合う活動あり群では、全体と男女ともに有意に得点が高かった。この結果は、表3で示したように、幼児期の子どもは、友達関係を重視していることが影響している可能性がある。前田らは、研究の中で、仲間から拒否や無視をされている子どもは、人気のある子どもと同様の仲間からの受容感を抱いていることを明らかにした²⁸⁾。つまり、どのような子どもであっても、仲間からの受容感をもつことは、自己の存在価値を理解する上でも、必要であると言えよう。また、今回実施したほめ合い活動は、クラス全体の中で子ども一人一人の良いところを発表した形式で

行われた。直接子ども自身がほめられなくても、クラス全体で友達同士を賞賛するという活動が、個々の「友達からの受容感」の向上につながった可能性がある。渡辺ら²⁹⁾によると、幼児は他者との比較を通して、悲観的になったり、劣等感が高まったりするのではなく、優れた他者との一体感を通して有能感を高く維持している可能性があることを示唆している。この点からも、幼児が集団活動の中で、友達からほめられるという経験が、「友達からの受容感」に影響したように思われる。

5. 結語

本研究の目的は、幼児期の子どもを対象にして、有能感と社会的受容感の効果について検討することであった。ほめ合う活動により、全体、男子で「運動有能感」「学習有能感」、また、ほめ合う活動有無、性差に関係なく、「友達からの受容感」を向上させることが明らかとなった。これらの活動を保育実践で行うことにより、子どもは有能感と社会的受容感を高めることで、内発的動機づけとなり、主体的に物事に取り組むことができるようになる可能性があるだろう。

今回の結果については、子ども同士のほめ合い活動により、子どもの有能感・社会的受容感を高めることが明らかにできた点は、わが国初の試みであり、保育実践において大変意義深いと思われる。しかしながら、この効果は一時的なものである可能性がある。幼児期の子どもは自己の能力を高く評価する傾向があるが、否定的に評価する場合もあり、かなり個人差がある³⁰⁾。そのため、幼児の特性などを踏まえて、今後検討していく必要があるだろう。また、子どもの有能感・社会的受容感が、その後の子どもの主体的な活動にどのように影響を及ぼすかを縦断的に検討することが課題である。したがって、今後はさらにサンプル数を蓄積していくことが

必要である。

謝 辞

調査に快くご協力いただいた園児皆さん、保護者の皆様、各保育園の園長先生はじめクラス担任の先生方に心より感謝いたします。

〈 文 献 〉

- 1) 厚生労働省(2018)「保育所保育指針解説書」
- 2) 文部科学省(2018)「幼稚園教育要領解説」
- 3) 内閣府(2018)「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」
- 4) 大元千種(2020)「幼児教育・保育における子どもの主体性についての考察」『別府大学短期大学紀要』39, pp.43-55
- 5) 菊野春雄, 李琦, 菊野雄一(2020)「実行機能と好奇心は小学校の教科についての自己有能感に影響するのか: 学習への自己有能感に対する実行機能と好奇心の効果」『環境と経営: 静岡産業大学論集』26(1), pp.19-30
- 6) White, RW. "Motivation reconsidered: the concept of competence", 66-5(1959): 297-333. Psychological Review.
- 7) 青野健治(2015)「メタ認知と学業有能感および学業成績の関係: 理学療法士を目指す学生を対象とした検討」『日本教育心理学会総会発表論文集』57, p. 206
- 8) 堀井利衛子(2011)「文字想起に困難を示す児童を対象とした自己有能感を高める学習支援プログラムの構築: 仮名文字習得から漢字想起への展開事例を通して」『特殊教育学研究』49(2), pp.191-201
- 9) Gunderson EA, Donnellan MB, Robins RW, et al. "The specificity of parenting effects: Differential relations of parent praise and criticism to children's theories of intelligence and learning goals", 173(2018): 116-135. Exp Child Psychol.
- 10) 桜井茂男(2012)「幼児期及び児童期における学習意欲の形成-親の関わりを中心に-」『日本教材文化研究財団研究紀要』41, pp.60-64
- 11) 青木直子(2005)「就学前後の子どもの「ほめ」の好み が動機づけに与える影響」『発達心理学研究』16(3), pp.237-246
- 12) 内山須美子(2021)「幼児期のリズムダンス学習の効果と動機づけに関する考察」『白鷗大学教育学部論集』15(1), pp.115-138
- 13) 松田純子(2014)「幼児期における基本的な生活習慣の形成-今日的意味と保育の課題-」『生活科学部紀要』51, pp.67-76
- 14) 中澤潤, 泉井みずき, 本田陽子(2009)「幼児の有能感の認知と遂行との関連: 幼児楽観性の視点から」『千葉大学教育学部研究紀要』57, pp.137-143
- 15) 林貢一郎(2018)「幼児における運動能力と運動に対する意識の関連性およびその性差」『國學院大學人間開発研究』9, pp.11-21
- 16) 桜井茂男(1987)「幼児における受容感と有能感と知的好奇心の関係」『日本教育心理学会総会発表論文集』29, pp.832-833
- 17) 岡沢哲子(1998)「ジェンダーの視点からみた幼児の運動遊びの実態に関する研究: 遊びの種類と有能感との関係」『日本体育学会大会号』49(0), p.653
- 18) 吉川絢子, 大伴潔(2020)「幼児のほめ合う活動が自分や他児の意識に及ぼす影響について」『東京学芸大学教育実践研究』16, pp.27-33
- 19) Harter, S. Pike, R. "The Pictorial Scale of Perceived Competence and Social Acceptance for Young Children", 55-6(1984): 1969-1982. Child Development
- 20) 桜井茂男, 杉原一昭(1985)「幼児の有能感と社会的受容感の測定」『教育心理学研究』33(3), pp.237-242
- 21) Benjamini, Y. Hochberg, Y. "Controlling the false discovery rate: A practical and powerful approach to multiple testing", 57-1(1995): 289-300. Journal of the Royal Statistical Society: Series B
- 22) 佐久間(保崎)路子, 遠藤利彦, 無藤隆(2020)「幼児期・児童期における自己理解の発達: 内容的側面と評価的側面に着目して」『発達心理学研究』11(3), pp.176-187
- 23) 久保温子, 平尾文, 入部健次郎, 松林宏美(2015)「幼児期における運動能力の性差」『理学療法さが』1(1), pp.31-34
- 24) 竹安知枝(2013)「幼児の運動能力の性差に関する一考察」『神戸海星女子学院大学研究紀要』51, pp.39-44
- 25) 岡沢祥訓, 北真佐美, 諏訪祐一郎(1996)「運動有能感の構造とその発達及び性差に関する研究」『スポーツ教育学研究』16(2), pp.145-155
- 26) 岩崎洋子, 杉原隆, 猪俣春代ほか(1992)「幼児の有能感と運動能力との関係」『日本体育学会号』43A(0), p.252
- 27) 岩崎洋子, 朴淳香(2010)「幼児期の運動と園での生活・遊び技能の関連(2)性差と年齢差の視点から」『日本女子大学紀要家政学部』57, pp.11-15
- 28) 前田健一(1990)「幼児の仲間関係に関する研究-仲間内地位と社会成熟度・有能感・受容感・母親の発達期待」『愛媛大学教育学部紀要, 第1部, 教育学科』36, pp.211-216
- 29) 渡辺大介, 湯澤正通(2012)「5,6歳児における社会的比較と自己評価」『教育心理学研究』60(2), pp.117-126
- 30) 金城洋子, 前原武子(1991)「幼児における自己能力評価-認知能力及び教師評定との関係」『教育心理学研究』39(4), pp.400-408

【 原 著 】

子どもの習い事に対する親の意識に
子育て絵本が与える影響

－ 日本・中国・アメリカ・ドイツの4か国比較 －

Influence of Parenting Picture Books on Parental Attitudes Toward
Their Children's extracurricular Comparison of four countries
(Japan, China, the US, and Germany)

藤後 悦子
Etsuko Togo

東京未来大学こども心理学部
School of Child Psychology,
Tokyo Future University

井梅由美子 東京未来大学こども心理学部
Yumiko Iume School of Child Psychology,
Tokyo Future University

大橋 恵
Megumi M. Ohashi

東京未来大学こども心理学部
School of Child Psychology,
Tokyo Future University

キーワード

親教育 絵本 国際比較 習い事

parenting education / picture book / international comparative investigation / extracurriculum

要 旨

親は、子どもの可能性を広げようと子どもの習い事に熱心である。この傾向は世界各国に共通してみられるが、ややもすれば子どもに勝利や優越を求めるあまり、親は子どもをコントロールしようとしてしまう。そこで親教育の一環として、筆者らが作成した子育て絵本を通して、親の勝利至上主義や過剰な支配的意識を弱めることを目的とした介入を行った。支配的な子育ては、多くの国でも問題として挙がっているため、学歴志向が高く習い事も盛んである中国と日本、スポーツ立国でありスポーツの習い事が盛んなアメリカ、芸術的な習い事や総合的地域スポーツが盛んであるドイツを取り上げ、子どもの習い事に対する勝利至上主義や支配的意識の違いと絵本による価値観の変容を明らかにすることとした。その結果、絵本により親の支配的意識は全ての国において低くなり、勝利至上主義は中国を除く3か国で低くなり、絵本による親教育の一定の効果が示された。

Parents are eager to enhance their children's potential, this trend is common across the world. Parents tend to control their children, demanding their excellent. Therefore, we

conducted an intervention to reduce the idea of "Winnism" orientation and control orientation on children by using a picture book we developed as part of a parenting education program. Control-oriented parenting is a problem in many countries. Therefore, we investigated four countries: China and Japan, which has a solid academic orientation and offers many academic pursuits; the US, which is a sporting nation and offers many sports lessons; and Germany, where artistic lessons and comprehensive community sports are more popular. The results revealed differences in parents the idea of "Winnism" orientation, controlling attitudes toward extracurricular activities, and changes in their values after using the picture books. These results demonstrated that the picture book lowered the awareness of parental dominance in all the countries. Moreover, "Winnism" orientation attitudes decreased in all the countries except China, indicating the effects of the parenting program using picture books.

1. 問題と目的

世界的にみた子どもの習い事

世界各国において子どもの習い事は盛んである。スポーツ大国アメリカではスポーツを中心とした習い事が多い。Sport&Society¹⁾の調査では、6歳から12歳までの子どもたちでスポーツの活動に参加経験がある人は76.1%にも上っている。ヨーロッパでは、スポーツに加えて楽器などの芸術的活動が盛んであり、アジアでは幼少期は芸術、学習、スポーツと多岐にわたりながらも年齢が上がるごとに学習面への比重が高くなる。このように世界各国で、親は子どもの能力を伸ばすために様々な習い事を行わせているのである。東アジアの中国、日本、台湾、上海、韓国の5か国を対象としたベネッセ次世代育成研究所の調査²⁾では、習い事を行う子どもは、北京(78.2%)、上海(74.4%)、ソウル(68.3%)、東京(59.8%)、台湾(56.6%)の順に多く、北京では約8割の幼児が、そして日本では約6割の幼児が未就学前から習い事を行っていた。幼児での習い事の種類(複数選択)は、日本ではスイミング(20.8%)、通信教育(20.2%)、体操教室(13.9%)などが上位となり、韓国では、ハンゲル(39.4%)、英語(33.6%)、数学(31.9%)、北京では絵画・造形(38.6%)、英会話(31.6%)、舞踊(24.9%)、上

海では英会話(33.9%)、絵画・造形(33.9%)、台北では絵画(26.9%)、楽器・音楽(16.2%)となっていた。

習い事が子どもに及ぼす影響

習い事は、子どもにポジティブな影響をもたらすことが見いだされている。それは忍耐力、協調性、社会性、問題行動の抑制など多岐にわたる³⁾。塾を代表とする学習面での習い事は、受験の合格をもたらすし、スポーツの習い事は、高校や大学へのスポーツ推薦に結びつく可能性も高まるであろう。このように習い事は、親子にとって優越性に結びつきやすく、親の習い事への支配的な行動は、親に対する子どもの評価を高めていた⁵⁾。

学童期の発達課題は、エリクソンによると勤勉性が挙げられる。子どもが自主的に学ぶ意欲が重要であり、習い事においても親は子どもの自主性を重視し受容的な態度で関わることを望ましい。しかし実際には、子どもの優れた結果を求めて親が支配的に関わることが多い。例えば、欧米ではヘリコプターペアレントという言葉に代表されるように、子どものスポーツに口を出す保護者の存在⁶⁾や習い事に加熱するアジアの親の様子が様々に報告されている⁷⁾⁸⁾。

親が「子どものために」と干渉的になればな

るほど、子どもにはマイナスの影響を及ぼす。例えば藤後・井梅・大橋⁹⁾の研究では、親の支配的な行動が子どものモチベーションを下げると同時に子どもの神経症的な症状を促していた。この藤後らの研究はスポーツを行う子どもの親を対象に行ったものであるが、芸術面や学習面においても「教育虐待」という言葉が浸透してきている通り、親の行き過ぎた勝利至上主義や支配的対応は見逃せない¹⁰⁾。「教育虐待」を提唱した武田¹¹⁾によると、狭義の「教育虐待」は「子どもの心身が耐えられる限界を超えて教育を強制すること」とし、「教育虐待」は親だけに責任を帰すのではなく、社会的な問題でもあった。本稿では、武田の定義に基づき、教育虐待につながるような不適切な関わりや考え方を「支配的対応/支配的意識」、および「勝利至上主義」として表現することとした。武田¹¹⁾は教育的マルトリートメントという言葉を用いて、社会が親子に与える能力主義的な圧力にも警戒を鳴らしている。子どもの権利条約の視点からも、子どもには、休息の保障や子どもらしい遊びの時間を確保することが義務付けられている¹²⁾。これは、親のみでの実現は不可能であるが、現状において親が出来ることとしては、少なくとも子どもへの支配的対応を緩めることであろう。習い事を行っている小学校高学年の親200名を対象とした藤後¹³⁾の研究では、親の子どもに対する勝利至上主義や継続・努力へのこだわりが支配的かかわりを強めていた。親自身が成果へのこだわりを緩めることができるならば、子どもに対する無用の精神的圧力を回避することができるであろう。

親教育への教育的介入

子どもに対して適切な距離感で関わる方法は自然と身につくわけではなく、親自身が困ったときに気軽に相談できる仕組みづくりや子どもへの対応の仕方を学べるような学習の機会が必要であろう。親に子育てのスキルや考え方など

を伝授する親教育(parenting education)は世界各国で行われている。親教育の内容としては、親のストレスを軽減するような介入や、具体的な子育て技術を教える介入、若い親、障害児の親や里親など特定の対象者への介入などがある。

習い事を行っている親を対象とした親教育としては、アメリカではPositive Coaching Alliance (PCA)が様々なスポーツ分野において、親やコーチを対象とした介入を行っている¹⁴⁾。親教育として筆者らもバスケットボールチームやラグビーの民間団体と連携してペアレント教室を実施してきた。また、バレエの団体や自治体、体育協会主催で親や指導者への講演会を実施した。これらは、親が子どもに対する対応を振り返るきっかけになるなど一定の成果を挙げてきた¹⁵⁾。しかしながら親教育の教室に参加する保護者は、そもそも問題意識が高い。そのため、さらに多くの保護者の意識を高めるためには親教育の介入方法や教材開発の工夫が必要である。

親教育の方法としては、理論的に知識を伝えるのみでなく、子どもの気持ちに心情を移入しやすい絵本に注目した。絵本は、子どものみならず大人にとっても有効である。瀬々倉¹⁶⁾は、子ども・子育て支援の観点から養育者に向けて絵本を読み、その心理学的効果を検討した。その結果、養育者自身の現在や過去の自らの子育てや子ども時代について省察する機会となっていた。また絵本を用いることで絵本を通した親子の意見交換なども可能となる。そこで筆者らは、絵本を通した親教育の教材開発を試み、オンライン調査を行った結果、親の勝利至上主義や支配的対応を軽減するという一定の効果を得た¹⁷⁾。しかしながら、勝利至上主義や支配的対応の問題は日本のみでなく世界に共通した問題であると考えられるため、子育てをテーマとした絵本が、文化圏の異なる他の国の親にも効果をもたらすかどうかを明らかにすることとした。対象国の選定は、アジア圏からは学歴志向が高く習い事も盛んである中国と日本、欧米からはス

スポーツ立国でありスポーツの習い事が盛んなアメリカと芸術的な習い事や総合的地域スポーツが盛んであるドイツを取り上げ、親の習い事への価値観の違いと絵本による価値観の変容を明らかにすることとした。

2. 方法

調査参加者

参加者は、小学校高学年の、習い事を行っている子どもをもつ母親500名であった。内訳は日本人200名、中国人100名、アメリカ人100名、ドイツ人100名であった。平均年齢は、日本人42.89歳($SD=4.89$)、中国人38.50歳($SD=4.72$)、アメリカ人39.10歳($SD=9.52$)、ドイツ人39.74歳($SD=8.46$)であった。

調査手続き

所属大学の研究倫理委員会の承認を得て、2021年2月に調査会社に委託しオンラインによる国際比較調査を実施した。各国の当該会社の調査モニターとして登録している者の中から、本研究のテーマに同意を得た者に協力を依頼した。調査の説明では「この調査は、習い事に関する価値観や子育てについて調べるものです。下記の内容について、お答えいただけますと幸いです。なお、質問内容には正しい答えやまちがった答えはありません。思ったままを教えてください。」と倫理的配慮事項を記載した。質問項目は、まず日本語で作成し、翻訳会社に各国の公用語への翻訳を依頼した。オンライン調査の後半で日本語、中国語、英語、ドイツ語の各絵本を調査参加者別に挿入した。参加者は、静止画絵本(図1)を各自でクリックして自分のペースで黙読をした。絵本黙読前をプレテスト、絵本黙読後をポストテストとし、以下の内容を尋ね、調査回数は1回であった。プレテストには、デモグラフィック変数、子どもの習い事に対する親の勝利至上主義、支配的意識、ポスト

テストには、子どもの習い事に対する親の勝利至上主義、支配的意識、絵本の評価、自由記述を尋ねた。

調査内容

デモグラフィック変数 子どもの学年、性別に加え、子どもの習い事の種類、習い事の相対的な技術レベルを尋ねた。習い事の種類は、個人スポーツ、集団スポーツ、文化・芸術系の3分野からなる複数の選択肢から、最も力を入れているものを一つ選択するように求めた。習い事での子どもの技術レベル(以下、子レベル)は、上中下をそれぞれ9段階(上の上、上の中、上の下、中の上、中の中、中の下、下の上、下の中、下の下)から選択させた。

子どもの習い事に対する親の勝利至上主義

菊地¹⁸⁾のスポーツ信条に関する尺度を改変したTogo, Ohashi & Iume¹⁹⁾で用いた尺度を採用した。本研究では、本尺度の中から「勝利至上主義」に関する4項目を取り上げた。項目内容は「習い事を優先させれば、日常生活の犠牲もしょうがない」「何を犠牲にしても勝つこと・上達することが大事である」「勝つため・上達するためにはその習い事中心の生活にすべきだ」「勝利や成果の追求以外大きな価値はない」である。「そう思わない」(1点)～「そう思う」(7点)の7件法で尋ねた。

支配的意識 加藤・黒澤・神谷²⁰⁾を参考にした。当該尺度は、実際の養育行動を中心に尋ねているが、本研究では、絵本提示の直後に効果測定を行うため、本尺度項目の中の支配的意識に関する4項目のみを効果測定を用いることとした。項目内容は、「お子さんに対しては、きまりをたくさん作り、それをやかましく言わなければいけない」「お子さんの生活態度をよくするために罰を与えるのは、必要なことだ」「お子さんには、できるだけ私の考えどおりにさせたい」「お子さんのした悪いことは、みな、何かのかたちで罰を与えるべきだ」であった。

「全く当てはまらない」(1)～「非常によく当てはまる」(5)の5件法を用いた。

絵本の評価 教材の評価として、筆者らが所属する大学の授業評価の尺度構造を参考に、有用性、内容理解、普及および推薦を取り上げた。また本絵本の内容は、「試合を休む」ことが描かれている。日本では継続を重視し、「休む」ことへのネガティブなイメージがあるため²¹⁾、主人公の行動に対して、ネガティブに判断しているかどうかを確認することとした。絵本の評価を確認するために、「この絵本はあなたの子育てに役に立ちそうだと思う」等の有効性に関する3項目、「絵本のお子さんの気持ちが理解できた」等の子ども理解に関する2項目、「このおひこさんは、わがままで思う」等の登場人物へのネガティブな評価の2項目、「この絵本を他の母親にすすめたい」等の絵本の普及に関する3項目について、「ほとんどあてはまらない」(1)～「とてもあてはまる」(5)の5件法で求めた。

絵本の感想 (自由記述) 絵本を読んで感じたことを自由に述べてもらった。

なお分析には、HAD ver.16²²⁾を用いた。

使用した子育て絵本

絵本は、筆者らが作成した「けんちゃんとうサッカーボール」²³⁾を使用した。あらすじは以下の通りである。主人公の「けんちゃん」が幼少期に誕生日のプレゼントとしてサッカーボールで犬のマルと一緒に遊びながらサッカーが上手になっていく。その後父親に連れられてサッカーチームに入り、最初は活躍するが、高学年になりチームの期待に応えることができずコーチや父親から叱られて苦しくなる。ある日サッカーを休んで、マルと自然の中に遊びに行く中で、心の解放を実感する。緊張しながら帰宅した後、父母から怒られることなく、じっくりと話を聞いてもらえることで、心理的安全を確保し、もう一度サッカーへの思いが膨らんでくる。

子どもの成長とともに親が子どもの変化を感じ子どもに対して受容的に対応し、勝利至上主義を緩めていくという親の対応に焦点を当てたストーリーとなっている。

本書はスポーツを題材としたものであるが、芸術系や学習系の習い事にも当てはまる内容であり、国内ではその効果も確認されている¹⁷⁾。絵本は、表紙1枚、中表紙1枚、本文見開き11枚、裏表紙1枚で構成されている。中国語版と英語版は翻訳会社を通して翻訳を依頼、ドイツ語版はドイツでの教育歴が長く、その後ドイツでの勤務経験がある日本人に依頼した。絵本の内容は、筆者らのHP ([https:// togotokyol01.wixsite.com//blank-3](https://togotokyol01.wixsite.com//blank-3))で日本語版と英語版の動画絵本として紹介されている。

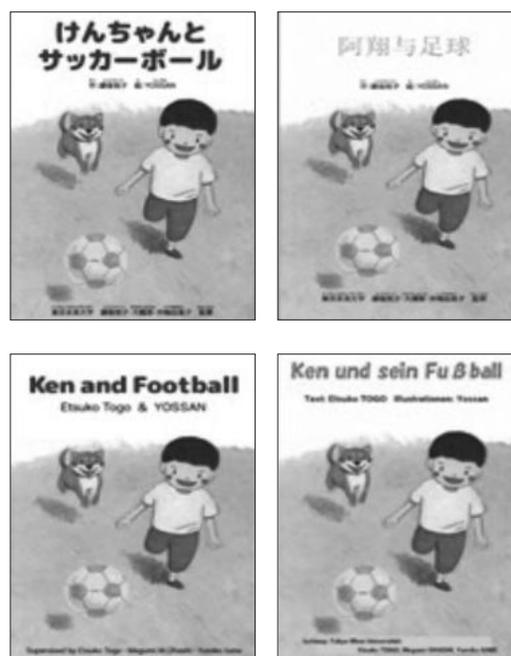


図1 4か国に翻訳した絵本 (左から日本、中国語、英語、ドイツ語)

3. 結果

参加者の属性

参加者の属性を表1にまとめた。子どもの習い事について日本では、芸術・文化系が最も多く、続いて個人スポーツ、チームスポーツと

なった。中国では、芸術・文化系の多さが顕著であり、続いてチームスポーツと個人スポーツが同数であった。アメリカでは、チームスポーツが最も多く、続いて芸術・文化系、個人スポーツとなった。ドイツでは、アメリカと同様にチームスポーツが最も多く、芸術・文化系、個人スポーツが続いた。

次に子レベルの偏りを確認するために、下の下、下の中、下の上をまとめて下、中の中、中の上を合算して中、上の中、上の上をまとめて上とした。日本は、下6.5%、中72.0%、上21.5%、中国は、下20%、中49.0%、上49.0%、アメリカは、下39.0%、中47.0%、上7.0%、ドイツは、下7.0%、中21.0%、上72.0%であった。子レベルにおいて各国の偏りが示された($\chi^2_{(6)}=175.86, p<.001$)。下のレベルでは、アメリカが日本と中国に比較して有意に多く、中のレベルでは、日本がドイツより有意に多く、上レベルではドイツと中国が日本とアメリカより有意に多かった。

表1 参加者の概要

対象者		個人 スポーツ	集団 スポーツ	芸術・ 文化系	合計
日本	人数 (%)	55 (27.5)	43 (21.5)	102 (51.0)	200 (100.0)
中国	人数 (%)	11 (11.0)	11 (11.0)	78 (78.0)	100 (100.0)
アメリカ	人数 (%)	17 (17.0)	51 (51.0)	32 (32.0)	100 (100.0)
ドイツ	人数 (%)	21 (21.0)	57 (57.0)	22 (22.0)	100 (100.0)

母親の子どもの習い事に対する 勝利至上主義と支配的意識の各国の現状

子どもの習い事に対する勝利至上主義と支配的意識の実態を把握するために、プレテストで実施した各項目の平均値を表2および表3にまとめた。すべての項目において中国の得点の高さが目立った。日本とドイツが同じ傾向であるが、勝利至上主義に関しては、日本以外が高い得点となっていた。

表2 習い事に対する勝利至上主義の記述統計

		5少し思う～ 7思うの合計 %	M	(SD)	F値	多重比較
勝つため・上達するためには その習い事中心の生活にすべきだ	日本	11.0	2.90	(1.33)	20.47***	日本、ドイツ <アメリカ、中国; アメリカ<中国
	中国	52.0	4.35	(1.64)		
	アメリカ	33.0	3.61	(1.94)		
	ドイツ	21.0	2.96	(1.81)		
習い事を優先させれば、 日常生活の犠牲もしょうがない	日本	13.0	2.88	(1.36)	21.89***	日本<ドイツ、中国; アメリカ、ドイツ <中国
	中国	57.0	4.44	(1.66)		
	アメリカ	29.0	3.28	(1.89)		
	ドイツ	43.0	3.73	(1.81)		
勝利や成果の追求以外 大きな価値はない	日本	1.5	2.19	(1.09)	30.38***	日本、ドイツ <アメリカ、中国;
	中国	42.0	3.65	(2.11)		
	アメリカ	43.0	3.81	(2.00)		
	ドイツ	17.0	2.56	(1.75)		
何を犠牲にしても勝つこと・ 上達することが大事である	日本	3.0	2.41	(1.22)	39.30***	日本、ドイツ <アメリカ、中国; <アメリカ、中国
	中国	56.0	4.46	(1.70)		
	アメリカ	26.0	3.13	(1.88)		
	ドイツ	16.0	2.66	(1.78)		

*** $p<.001$

表3 支配的意識に関する記述統計

		4.ややあてはまる ～5.とても あてはまる %	M	(SD)	F 値	多重比較
お子さんに対しては、きまりを たくさんつくり、それをやかましく 言わなければいけない	日本	11.5	3.83	(0.92)	11.07***	日本<アメリカ, 中国; アメリカ<ドイツ; ドイツ<中国
	中国	39.0	3.67	(1.09)		
	アメリカ	37.0	4.20	(1.12)		
	ドイツ	20.0	3.76	(0.93)		
お子さんの生活態度をよくするために 罰を与えるのは、必要なことだ	日本	15.0	2.36	(0.98)	34.87***	日本<アメリカ, 中国; アメリカ<ドイツ, 中国; ドイツ<中国
	中国	71.0	3.07	(1.15)		
	アメリカ	35.0	2.79	(1.29)		
	ドイツ	19.0	2.39	(1.21)		
お子さんには、できるだけ 私の考えどおりにさせたい	日本	8.5	2.48	(1.01)	16.36***	日本<アメリカ, 中国; アメリカ, ドイツ<中国
	中国	51.0	3.77	(0.98)		
	アメリカ	30.0	2.83	(1.31)		
	ドイツ	18.0	2.42	(1.20)		
お子さんのした悪いことは、みな、 何かのかたちで罰を与えるべきだ	日本	10.0	2.31	(0.94)	29.6***	日本, ドイツ< アメリカ, 中国
	中国	54.0	3.24	(1.14)		
	アメリカ	54.0	2.70	(1.31)		
	ドイツ	22.0	2.55	(1.13)		

*** $p < .001$

子どもの習い事に対する勝利至上主義と支配的意識の構造を確認するために、プレテストで得られた各尺度得点に対して主成分分析を行った。初めに勝利至上主義に関しては、先行研究通り一因子を想定した。固有値と累積寄与率は十分高く、各国の α 係数は.80以上であり内的一貫性が確認された(表4)ため、4項目の平均値を勝利至上主義得点とした。

次に支配的意識に関する4項目も同様に主成分分析を行った。その結果、表5に示す通り、各国の固有値と因子寄与率、 α 係数は十分に高かった。

絵本による効果

最後に絵本の評価に関する10項目に対して因子分析(最尤法, プロマックス回転)を行った結果、2因子を抽出した。 α 係数は、両因子ともに全ての国において $\alpha = .77$ 以上であった(表6)。第一因子は「この絵本はあなたの子育てに役に立ちそうだと思う」など肯定的な内容8項目で構成されていたため「絵本への肯定的評価」とした。第二因子は「このお子さんは、わがままだと思う」「この親は、もっと厳しく対応すべきだ」と絵本の登場人物の親子に対する否定的な評価であったため「絵本の親子への否定的評価」とした。

表4 習い事に対する勝利至上主義の主成分分析の結果

項目	日本		中国		アメリカ		ドイツ	
	F1	共通性	F1	共通性	F1	共通性	F1	共通性
日本 $\alpha = .86$, 中国 $\alpha = .81$, アメリカ $\alpha = .80$, ドイツ $\alpha = .89$								
習い事を優先させれば、日常生活の犠牲もしようがない	.87	.76	.81	.66	.73	.53	.74	.55
何を犠牲にしても勝つこと・上達することが大事である	.86	.74	.75	.57	.74	.55	.92	.84
勝つため・上達するためにはその習い事中心の生活にすべきだ	.85	.72	.80	.63	.86	.74	.91	.83
勝利や成果の追求以外大きな価値はない	.78	.61	.85	.72	.84	.70	.91	.82
固有値	2.83		2.58		2.52		3.03	
累積寄与率	70.79		64.52		62.59		75.85	

表5 支配的意識の主成分分析の結果

項目	日本		中国		アメリカ		ドイツ	
	F1	共通性	F1	共通性	F1	共通性	F1	共通性
日本$\alpha=.80$, 中国$\alpha=.75$, アメリカ$\alpha=.77$, ドイツ$\alpha=.85$								
お子さんには、できるだけ私の考えどおりにさせたい	.82	.66	.80	.64	.79	.63	.84	.70
お子さんの生活態度をよくするために罰を与えるのは、必要なことだ	.81	.66	.80	.63	.79	.62	.88	.78
お子さんのした悪いことは、みな、何かのかたちで罰を与えるべきだ	.78	.61	.65	.42	.76	.58	.84	.70
お子さんに対しては、きまりをたくさんつくり、それをやかましく言わなければいけない	.76	.58	.80	.64	.73	.53	.75	.57
固有値	2.52		3.33		2.36		2.76	
累積寄与率	62.97		58.27		58.97		68.94	

表6 絵本の評価尺度の因子分析

項目	日本			中国			アメリカ			ドイツ			日本	中国	アメリカ	ドイツ
	F1	F2	共通性	M (SD)	M (SD)	M (SD)	M (SD)									
絵本への肯定的評価 (日本$\alpha=.93$, アメリカ$\alpha=.92$, ドイツ$\alpha=.86$, 中国$\alpha=.77$)																
この絵本はあなたの子育てに役に立ちそうだと思う	.93	-.03	.88	.50	-.03	.26	.84	.08	.72	.82	.03	.67	3.52 (1.01)	4.27 (0.72)	3.56 (1.24)	3.48 (1.18)
絵本から新しい発見や気づきがあった	.89	.04	.78	.50	.14	.26	.72	.15	.57	.69	.28	.58	3.44 (1.03)	3.93 (0.78)	3.25 (1.25)	3.07 (1.33)
この絵本を家族で読みたい	.89	.03	.78	.48	.06	.23	.88	.05	.78	.82	.02	.67	3.26 (1.10)	4.12 (0.70)	3.42 (1.33)	3.39 (1.17)
この絵本を他の母親にすすめたい	.83	.07	.68	.61	-.06	.38	.86	-.02	.73	.86	-.03	.74	3.23 (1.07)	4.14 (0.74)	3.51 (1.28)	3.61 (1.18)
お子さんへの接し方を変えたいと思った	.81	.06	.65	.52	-.25	.35	.72	.15	.57	.49	.28	.34	3.32 (1.09)	4.10 (0.75)	3.19 (1.33)	2.95 (1.23)
絵本の内容に興味や関心を持った	.80	-.07	.66	.64	-.03	.41	.75	-.18	.56	.62	-.25	.42	3.73 (0.97)	4.21 (0.81)	3.84 (1.13)	4.14 (0.84)
絵本のお子さんの気持ちが理解できた	.56	-.29	.44	.38	-.22	.20	.51	-.32	.33	.49	-.40	.38	3.94 (0.93)	4.25 (0.76)	4.06 (0.98)	4.41 (0.78)
この絵本をお子さんの習い事の指導者にすすめたい	.54	.06	.29	.72	.22	.55	.84	-.03	.70	.83	-.03	.68	3.17 (1.10)	4.06 (0.75)	3.44 (1.35)	3.50 (1.27)
絵本の親子への否定的評価 (日本$\alpha=.87$, アメリカ$\alpha=.85$, ドイツ$\alpha=.81$, 中国$\alpha=.78$)																
このお子さんは、わがままだと思う	.03	.95	.90	.08	.69	.47	-.05	.85	.71	.01	.77	.59	1.89 (1.01)	3.06 (1.25)	2.12 (1.15)	2.04 (1.19)
この親は、もっと厳しく対応すべきだ	.02	.82	.67	-.04	.95	.90	.08	.87	.77	.04	.82	.68	1.89 (1.03)	3.12 (1.39)	2.27 (1.18)	1.84 (1.19)
固有値	5.39			3.10			5.10			4.53						
累積寄与率	1.88			1.87			1.94			2.08						
	68.52			49.75			70.42			75.08						

絵本による効果

子育て絵本の効果を検討するために、国と時期を独立変数、勝利至上主義と支配的意識の各変数を従属変数とした参加者間×参加者内の混合計画による二要因の分散分析を実施した(表7)。その結果、勝利至上主義においては、交互作用が示された($F_{(3,496)}=5.78, p=.001, \eta_p^2=.03$)。単純主効果を検討した結果、勝利至上主義は、日本($F_{(1,496)}=20.38, p<.001, \eta_p^2=.09$)、アメリカ($F_{(1,496)}=38.42, p<.001, \eta_p^2=.28$)、ドイツ($F_{(1,496)}=31.33, p<.001, \eta_p^2=.24$)において絵本の黙読後に有意に減少した。しかし中国においては、絵本前後で勝利至上主義得点の有意な差は見られなかった($F_{(1,496)}=1.08, p=.30, \eta_p^2=.01$)。支配的意識は、国の主効果($F_{(3,496)}=36.62, p<.001,$

$\eta_p^2=.18$)と時期の主効果($F_{(1,496)}=108.87, p<.001, \eta_p^2=.17$)が示された。多重比較の結果、日本とドイツよりアメリカと中国が有意に高く、アメリカより中国の方が支配的意識の得点が有意に高かった。また全ての国において、絵本黙読後に支配的意識が有意に減少した。

最後に表8に示す通り、絵本の評価に関する2つの各下位尺度の得点を国別に確認するために、国を独立変数、各下位尺度を従属変数とした分散分析(Welchの補正をかけた)を行ったところ、肯定的評価は国による違いが示された。中国は、日本、アメリカ、ドイツより有意に得点が高かった。親子への否定的評価は中国が、日本、アメリカ、ドイツより有意に得点が高かった。

表7 日本・中国・アメリカ・ドイツの絵本前後の意識の変化

項目	前後		日本	中国	アメリカ	ドイツ	主効果国	主効果前後	交互作用
勝利至上主義	pre	M (SD)	2.59 (1.05)	4.06 (1.38)	3.46 (1.53)	2.83 (1.47)	46.79***	73.40***	5.78***
	post	M (SD)	2.25 (1.09)	4.11 (1.55)	2.79 (1.59)	2.37 (1.41)			
支配的意識	pre	M (SD)	2.38 (0.76)	3.37 (0.86)	2.91 (0.99)	2.46 (0.97)	36.62***	103.87***	0.79***
	post	M (SD)	2.11 (0.79)	3.09 (1.01)	2.66 (0.99)	2.08 (1.01)			

*** $p<.001$

表8 日本・中国・アメリカ・ドイツの絵本評価の下位尺度得点と要約統計

項目		日本	中国	アメリカ	ドイツ	F値	多重比較
絵本への肯定的評価	M (SD)	3.45 (0.85)	4.14 (0.46)	3.53 (0.99)	3.57 (0.85)	33.73***	日本,アメリカ,ドイツ<中国
絵本の親子への否定的評価	M (SD)	1.89 (0.96)	3.09 (1.20)	2.20 (1.08)	1.94 (1.09)	26.58***	日本,アメリカ,ドイツ<中国

*** $p<.001$

自由記述

次に、自由記述の内容について、記述された内容を検討し、コーディング表を作成した。その後、アメリカ、ドイツ、中国各20名、日本40名の計100名分のデータについて著者2人が独立してコーディングし、一致率を算出したところ十分に高かった(83.0%)ことから、残りのデータは著者1名がコーディングした。4か国それぞれのコーディング結果は表9に示す通りである。

国ごとの記述内容について、 χ^2 検定を行った結果、有意であった($\chi^2_{(42)}=228.55, p<.001$)。残差検定で、有意な差が見られた箇所を網掛けで記した(表9)。はじめに、アメリカでは、絵本の具体的な内容には触れず、「よい話、気に入った」など端的な感想が最も多かった。また、「教訓的で教育的意義がある」といった回答も比較的多く見られた。一方、ドイツでは、「子どもへのプレッシャーは有益なことは何もない」「プレッシャーがかかることでサッカーを楽しめなくなる」など、親のプレッシャーに警鐘をならす回答が他と比べて多く、全回答者の4割近くを占めた。中国では、親の教育のあり方、子どもへの接し方についての指摘が多かった(「親は子どもの気持ちに寄り添うべき」「親子関係について示唆深い」「親はもっと厳しくすべき」)。その中で最も多かったのは「親は子どもの気持ちに気づくべき」など、子どもに寄り添う内容であったが、一方、他の国では見られなかった「もっと厳しくすべき」といった意見も見られた。最後に、日本が他の国より多かった内容は「反省した、考えさせられた」「よくある話、共感する」等であり、絵本の物語を自分事として受け止めている人が多いことが分かる。

表9 自由記述の内容(国別)

記述内容	日本	中国	アメリカ	ドイツ
よい、気に入った。	3.5	22.0	41.0	19.0
反省した、考えさせられた。	21.0	9.0	1.0	3.0
教訓、教育的意義がある。	1.0	8.0	8.0	3.0
よくある話、共感する。	10.0	5.0	2.0	5.0
親のプレッシャーはダメ、楽しくあるべき	24.0	6.0	8.0	39.0
親はもっと厳しくするべき	0.0	3.0	0.0	0.0
親は子どもの気持ちに寄り添うべき	3.5	14.0	1.0	2.0
コーチや父親の対応がひどい	3.0	0.0	2.0	2.0
子ども向けテキスト	1.5	1.0	4.0	3.0
子どもと一緒に読みたい	0.0	2.0	1.0	0.0
子どもの気持ちがわかってよかった	0.5	3.0	4.0	0.0
悲しい、つらい、涙が出た	3.0	0.0	2.0	2.0
親子関係について示唆深い	0.5	4.0	1.0	0.0
困難に直面して自分を取り戻す大事さ	11.0	5.0	1.0	1.0
その他	16.5	18.0	24.0	20.0

各セルの数字は各国の人数における%。

残差分析の結果、有意に高いセルは濃い網掛け、有意に低いセルは薄い網掛け

4. 考察

各国の子どもの習い事に対する親の意識

習い事に対する勝利至上主義および子どもへの支配的意識は、日本は他国と比べて低い結果となった。特に「勝利や成果の追求以外大きな価値がない」や「何を犠牲にしても勝つこと・上達することが大事である」への肯定的な回答は、中国の42%~56%、米国の26%~43%と比較して、日本は1.5%~3.0%と極端な違いが示された。今回は塾以外の習い事に対して尋ねたが、勝利至上主義は中国や米国で強かった。また子育てにおいて大人主導の支配的意識に関しても、中国と米国は得点が高く、特に「お子さんの生活態度をよくするために罰を与えるのは、必要なことだ」には71%の中国人が肯定的評価を行っており、「お子さんには、できるだけ私の考え通りにさせたい」は、中国人が51%肯定的評価をしていることに対して日本人は8.5%に留まった。Child Research Net²⁴⁾の「子どもの生活に関するアジア8か国調査 2021」でも、日本人は他国と比較して「感情にまかせてしかる」

や「何か失敗するときつくせめる」が最も低かった。日本人は理想が高いのかもしれないが、子どもに寄り添いながら子どもを尊重した関わりを行うことを目指している様相が本研究でも示された。一方、中国においては罰の使用が日常的に行われていることが推測された。中国の子育て文化で重視されている点として「学力」「忍耐力」「自立心」が挙げられており²⁵⁾、子どもは親が指導するという意識が強いであろう。また体罰の根絶を目指す国際団体グローバル・イニシアチブ(Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children)が体罰の全面禁止を掲げている国を掲載しているが²⁶⁾、これによるとスウェーデンの1979年を筆頭に現在63か国が全面禁止を掲げている。その中でドイツは2000年に9番目の国として体罰全面禁止となり、日本は2019年に59番目として全面禁止を掲げた。一方、中国もアメリカも体罰の全面禁止を掲げていない。今回の調査でも国の政策の影響が垣間見られたと言えよう。ただし、中国は2021年度の教育政策で営利目的の塾や宿題の時間の縮小という「双减政策」を掲げ、今までの学歴重視の政策から大きな舵を切っている。このことで、親の勝利至上主義が和らぐのか、または勝利至上主義が学習面からスポーツや芸術・文化系の習い事に強く反映されるようになるのか、今後の動向に注目したい。

各国による絵本への評価

絵本の効果について、全体の傾向を述べた後に、各国の特徴について見ていく。勝利至上主義は日本、アメリカ、ドイツの3か国において絵本黙読後に減少した。さらに支配的意識は、4か国全てにおいて得点の減少が見られ、効果が得られた。また、絵本への肯定的な評価は4か国全てにおいて中点(3)以上であり、一定の効果が示された。

次に各国の特徴について見ていく。絵本の肯定的評価は、中国で最も高かった。中国は支配

的意識に変化が見られたが、勝利至上主義には変化は見られなかった点が興味深い。自由記述の内容を見てみると、「親子関係について示唆深い」や「教訓、教育的意義がある」が他国よりも多く、さらに「親は子どもの気持ちに寄り添うべき」も他国と比較して多かった。このことから、中国の母親は勝利至上主義の考え方には影響がなかったものの、絵本を通して、子どもに寄り添っていない自身の姿を振り返るきっかけとなり、「子どもに寄り添う」ことの重要性を認識していたようであった。

中国の勝利至上主義は、中国と日本の幼児を持つ親を対象とした植村他²⁵⁾の調査にも現れている。前述したように中国では、忍耐や自立が強く求められており、加えて子どもがうまく育っているという意識は、日本の父親と母親ではそれぞれ40.0%、25.2%であったが、中国の親は7.2%と3.9%と非常に低かった。これは裏返すと教育への理想や要求水準の高さにつながるであろう。絵本による勝利至上主義への影響は見られなかったが、子どもの勝利を得るためのプロセスとして子どもをコントロールするのではなく、子どもに寄り添う方法も重要であることに気づいたと解釈すれば、効果があったと言えよう。

アメリカの母親は、絵本黙読前は勝利至上主義の傾向が強かったが、絵本黙読後は勝利至上主義や支配的意識が減少した。自由記述の内容を見ると、「気に入った」との回答が多く、肯定的に受け止めている人が多いことは分かる。また、「反省した」というコメントは少なく、教訓、教育的意義がある、とのコメントが多かったことから、物語を自分事と受け止め反省するというよりは、教育的意義がある教材だとの受け止めが多かったのだと思われる。比較文化心理学の研究において、失敗時に日本人は失敗したタスクに粘り強く取り組むが、北アメリカ人はそのタスクに固執しないことが示されており、これは北アメリカ人の自己肯定志向の表れ

とされる²⁷⁾。本研究においても、アメリカ人は自分の足りない面に着目するのではなく、教材の長所に着目したのであろう。またアメリカでは、心理学を基盤とした親向けの子育てプログラムが多く開発されており²⁸⁾、子育ての教材になじみがあるのかもしれない。

ドイツは、もともと勝利至上主義の傾向は弱かったが、絵本により勝利至上主義も支配的意識も弱めることとなり効果が認められた。自由記述の内容では、「親のプレッシャーはダメ。楽しくあるべき」という内容が多く、「楽しむ」ということが教育的な価値観として共有されており、それに反した内容であることに反応していたようである。ドイツでは、子どもの主体性が重視されており、例えばジュニアサッカーの試合は大人の指示を極力少なくするために審判なしで実施されている²⁹⁾。このように子ども主体の価値観が大切にされているのであろう。

日本では、絵本を通して勝利至上主義や支配的意識が弱まっており、自由記述では、「反省した。考えさせられた」の記述が他国と比べて多かった。その他にも「親のプレッシャーはダメ。楽しくあるべき」と自身の子育てに置き換えて考えている様子が伺えた。

以上のように各国の特徴はそれぞれ異なっていたが、絵本には親教育に関して一定の効果が示された。

本研究の課題

本研究の課題として3点挙げられる。1点目は要求特性の可能性についてである。事前と事後を1回の調査で測定したために質問項目を読む中で、参加者は、調査者の望む姿を読み取り、無意識に影響を受けた可能性がある。

2点目は、調査人数についてである。今回の参加者は日本、中国、アメリカ、ドイツの習い事を行っている小学校高学年の子どもを持つ親であった。各国の地域や民族などは尋ねていなかったため、背景要因の影響はぬぐえない。特

に、子どもの競技レベルが高いほど、応援席の親からの否定的な言動が高いなど親の不適切な対応が示されているにもかかわらず³⁰⁾、本研究では競技レベルは測定しなかった。そのため、国による違いにはこれが影響した可能性もある。

3点目は、長期的フォローアップの必要性である。今回の調査によって絵本による子育て意識の変容は示されたが、実際に子育て場面でどのように影響を及ぼしたのかフォローアップ研究が求められるであろう。以上の点を留意しながら、今後は日本国内における外国人子育て家族なども視野に入れ、子育て支援の方法として絵本を用いた介入を検討していくことが期待される。

5. 引用文献

- 1) Sports & Society (アクセス2022年9月30日)「Youth Sports Facts Participation Rates」についてのページ
<https://www.aspenprojectplay.org/youth-sports/facts/participation-rates>
- 2) ベネッセ次世代育成研究所 (アクセス2022年9月30日)「幼児の生活アンケート・東アジア5都市調査2010-幼児を持つ保護者を対象についてのページ」
https://berd.benesse.jp/up_images/research/research16_report1.pdf
- 3) 佐藤 真綾, 大江 淳悟 (2021)「乳児期から学童期に経験したスポーツの習い事が青年期の心理的対処能力に及ぼす影響」『宮城学院女子大学発達科学研究』21, pp.49-58
- 4) Thompson, J. New York: HARPER, 2003. The Double-Goal Coach
- 5) 佐々木卓代 (2010)「子どもの習い事へのかかわりを通じた父親の成長と子どもの父親評価」『子ども社会研究』16, pp.31-44
- 6) Padilla-Walker, M.L. & Nielson, M. (2015)「Is Hovering Smothering or Loving? An Examination of Parental Warmth as a Moderator of Relations Between Helicopter Parenting and Emerging Adults' Indices of Adjustment. Emerging Adulthood, DOI: 10.1177/2167696815576458
- 7) 藤田武志 (2002)「日韓中学生の競争意識と選抜システム」『上越教育大学研究紀要』21 (2), pp.567-588
- 8) 繆小春 (1996)「中国における子どもたちの心理的発達と問題点(I アジアの子どもと教育)」『教育心理学年報』35, pp.3-4
- 9) 藤後悦子, 井梅由美子, 大橋恵 (2017)「チームのネガティブな人的環境が小学生のスポーツモチベーション

- に与える影響」『モチベーション研究』6, pp.17-28
- 10) おおたとしまさ(2019)『ルポ教育虐待：毒親と追いつめられる子どもたち』デイスカヴァー・トゥエンティワン
 - 11) 武田信子(2021)『やりすぎ教育』ポプラ新書
 - 12) 小牧叡司(2020)「子どもの権利条約における遊びへの権利に関する研究-第31条の成立過程に注目して」
 - 13) 藤後悦子(2021)「社会的子育てに必要な養護性(ナーチュランス)を形成するためには-小学生の母親の自己愛と習い事への価値観に焦点をあてて」『日本森田療法学会雑誌』32(2), pp.11-18
 - 14) トンプソン・ジム(2021)『ダブル・ゴール・コーチ：勝利と豊かな人生を手に入れるための指導法』東洋館出版社
 - 15) 藤後悦子(2020)「森田療法の視座を取り入れたスポーツ・ペアレント教室の実践報告-民間のバスケットボールスクールでの介入」『日本森田療法学会雑誌』31(2), pp.89-101
 - 16) 瀬々倉玉奈(2020)「養育者間で絵本を読むことの心理学的意義」『京都女子大学発達教育学部紀要』16, pp.125-132
 - 17) 藤後悦子, 井梅由美子, 大橋恵(2021)「子どもの習い事に対する親の価値観とペアレンティングスタイル-子育て絵本の効果」『モチベーション研究』10, pp.29-40
 - 18) 菊地直子(2001)「人格の適応的変容とスポーツ信条-スポーツからの離脱に着目して」『仙台大学紀要』32(2), pp.27-39
 - 19) Togo, E., Ohashi, M.M., & Iume, Y. "Differences in parents' values regarding children's after-school activities in the US, Germany, China, and Japan-Effects of educating parents using picture books on parenting" (2021) : Poster presented at 14th meeting of Asian Association of Social Psychology.
 - 20) 加藤道代, 黒澤泰, 神谷哲司(2014)「幼児期から青年期の子どもをもつ親の養育態度の検討」『小児保健研究』73(5), pp.672-679
 - 21) 尾見康博(2019)日本の部活(BUKATSU)ちとせプレス
 - 22) 清水裕士(2016)「フリーの統計分析ソフトHAD-機能の紹介と統計学習・教育,研究実践における利用方法の提案-」『メディア・情報・コミュニケーション研究』1, pp.59-73
 - 23) 藤後悦子, YOSSAN(アクセス日2022年9月30日)「けんちゃんとサッカーボールについてのページ」<https://togotokyo101.wixsite.com/mysite/blank-3>
 - 24) Child Research Net(アクセス日2022年9月30日)「子どもの生活に関するアジア8か国調査2021についてのページ」https://www.blog.crn.or.jp/pdf/CRNA_survey_results.pdf
 - 25) 植村和彦, 今津尚子, 大久保淳子ほか(2021)「子育て意識に関する社会文化論的分析-「上海市・北九州市」国際共同研究(1)」『人間科学』3, pp.24-32
 - 26) Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children(アクセス2022年9月29日)「States prohibiting all corporal punishment of children, including in the homeについてのページ」<https://endcorporalpunishment.org/countdown/>
 - 27) Heine, S. J., Kitayama, S., Lehman, D. R., et al. "Divergent consequences of success and failure in japan and north america: an investigation of self-improving motivations and malleable selves", 81-4 (2001) : 599-615. Journal of personality and social psychology.
 - 28) 中村真弓(2010)「カナダ・アメリカにおけるParenting Educationの展開」『尚絅学園研究紀要』4, pp.79-91
 - 29) 中野吉之伴(2017)『ドイツの子どもは審判なしでサッカーをする 自主性・向上心・思いやりを育み, 子どもが伸びるメソッド』ナツメ社
 - 30) 井梅由美子・大橋 恵・藤後悦子(2021)「子どもが所属する地域スポーツクラブに対する子ども及び母親の参加満足度に影響する要因の検討：所属チームの競技レベル・風土・スポーツ種目等に着目して」『こども環境学研究』17(3), pp56-62.

謝辞

本研究は, 令和3年度 JSPS科研費 18K03119(研究代表者)および東京未来大学特別研究助成の補助を受けた。記して感謝する。

【 調 査 報 告 】

放課後児童クラブにおける 危機管理マニュアルの活用に関する探索的調査： 設置・運営形態による特徴

An Exploratory Survey of the Utilization of Risk Management Manuals in After-School Facility: Characteristics of Operation Type

太田 研 山梨県立大学 人間福祉学部
Ken Ota Faculty of Human and Social Services,
Yamanashi Prefectural University

鈴木 勲 名寄市立大学 保健福祉学部
Isao Suzuki The Faculty of Health and Welfare Science,
Nayoro City University

和田 一郎 獨協大学 国際教養学部
Ichiro Wada Faculty of International Liberal Arts,
Dokkyo University

仙田 考 田園調布学園大学大学院 人間学研究科
Ko Senda Graduate School of Human Science,
Den-en Chofu University

キーワード

放課後児童クラブ 設置・運営形態 危機管理マニュアル 計量テキスト分析
after-school facility / operation type / risk management manuals / quantitative text analysis

要 旨

放課後児童クラブにおける危機管理マニュアルの活用は、量的に拡大しているものの、質的な向上をもたらす要因については不明なままである。危機管理の質の向上のためにも、マニュアルの活用状況に関する実態を明らかにする必要がある。本研究の目的は、放課後児童クラブにおける危機管理マニュアルの活用状況について、設置・運営形態ごとの特徴をインタビュー調査により探索的に検討することであった。対象者は、放課後児童クラブの管理者や主任、支援員の計18名であった。インタビュー調査により、マニュアルの記載項目、活用状況、効果、懸念事項などを聴取した。対象者の回答について計量テキスト分析を行った。具体的には、頻出語を用いた共起ネットワークと設置・運営形態ごとの課題を分析するために対応分析を行った。その結果、公立公営の施設では、事故への対応や連絡先、不審者対応、避難場所、保護者への引き渡しといった複数の項目をマニュアルに設け、訓練に活用することで、職員が共通した行動をとれるようにしていた。また、自治体との連携が語られ、事故報告のほかにもマニュアルの修正についても相談する事例があった。一方、私立民営の施設では、避難訓練での活用が共通して語られた。自治体と連携して安全対策を講じるというよりも、管理者や職員の個人

的な自助努力に依存する傾向があった。全ての利用児童が安全・安心に生活できる危機管理マニュアルの在り方を検討した。

The utilization of risk management manuals in after-school facilities has been quantitatively expanded, but little is known about the factors contributing to its qualitative improvement. To improve the quality of risk management, it is necessary to clarify issues related to the utilization of manuals. In this study, we explore the characteristics of the utilization of risk management manuals in after-school facilities by operation type, using an interview survey. The participants were 18 after-school facility managers, chiefs, and support staff members. Interviews were conducted to elicit information from participants on the manuals' description items, utilization status, effectiveness, and concerns. We conducted a quantitative text analysis of the participants' responses, specifically, a collocation network analysis using frequently used words, and a correspondence analysis to analyze characteristic words related to operation type. The results show that publicly operated facilities had multiple items in their manuals, such as how to respond to accidents, emergency contact network, handling suspicious persons, information on evacuation sites, and the process of handing students over to parents, which were utilized in staff training to ensure that staff would respond to situations in a uniform manner. Collaboration with local authorities was also reported, and in some cases, in addition to reporting accidents, consultations took place regarding revisions to the manuals. However, in privately operated facilities, the most common topic being the use of the manuals in evacuation drills. Rather than collaborate with local authorities to implement safety measures, they tended to rely on the personal self-help efforts of managers and support staff. We discussed risk management manual to ensure the safety and security of all children.

1. 序文

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が労働等によって昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業である。小学校の放課後のみならず、土曜日や日曜日、夏季休業等の長期休業期間も開所している児童クラブもあり、児童によっては長時間を過ごす居場所になっている。利用児童数は、年々増加しており、2021年5月1日時点では過去最多の1,348,275人¹⁾が登録している。同年の学校基本調査によると、小学校の児童数は6,223,395人であるため、小学校在籍児童の21.7%が登録したことになる。2018年に文部科学省と厚生労働省によって策定された「新・放課後子ども総合プラン」²⁾では、共

働き世帯の増加を見込み、2019年から2023年度末にかけて約30万人分の受け皿を整備することで、待機児童の解消を図っている。2019年以降、待機児童数は減少しているが、2021年5月1日時点において13,416人が待機児童として登録しているように、今後も利用児童数の増加が見込まれる。

さて、子どもの健全な育成を図る遊びと生活を支援するために、放課後児童クラブ運営指針³⁾では、「子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていく」ことを目的の1つに掲げている。この目的のために、同指針では「安全対策」に関する章をたて、「事故やケガの防止と対応」や「防

災及び防犯対策」の項にて、子どもの安心・安全のための方針を記している。事故や怪我、防災、防犯に共通する安全対策の内容は、発生に備えたマニュアルの作成とマニュアルを活用した定期的な訓練の実施である。特に、防災や防犯については、施設単位というよりも地域単位の課題になるため、基礎自治体の市町村との連携を求めている。

マニュアルの作成や活用状況については、毎年、厚生労働省が調査結果を発表している。2021年の調査¹⁾では、事故や怪我の防止と対応として「マニュアルを作成し、適切な処置を行っている」と回答した施設は全体の93.2%であり、5年前(2016年)の87.5%から増加している。同調査において、防災・防犯対策として「計画・マニュアル作成を行っている」と回答した施設は92.8%、「定期的な避難訓練を行っている」と回答した施設は93.5%であり、これらの回答も5年前の86.2%、87.0%から増加しており、児童クラブの回答ではマニュアルの作成と訓練状況について、量的には拡大している。

一方、我が国は、世界有数の地震大国であり、東日本大震災以降の10年間において、震度6弱以上の地震が25回発生している⁴⁾。近年では、豪雨や台風による浸水害、土砂災害が毎年のように起きている。子どもの生活と遊びを支える放課後児童クラブや保育所等では河川部や山間部等の立地状況、木造や平屋建て等の建築構造の諸条件が重なり、自然災害により利用者と職員の安全確保を余儀なくされる事例もある^{5) 6) 7)}。また、子どもは遊びを通して冒険や挑戦をしており、遊びにはある程度の危険性も内在している。内閣府⁸⁾の公表によると、2021年に放課後児童クラブが報告した事故のうち、治療に要する期間が30日以上の中篤な事故は475件あった。登録児童に対する中篤な事故の出現率は約2,838人に1件であり、5年前の約3,795人に1件と比べて、増加傾向を示している。子どもを狙った犯罪も後を絶たず、2017年に大

分県の認定こども園に刃物を持った男が侵入し、放課後児童クラブの利用児童と支援員が負傷した。自治体には子どもを狙った脅迫文が相次いで届いており、地域社会で子どもを守る必要がある。

以上のように、これまでには想定できない自然災害や子どもの安全を脅かす事件など、目まぐるしく変化する環境において、子どもの安全・安心を守るためには危機管理の質の向上が求められる。質向上への取り組みとして、マニュアルの項目の見直しやマニュアルに基づく訓練、マニュアルに記されていない状況の想定を通して、危機管理能力を高めることがあげられる。放課後児童クラブの災害マニュアルの内容を調べた清水ら⁹⁾によると、質問紙調査に回答のあった453施設のうち、約6割の施設が地震、約3割の施設が豪雨や洪水、暴風のマニュアルを整備していた。マニュアルの内容では、避難訓練や避難場所への誘導方法、職員の役割、保護者との連絡方法を記載している施設が約7割あったのに対して、避難経路図や備蓄物資、避難中の過ごし方、災害後の子どもの心のケアは5割を下回った。これらの内容の整備は、回答者が閲覧したことのあるハザードマップや省庁発行のマニュアルと関連があった。つまり、児童クラブの支援員が参照する情報サイトやマニュアルによって、マニュアルへの記載項目が施設間で異なる可能性がある。

また、厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業の委託を受け、鈴木ら¹⁰⁾が放課後児童クラブにおける危機管理マニュアルの作成状況や施設属性との関連について悉皆調査を実施したところ、回答のあった996施設のうち約2割の施設で事故または災害マニュアルのいずれも作成されていなかった。マニュアルを作成していたとしても、1頁から冊子体までと施設によって分量に差があること、施設の設置・運営形態や設置年数によってマニュアルの内容に偏りがあることを示唆した。同調査では18施設を

対象にインタビュー調査を実施し、マニュアルの質向上の課題として、施設の老朽化や支援員の人員不足、新たな災害を想定した訓練、様々な特性のある子どもへの安全教育を危機管理の課題としてあげている。鈴木ら¹⁰⁾の悉皆調査では、質問紙に回答のあった施設のうち公立公営が約5割、私立民営が約1割といったように、施設の設置・運営形態に偏りがあった。さらに、インタビュー回答を設置・運営形態ごとに分析していないため、設置・運営形態による特徴は不明確なままである。

愛知県に限った調査ではあるものの、総務省中部管区行政評価局¹¹⁾は放課後児童クラブを対象にした安全対策の調査結果を公表した。調査対象施設の約3割でマニュアル等が未作成であり、全て私立民営の施設であった。私立民営の施設では、マニュアル等の作成のための情報が不十分であり、標準となるマニュアルや情報提供を基礎自治体に望んでいた。このように、清水ら⁹⁾や鈴木ら¹⁰⁾、総務省中部管区行政評価局¹¹⁾の調査からは、放課後児童クラブにおける危機管理マニュアルの作成状況が施設によって大きく異なり、マニュアルを作成していたとしても内容が不十分な施設もあることが明らかになっている。

鈴木¹²⁾は、マニュアル作成と活用が運営指針で示されていながらも、組織的活動にいたっておらず、現場任せになっている状況を指摘し、この状況の改善に取り組む研究が必要であると指摘している。この状況を改善するためには、放課後児童クラブの職員が危機管理マニュアルをどのように作成・活用しており、何を課題と捉えているのかを整理する必要があると考える。とくに、鈴木ら¹⁰⁾の調査では、設置・運営形態によってマニュアルの内容に偏りがあることを示唆している。公立公営や私立民営等の設置・運営形態ごとに、危機管理マニュアルの活用状況と課題の特徴を探索することで、組織的な危機管理に向けた解決策を検討できるであろう。

放課後児童クラブの設置・運営形態は公立公営が減り、公立民営や私立民営の施設が増えている¹⁾。民営の施設が増えることで、保育の民営化においてみられたように、待機児童の解消や施設における特色ある取り組み、自治体の財政負担の低減等につながる事が期待される。一方で、民営化には質の担保が脅かされる懸念もあるため、行政には施設との定期的な相談・指導・監査が求められる¹³⁾。東日本大震災前後の保育所における災害対策に関する事例報告¹⁴⁾では、公立保育所では食料の備蓄が市から支給され、市内で備蓄量の基準を統一しているなど基礎自治体が管理していた。私立の保育所では、備蓄食料の購入には市の補助金を活用しながらも費用の確保を課題としていた。公立公営である小中学校を対象にした調査¹⁵⁾によると、所管する教育委員会から助言を受けていると回答した小中学校は約5割であり、耐震性や備蓄食糧などの管理運営面や緊急時の対応について教育委員会の助言を求めている。

これまで述べたように、危機管理マニュアルの活用状況や支援員が感じる課題には設置・運営形態によって独自の特徴があると推察される。そこで、本研究では、放課後児童クラブにおける危機管理マニュアルの活用状況と課題を設置・運営形態ごとに把握し、地域や設置形態に左右されることなく、全ての利用児童が安全・安心に生活できる危機管理マニュアルの在り方について探索的に検討することを目的とした。

II. 方法

(1) 調査対象者

インタビュー調査の対象は、放課後児童クラブ(以下、「児童クラブ」と表記)の施設長や主任、支援員18名であった。調査対象者の選定は、機縁法およびスノーボールサンプリングによって実施した。具体的には、児童クラブの研究や審議会委員に携わる有識者から、児童クラブの運営者

について候補者の推薦を得た。候補者の勤務する児童クラブの地域ブロック区分、設置・運営形態に偏りが生じないように、候補者を選定した。調査に同意の得られた対象者にインタビューを実施し、近隣の都道府県や市町村で児童クラブを運営する候補者を紹介してもらい、調査を依頼した。

最終的に、表1のとおり18施設の調査対象者が参加した。地方公共団体のブロック区分では、中核市(施行時特例市を含む)に設置された施設が7施設、一般市に設置された施設が8施設、町

村に設置されて施設が3施設であった。設置・運営形態は、18施設のうち6施設(33.3%)が公立公営、4施設(22.2%)が公立民営、8施設(44.4%)が民立民営であった。危機管理マニュアルの作成主体では、公立公営では6施設(100%)、公立民営では1施設(25%)で市町村が作成したマニュアルを活用していた。民立民営では調査対象の全て8施設(100%)において児童クラブが「放課後児童クラブ運営指針」や文部科学省、都道府県教育委員会発行の「学校防災マニュアル」等を参考に作成していた。

表1 調査対象者の施設の地域、設置・運営形態、マニュアル作成主体

ID	①中核市A	②中核市B	③中核市C	④中核市D	⑤中核市E	⑥中核市F	⑦中核市G	⑧一般市H	⑨一般市I
地域	関東	関東	四国	四国	四国	九州・沖縄	九州・沖縄	関東	関東
運営	公立公営	民立民営	公立公営	民立民営	民立民営	民立民営	民立民営	公立公営	公立民営
主体*	自治体	クラブ	自治体	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ	自治体	クラブ

ID	⑩一般市J	⑪一般市K	⑫一般市L	⑬一般市M	⑭一般市N	⑮一般市O	⑯町村P	⑰町村Q	⑱町村R
地域	関東	東海・北陸	東海・北陸	東海・北陸	九州・沖縄	九州・沖縄	東海・北陸	東海・北陸	九州・沖縄
運営	民立民営	公立公営	公立公営	公立民営	公立民営	民立民営	公立公営	公立民営	民立民営
主体*	クラブ	自治体	自治体	自治体	クラブ	クラブ	自治体	クラブ	クラブ

*マニュアルの作成主体.基礎自治体の都道府県や市町村が作成したもの、またはそれらを児童クラブが加筆・修正している場合は「自治体」、国や基礎自治体以外マニュアルを基に放課後児童クラブが独自に作成している場合は「クラブ」と記した。

(2) 倫理的配慮

調査開始前に花園大学研究倫理審査委員会の承認を受けた(花園大学研究倫理委員会委員長,平成29年12月15日付)。インタビュー調査の依頼の際、対象者に対して調査の目的や方法、調査項目、データの管理方法、倫理上の配慮事項、自由意志に基づく研究参加、同意撤回権、結果の公表範囲について書面をもとに説明し、同意を得た。

なお、児童クラブの運営にあたっては、市町村が定めた条例に基づくことが「放課後児童健

全育成事業の設備及び運営に関する基準」¹⁶⁾に規定されている。危機管理マニュアルの作成・活用状況を市町村名とともに公表することで、当該市町村の児童クラブ利用者に不利益が生じる可能性があるため、市町村名をふせている。また、都道府県名と地方公共団体区分、児童クラブの設置・運営形態の情報から市町村が特定されることが危惧されるため、都道府県名も記していない。

(3) 調査時期

2018年2月から3月の期間に実施した。

(4) 調査手続き

訪問型の個別調査において、1回30分～60分の半構造化インタビューを実施した。危機管理マニュアルの作成・活用状況および危機管理で感じている課題について、対象者の語りを促すために、(1)マニュアルの記載項目(どのような項目を設定しているか)、(2)マニュアルの活用状況(どのようなときに使用しているか)、(3)マニュアルの加筆・修正状況(どのように加筆・修正しているか)、(4)マニュアルの効果(どのような効果があったか)、(5)マニュアルに記載外の状況への対応(マニュアルにないことが起こったとき、どのように対応するか)、(6)事故や災害対応における懸念事項(事故や災害が起こったときに対応に苦慮しそうなことは何か)、(7)現行マニュアルにおいて改善を要する事項(どのような項目が必要だと感じているか)について質問した。

インタビュー実施者は、上記の質問項目が記されたインタビューガイドをもとにインタビューを実施した。質問項目の順序は、対象者の回答に応じて前後することがあった。

(5) 分析方法

対象者に同意を得たうえで、インタビューにおける回答をICレコーダーに録音し、音声ファイルを収集した。音声をテキストファイルに変換し、KH Coder 3¹⁷⁾を用いて計量テキスト分析を実施した。計量テキスト分析にあたり、テキストファイルからマニュアルの記載項目、活用状況、修正状況、効果、記載外の状況への対応、懸念事項、改善希望に関する回答を抽出した。質問項目が前後している場合は、第一著者がテキストを読み、該当する項目に分類した。対象者が質問とは異なる回答をしている場合も、該当する項目に分類した。例えば、マニュアルの項

目について聴取しているものの、対象者が途中から改善希望を回答した場合、該当する回答テキストを改善希望に分類した。これらのテキスト全体を読んだうえで、記載項目、活用状況、修正状況、効果、記載外の状況への対応については、マニュアルの活用に関する回答であったため、「活用状況」として1つのテキストファイルにし、懸念事項や改善希望の回答は「課題」として1つに統合した。

次に、テキストファイルの前処理を行った。前処理では、まずテキストファイルのクリーニングと個人や施設、市町村を特定できる単語を削除した。つづいて、略語や記号を正規表現にし、同義の意味をなす複数の単語の表現を統一した。例えば、「自治体」「行政」「役所」「県」「市」「町」といった複数の単語がある場合、原文を参照し単語の文脈を確認したうえで「自治体」に統一した。最後に、KH Coderの辞書機能では抽出が困難な単語を強制抽出語として指定し、設置・運営形態によらず共通して多く出現することが見込まれる除外語を定めた。強制抽出語の例をあげると「自治体」「不審者」「水防法」「エピペン」、除外語の例をあげると「子ども」「児童クラブ」「マニュアル」であった。

計量テキスト分析では、次の3点について分析した。第1に、対象者が語った単語の種類の高さを表す指標としてYuleの*K*特性値を算出した。*K*特性値は、文章長の影響を受けにくいことが示されているため¹⁸⁾、設置・運営形態ごとに延べ語数に差がある本研究に適していると考えた。*K*特性値は、単語の種類が多いと値が小さくなり、逆に単語の種類が少ないと値が大きくなる。

第2に、マニュアルの活用状況について設置・運営形態ごとに語られた単語の共起関係を把握するために、共起ネットワーク分析を実施した。共起ネットワークは、出現パターンの似通った単語、つまり共起の程度が強い単語同士を線で

結んだネットワークであり、出現パターンの似通った単語のグループから、データの中に多く表れたトピックを読み取れる¹⁷⁾。本研究では、出現数10以上の「名詞」「サ変名詞」「形容動詞」を分析対象とし、Jaccard係数の上位の共起のうち、最小スパニング・ツリーのみを描画した。共起ネットワークの単語が記述された文章を熟読し、サブグラフごとにカテゴリー名を付与した。

第3に、危機管理に関する課題について、設置・運営形態ごとに特徴的な単語を抽出するために、設置・運営形態を外部変数として対応分析を実施した。対応分析は、各群における単語の出現割合から χ^2 距離を計算し、散布図に図示する方法である。原点から外部変数の方向に離れた単語ほど強い特徴のある単語であると解釈できる。共起ネットワークと同様に、出現数10以上の「名詞」「サ変名詞」「形容動詞」を分析対象とし、差異が顕著な語を外部変数と同時に布置した。

Ⅲ. 結果

(1) 設置・運営形態ごとの単語の種類の数

インタビュー調査において対象者から語られた語を最小単位である形態素に解析したところ、29,478語を抽出した。このうち、助詞や助動詞を除いた9,650語を分析の対象にした。表2に、対象者が語った延べ語数、異なり語数、 K 特性値を示す。 K 特性値は、公立公営の児童クラブでは95.92、公立民営では125.97、私立民営では93.32であった。公立公営と私立民営では、 K 特性値が同程度の水準であった。公立民営の K 特性値は最も高く、対象者数が少なかった影響を受けていると考えられる。公立民営の K 特性値は、公立公営や私立民営とは大きく異なっていたため、以下の共起ネットワーク、対応分析では公立公営と私立民営に限定して分析を継続した。

表2 設置・運営形態別の単語の豊富さ

	公立公営 (n=6)	公立民営 (n=4)	私立民営 (n=8)
延べ語数(N)	3,747	2,049	3,854
異なり語数(V)	1,012	602	1,040
K 特性値*	95.92	125.97	93.32

*Yuleの K 。小さい値ほど単語が豊富であるとみなす。

(2) マニュアルの活用状況に関する設置・運営形態ごとの特徴

図1に、公立公営の施設の対象者がマニュアルの活用状況について語った頻出語の共起ネットワークを示す。図1のとおり、4つのサブグラフが抽出された。1つ目は、「事故」「対応」「連絡」といった単語のグループであった。これらの単語が出現した原文を熟読し、表3の代表例の記述があったことから、【事故への職員の共通対応】と命名した。2つ目は、「不審者」「避難」「訓練」といった単語のグループであり、【事件や災害後の訓練意識の向上】と命名した。3つ目は、「自治体」「怪我」の単語に特徴づけられ、原文から【自治体との連携による怪我の判断】とした。4つ目は、「保護者」「活用」の単語であり、【保護者との緊急連絡網】と命名した。

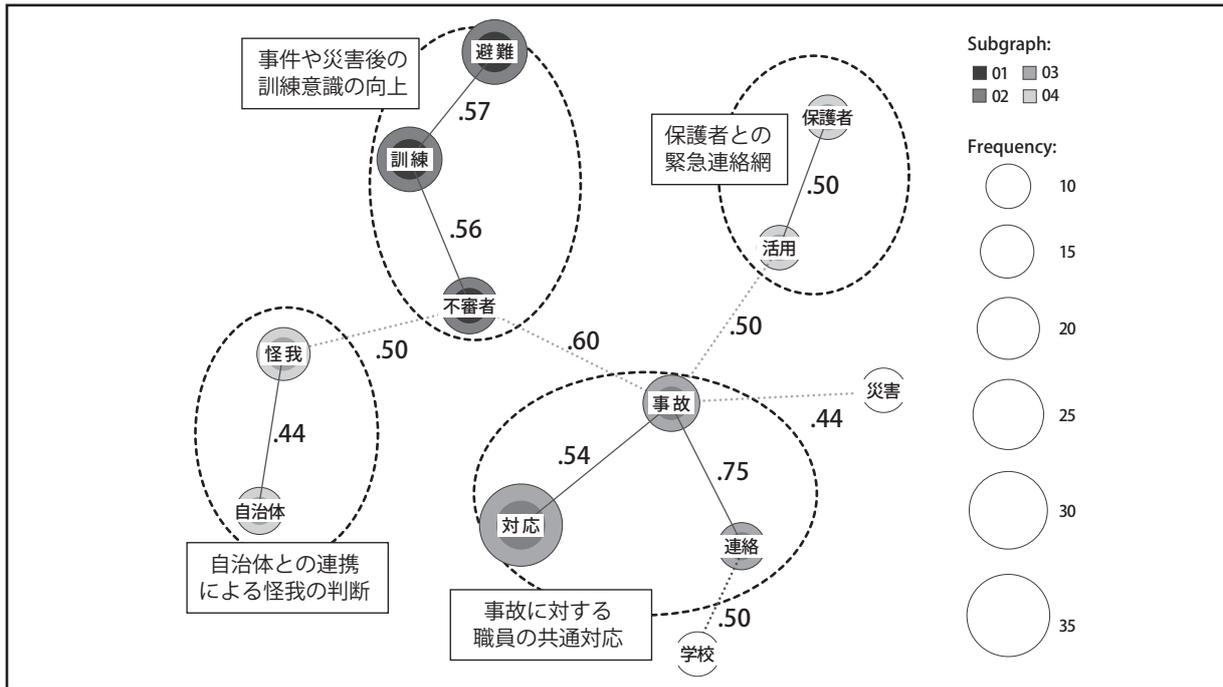


図1 公立公営におけるマニュアル活用状況の共起ネットワーク

表3 設置・運営形態によるマニュアル活用状況の回答例

設置・運営形態	カテゴリー	抽出語	回答の代表例
公立公営	事故への職員の共通対応	事故, 対応, 連絡	<ul style="list-style-type: none"> 私たちは担当課の出先にいるので、事故の連絡とか上の方に報告しなければいけないときにはマニュアルのある程度基本的な対応をして、報告しなければいけません。 事故が起きたときに、マニュアルを見て対応しています。実際は主任とか、長く働いている方はマニュアルを見なくても流れが入ってるのですが、新任の方だとマニュアルがないと、どう対応していいか焦ると思います。
	事件や災害後の訓練意識の向上	不審者, 避難, 訓練	<ul style="list-style-type: none"> 防犯というのが難しいけれど、不審者訓練等は必ず年1回やっていますし、火災と地震とかの避難訓練も各学期で1つの訓練を実施して、報告書を出すかたちになっています。事故の訓練まではやってません。 不審者の避難訓練もします。支援員が不審者になって、子どもたちは各部屋に逃げ込み、先生が取り押さえます。そういう訓練は1年に1回、避難訓練の一環としてやります。避難訓練は電巻があってからは毎月やっています。消防署の方から電巻もやるようにと言われたので、電巻も入りました。
	自治体との連携による怪我の判断	自治体, 怪我	<ul style="list-style-type: none"> 主任支援員を中心に自治体の危機管理マニュアルを持って、病気とか怪我の場合に医療機関や保護者へ対応しています。基本的には見やすいとこに置いてあって、何かあったときには、これに基づいて対応しています。 病気や怪我で不明な点があれば、自治体の方に電話して、必要に応じて各部署、学校等とかとも連携をとります。熱中症の場合とか、ニュースで他の学校で問題があった場合は、自治体から事例を紹介してもらいます。
	保護者との緊急連絡網	保護者, 活用	<ul style="list-style-type: none"> 災害の場合はこの避難場所に避難するので、お迎えの際はここに来て下さいという事を周知しています。保護者のしおりでもまずは保護者へ連絡する前に、子どもたちを安全に避難させるので、保護者も先ずご自身の安全を確保した後で、連絡ないし迎えに来て下さいという事を一文載せてあります。 連絡方法とかはマニュアル化した方がいいです。例えば、火事などの連絡とか保護者の連絡方法とか、不審者が出たときはこういう風に報告するとか、ある程度決まったものは、マニュアルを活用した方がいいと思います。
民立民営	防災訓練を中心とした危機管理	地震, 避難, 訓練, 確認	<ul style="list-style-type: none"> 地震が中心です。地震が起きれば火災も予想されますので、火災の避難訓練もしますが、一番多いのは地震です。うちのクラブは今不審者とか、原子力防災を記入していますが、そこら辺の避難は意識の中でも比重が薄いところはあるかもしれません。 地震、火災、津波の対応ですね。大震災後に細かくと言うか、保護者も気にするところでしたので、ここは大丈夫なのか確認したり、避難場所はどこになるのかっていうのは、保護者の意見も取り入れながら含めています。あとは落雷と台風が多いので、台風の対応を入れているのと、不審者への対応の部分ですね。 マニュアルに保護者との連絡とか子どもにどう指示を出すかっていう事が細かくは決められていても、やっぱり一番訓練になるのは支援員だと思います。避難訓練で支援員が読み合せたり、変更の都度確認したりして、いつも備えている事が一番私たちにとって大事ですね。確認する事が一番効果あります。
	保護者との緊急連絡網	保護者, 連絡, 緊急	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の連絡体制の整備と、あとは緊急時の連絡先の見える化と言いますが、もし起きたときにどこに連絡すればいいのかを貼り出しています。 私たちは連絡網に保護者の皆さんに登録してもらっています。学校から今こういう緊急事態が起きたとメールが流れたときに、私たちの方からも緊急事態が起きたが、今学校にお迎えに来ていますというのを一斉に流します。
	危機管理主体としての意識	自分, 意識	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災があって自分たちの防災に対する意識とか、備えは全然足りなかった事を凄く痛感しました。うちも電気が消えたり、色々なものがストップして、あれも用意していない、これも用意していない、こんなときどうするんだっていうのがありました。 支援員も自治体の保健のホームページを見てインフルエンザの流行状況をチェックするように意識したり、自分たちでしっかり守らなきゃという意識が高められています。

図2に、民立民営の施設の対象者がマニュアルの活用状況について語った頻出語の共起ネットワークを示す。図2のとおり、4つのサブグラフが抽出された。ただし、「避難」と「訓練」は原文を参照しても共起することが多かったため、3つのグループに再編成した。1つ目は、「地震」「避難」「訓練」「確認」といった単語のグループであった。これらの単語は、表3

の代表例の記述において出現していたことから、【防災訓練を中心とした危機管理】と命名した。2つ目は、「保護者」「連絡」「緊急」といった単語のグループであり、【保護者との緊急連絡網】と命名した。3つ目は、「自分」「意識」の単語に特徴づけられ、原文から【危機管理主体としての意識】とした。

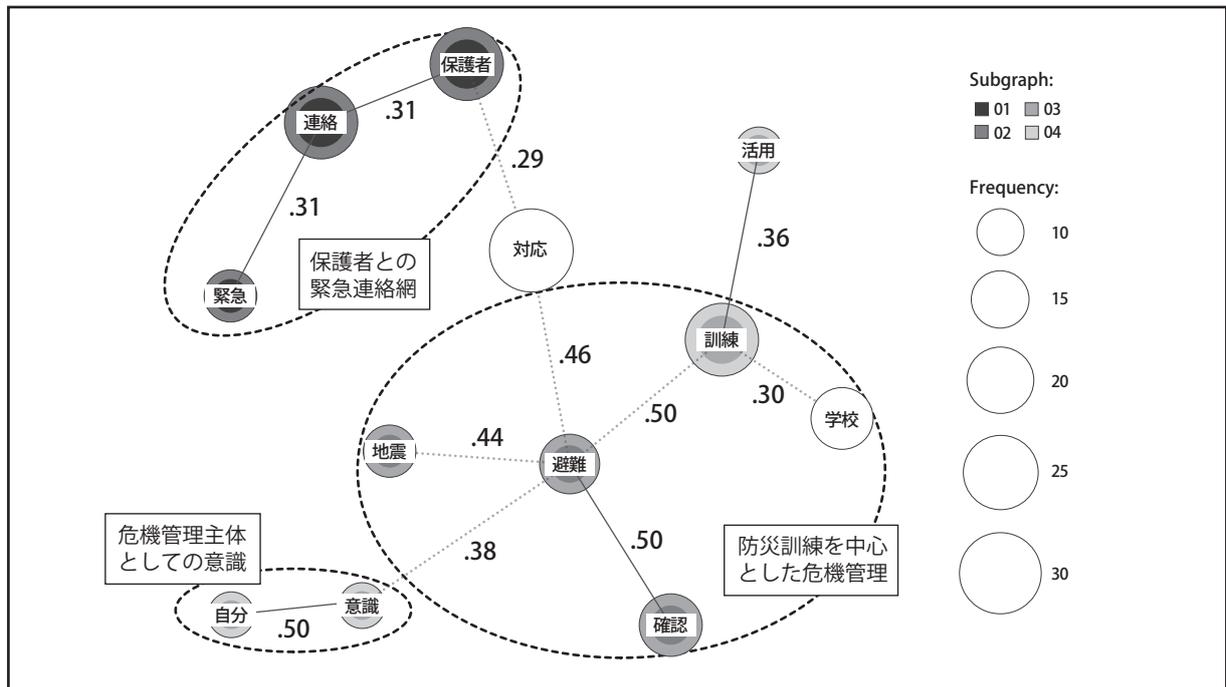


図2 民立民営におけるマニュアル活用状況の共起ネットワーク

(3) マニュアルの課題に関する設置・運営形態ごとの差異

図3に、公立公営、民立民営を外部変数として差異の顕著な語を同時に布置した散布図を示す。図3のとおり、公立公営の施設では、課題に関する頻出語として「基準」「台風」「事故」が布置された。原文を参照すると、表4の代表例のように、外傷のときの救急車要請や保護者連絡、台風時の閉所の判断基準を明確化することが課題のトピックにあがっていた。ただし、台風とともなう天候の変化は移り変わりが激

しいため、基準を明確にしたとしても警報のような暴風や大雨を体感しない場合、送迎を控えることについて保護者から理解されづらいことが語られた。

民立民営の施設では、課題に関する頻出語として、「必要」「自分」「怪我」が布置された。表4に示したように、原文からは支援員が自らマニュアルの作成と適切性の判断を担っている状況や施設の安全性に対して不安を感じていた。組織的に危機管理を推進するために、自治体との連携を求めている。

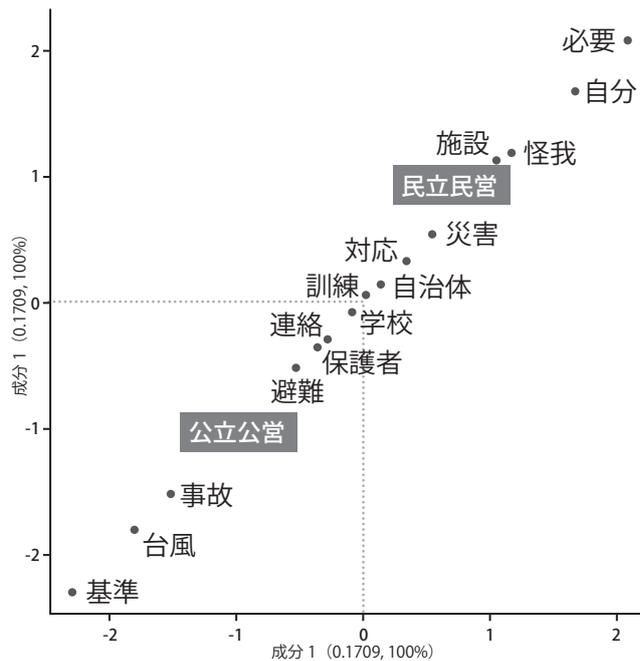


図3 公立公営と民立民営の課題に関する対応分析

表4 設置・運営形態によるマニュアルの課題の回答例

設置・運営	カテゴリー	抽出語	回答の代表例
公立公営	基準の明確化	台風, 事故, 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷の事故については、救急車をどのレベルで呼ぶのか、このレベルだったら先ず保護者に連絡して、保護者の方が判断してくれればいいとかの見極めについては、支援員の知識が手薄なので、専門家が判断基準というか、明確にこれを見れば全て対応出来るものがあればよいです。 ・あとは基準です。インフルエンザの学級閉鎖も何%以上のときは閉鎖するとかありますが、そういう数値でわかるようなものとか、見た目でこの子がどうい状況かが判断出来るような、目安になる項目があり、この状態だからこういう対応するという流れがわかりやすいものがあるとよいと思います。 ・各クラブの対応として台風のとときとか、どの基準で閉所にするのか気になっています。私たちは暴風警報と大雨警報が同時に出来れば閉所という基準を自治体で作っていて、保護者にも配布していますが、微妙な時間で天気も晴れていて、暴風警報と大雨警報が出ているときには、保護者に理解してもらうことが難しいです。
			<ul style="list-style-type: none"> ・自治体には条例があり、怪我とか事故を報告しているので、児童クラブ全施設に視察に来てもらって、どうい施設の状況になつてるのか、実際現場がどうい場所、どうい保育を行つているのか、しっかり把握してもらって、マニュアルを作る必要があると思います。自治体の責任をもって対応してもらいたいです。 ・マニュアルを作つても正しいのが自分たちで判断しなきゃいけないとか、他の児童クラブや全国的なものを自分たちで探して組んだのですが、大変でした。地震とか火事が起こつても、ここは安全と断言できない場所、避難訓練をしていても、ここは窓ガラス飛んでくるし、遊具が落ちて来るから、こうやってねと言うしかありません。

IV. 考察

本研究の結果から、マニュアルの活用状況について設置・運営形態に共通的、および特徴的なカテゴリーを抽出できた。以下では、全ての利用児童が安全・安心に生活できる危機管理マニュアルの在り方を探索するために、(1)マニュアルに必要なミニмумエッセンス、(2)マニュアルの改善に向けた連携の在り方を検討する。

(1) マニュアルに必要なミニмумエッセンス

鈴木ら¹⁰⁾は、支援員の経験や人数、地域の特徴性に左右されることなく、全ての施設に共通して必要なミニмумエッセンスを絞り込んだマニュアルを提案している。危機管理マニュアルのミニмумエッセンスを整備することで、地域や設置・運営形態に共通した危機管理マニュアルの活用が期待できるであろう。本節では、設置・運営形態に共通的・特徴的な回答から危機管理

マニュアルのミニマムエッセンスを検討する。

まず、マニュアルの活用状況に共通して抽出されたカテゴリーは、【保護者との緊急連絡網】であった。清水ら⁹⁾や鈴木ら¹⁰⁾の調査においても、半数以上の施設が災害発生から保護者への引き渡しまでを見通したマニュアルを整備していた。緊急時に保護者と連絡が取れる連絡先の整備は、厚生労働省・文部科学省が通知した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」¹⁹⁾にも含まれている。このリストは、来所・帰宅時の点検項目について、市町村と児童クラブが点検する項目、学校や地域と連携して点検する最低限の項目が記されている。ただし、大災害時には施設単位のネットワークに通信障害が生じる恐れがあるため、鈴木⁵⁾が指摘するように、自治体から保護者に一斉メールを送信する等、児童クラブ職員と行政担当職員の役割を明文化する必要がある。

つづいて、両種別に共通して多く語られたことは、避難訓練に関する回答であった。公立公営では【事件や災害後の訓練意識の向上】、私立民営では【防災訓練を中心とした危機管理】を抽出した。清水ら⁹⁾や鈴木ら¹⁰⁾の調査においても、半数以上の施設がマニュアルに避難訓練に関する項目を設け、定期的な訓練に活用していた。本研究では、設置・運営形態によらず、避難訓練が実施されている状況を把握できた。消防法では防火管理者に定期的な訓練を義務付けているため、避難訓練での活用は当然のことである。

しかしながら、設置・運営形態ごとに避難訓練の内容が異なっていた。公立公営では、不審者対応といった防犯訓練までを幅広く実施していたのに対して、私立民営では、不審者対応をマニュアルの項目に含めていたとしても、訓練の意識は薄い状況が語られた。公立公営の施設は、避難訓練の報告を基礎自治体に提出していたことから、放課後児童健全育成事業を監督す

る基礎自治体との連携が避難訓練の実施に影響している可能性が示唆された。

その他、公立公営では、マニュアルの活用状況として【事故への職員の共通対応】【自治体との連携による怪我の判断】といったカテゴリーを抽出した。事故が生じた際に支援員が共通した対応をとれるように明記し、被害を最小限に抑えるための適切な初動対応の基準を明確にしている施設がある一方、マニュアルの課題で語られた回答例のように、初動対応の基準を必要としている施設もあった。また、台風のように雨や風が急激に変化する場合の対応基準を明確にする必要性を感じる施設もあった。

文部科学省が発行した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」²⁰⁾には、頭頸部外傷や熱中症、アレルギーについて、緊急性の高い症状への対応が記されている。同手引には登下校の安全を守るための基準として、気象警報や土砂災害警報情報等の各種警報を判断の目安としている。清水ら⁹⁾の調査では省庁発行のマニュアルの閲覧とマニュアル作成状況に関連があったことから、この手引の基準例を危機管理マニュアルのミニマムエッセンスとして周知することで、地域や児童クラブの状況に応じたマニュアルの活用につながることを期待できる。

(2) マニュアルの改善に向けた連携の在り方

本研究の対象となった公立公営の施設は、自治体が作成したマニュアルを活用していたが、私立民営では省庁や他の都道府県等が発行する防災マニュアルを参考にしながら、支援員が作成していた。先にも述べたとおり、基礎自治体との連携が児童クラブのマニュアル活用状況に影響している可能性がある。本節では、マニュアルの改善に向けた連携の在り方について、基礎自治体との連携を中心に検討する。

基礎自治体との連携について、公立公営の施設では、【自治体との連携による怪我の判断】

の回答例にみられるように、児童クラブが基礎自治体から情報提供を受けて、最新の災害や事件を想定した訓練を実行していた。一方、民立民営では、危機管理マニュアルの適切性や施設の安全性に不安を感じており、基礎自治体との連携を求めている。五島ら¹⁵⁾は、危機管理マニュアルの質向上のために、施設と所管行政を含む関係機関の連携強化を図り、相互の働きかけが可能な運営・管理システムの必要性を主張している。

公立公営で基礎自治体と連携しながら危機管理にあっていた施設は、基礎自治体から最新の情報を受け取り、怪我や事故について報告・連絡・相談をしていた。基礎自治体と児童クラブとの間において、危機管理のための制度や施策について、双方向のリスクコミュニケーション²¹⁾をとっていた。民立民営の多くの施設では、基礎自治体の担当者に視察を求めていることから、リスクコミュニケーションの機会が制約されていた。

では、設置・運営形態に左右されることなく、全ての児童クラブが事業を監督する基礎自治体と連携しながら危機管理マニュアルを改善するためにはどうしたらよいだろうか。全国学童保育連絡協議会²²⁾が2018年に放課後児童クラブを設置する市町村に実施した悉皆調査では、回答のあった1,125市町村のうち12.2%の市町村が児童クラブでの事故や怪我を把握していなかった。さらに、46.1%の市町村が公営のみの把握に留まっており、公営・民営ともに把握していた市町村は41.4%であった。危機管理マニュアルには、事故の予防と対応も含まれる。まずは、事業を監督する基礎自治体と児童クラブで事故や怪我の状況について情報を共有するシステムを整備することが望まれる。

次に、リスクコミュニケーションの機会を整え、危機管理を充実させるための双方向の相互作用を図るには、基礎自治体と児童クラブの役割を明確にする必要がある。監督者である基礎

自治体は、リスクコミュニケーションの場の設定、地域レベルの危機管理や施策の実施、研修による人材育成、児童クラブの相談・指導・監査を担う。事業者である児童クラブは、施設の安全点検や避難訓練の実施、事故の報告、危機管理の職場内研修を計画的に実施する役割を担うことが考えられる。

危機管理を考える際、自分たちの命を自ら守る「自助」、周囲や近隣の地域で助け合う「共助」、基礎自治体や都道府県、消防、警察等の公的機関による「公助」を包括的に考慮する必要がある。基礎自治体による「公助」のみでは大災害時に支援が届かないこともあり、利用者である児童や保護者の声をもとに「自助」による危機管理を高めることが欠かせない。

本研究の民立民営の施設では、マニュアルを自分たちで作成していることもあり、活用状況の【防災訓練を中心とした危機管理】の回答例にみられるように、保護者の意見を取り入れている施設があった。利用者に対して、放課後児童健全育成事業の目的の1つである、児童が自ら危険を回避できるようにしていくことの理解啓発を図り、児童や保護者が意見を表明できる仕組みの整備も必要であろう。この仕組みの1つとして、厚生労働省は「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」²³⁾を通知している。第三者評価を推進する都道府県には、市町村の状況を踏まえて事業の改善と受審者の利益となるような第三者評価の仕組みづくりが求められる。

V. 結語

放課後児童クラブ運営指針³⁾では、安全対策の内容として、事故や怪我、防災、防犯に備えたマニュアルの作成とマニュアルを活用した定期的な訓練、市町村との連携を記している。しかしながら、本研究の結果から、設置・運営形態によって市町村との連携に差が生じていた。

公立公営の児童クラブでは、市町村が作成したマニュアルを用いていた。市町村から事故対応の判断基準が示され、災害や不審者情報等の連絡を受ける施設が多かった。一方、私立民営では、児童クラブが省庁発行の防災マニュアル等を参考にして、独自に作成しており、マニュアルの適切性や施設の安全性に不安を感じる施設が目立った。今後、放課後児童健全育成事業に参入する全ての児童クラブが取り残されることなく、基礎自治体と連携を図りながら組織的に危機管理を行うシステムの構築が急務である。

ただし、本研究の知見には以下の限界がある。第1に、本研究の対象施設には偏りがあった。厚生労働省の調査¹⁾では、公立民営の設置・運営形態の児童クラブの割合は、全体の49.0%と最も高い割合を占めている。しかし、本研究では公立民営の対象者は最も少なく、語られた単語の種類がほかの設置・運営形態と比べて少なかったため、分析から除外した。また、本研究の対象者の全ての施設において、マニュアルが作成されていたが、鈴木ら¹⁰⁾や総務省中部管区行政評価局¹¹⁾の調査では、2~3割の施設がマニュアルを作成していなかった。公立民営におけるマニュアルの活用状況やマニュアル未作成の施設における課題を調査する必要がある。

第2に、施設の詳細な情報をふまえてマニュアルの活用状況を検討していない。施設の設置・運営形態以外に支援員の人数、支援の単位、施設の設置場所、地域の防災計画など、多くの要因がマニュアルの活用に影響すると考えられる。これらの要因をふまえて詳細に分析することで、類似の環境で運営する児童クラブ同士がマニュアルの活用事例を見本として参照できる。児童クラブのマニュアルの改善につながるようなモデル事例に関する実践研究の蓄積が望まれる。

第3に、本研究では東日本大震災で被害の大きかった東北地域の施設が含まれていない。震災の経験をもとに、どのようなマニュアルを作成し活用しているのか、甚大な被害を受けた地

域の支援員が感じている課題を調査することで、想定外の自然災害のなかでも安全・安心の確保につながるような危機管理マニュアルのエッセンスを検討できるであろう。

VI. 付記

本研究にご理解・ご協力いただきました皆様に記してお礼申し上げます。調査項目の検討やインタビューの実施にあたり、立教大学名誉教授 浅井春夫先生、金沢星稜大学 川並利治先生、静岡英和学院大学 玉井紀子先生、信州大学 新井清美先生にご助言、ご協力いただきました。ここに感謝の意を表します。

本研究は、厚生労働省 平成29年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業における「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」によって得られた研究成果を再分析した。本研究の一部は日本保育学会第74回大会にて口頭発表をしている。

VII. 文献

- 1) 厚生労働省(2021)「令和3年(2021年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和3年(2021年)5月1日現在)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22864.html(最終アクセス2022年9月15日)
- 2) 文部科学省, 厚生労働省(2018)「「新・放課後子ども総合プラン」について(通知)」
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/hourei-plan/plan/shin-houkago.html>(最終アクセス2022年9月15日)
- 3) 厚生労働省(2015)「放課後児童クラブ運営指針」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000080764.html>(最終アクセス2022年9月15日)
- 4) 気象庁(2020)「震度データベース検索」
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.html>(最終アクセス2022年9月15日)
- 5) 鈴木 瞬(2022)「被災地における学童保育所の機能復旧と再開プロセスの記録化(1)-「平成30年7月豪雨」被災地を事例としたアンケート調査をもとに-」『金沢大学人間社会研究域学校教育系紀要』(14), pp.35-48.
- 6) 中野 晋, 烏庭康代, 武藤裕則, ほか(2014)「豪雨災害を対象とした保育所の業務継続のあり方」『土木学会論文集F6(安全問題)』70(2), pp.I_45-I_52.

- 7) 西村実穂(2021)「台風による浸水被害を受けた認定こども園の保育再開時の課題-令和元年台風第19号により被災した栃木県宇都宮市の認定こども園の事例から-」『日本社会福祉マネジメント学会誌』1(1), pp.29-40.
- 8) 内閣府子ども・子育て本部(2022)「「令和3年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について」https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/r03-jiko_taisaku.pdf(最終アクセス2022年9月15日)
- 9) 清水益治, 千葉武夫, 碓氷ゆかり(2016)「放課後児童クラブにおける災害マニュアルの実態に関する研究」『帝塚山大学現代生活学部子育て支援センター紀要』(1), pp.55-65.
- 10) 鈴木 勲, 浅井春夫, 川並利治, ほか(2018)「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」『厚生労働省 平成29年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書』https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000163860_00001.html(最終アクセス2022年9月15日)
- 11) 総務省中部管区行政評価局(2022)「放課後児童クラブの安全対策に関する調査結果報告書」https://www.soumu.go.jp/main_content/000799078.pdf(最終アクセス2022年9月22日)
- 12) 鈴木 瞬(2021)「学童保育における安全対策・危機管理に関する研究の動向」『金沢大学人間社会研究域学校教育系紀要』(13), pp.47-58.
- 13) 関口はつ江, 岡 健, 戸田雅美, ほか(2004)「保育フォーラム テーマ「保育の民営化 何が問題か-保育における公立・私立の役割-」」『保育学研究』42(2), pp.240-250.
- 14) 網谷有希子, 須藤紀子, 笠岡(坪山)宣代, ほか(2014)「首都圏B市における東日本大震災を踏まえた保育所の食事に関する災害対策の再構築」『日本栄養士会雑誌』57(3), pp.192-200.
- 15) 五島朋子, 矢崎良明, 石辺岳男(2020)「公立小中学校における学校防災マニュアル管理・運営の課題について「学校防災アンケート」の調査報告-教育委員会との連携強化を目指して-」『災害情報』18(1), pp.83-93.
- 16) 厚生労働省(2014)「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)」https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4022&dataType=0&pageNo=1(最終アクセス2022年9月15日)
- 17) 樋口耕一(2020)『社会調査のための計量テキスト分析-内容分析の継承と発展を目指して-第2版』ナカニシヤ出版
- 18) 木村大翼, 田中久美子(2011)「文書量に不変な定数-YuleのK,GolcherのVM-」『自然言語処理』18(2), pp.119-137.
- 19) 厚生労働省, 文部科学省(2018)「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」<https://www.mhlw.go.jp/content/000332785.pdf>(最終アクセス2022年9月22日)
- 20) 文部科学省(2018)「学校の危機管理マニュアル作成の手引」https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyuu_all.pdf(最終アクセス2022年9月22日)
- 21) National Research Council(1989). Improving risk communication, Washington, DC: National Academy Press. /林 裕造, 関沢 純 監訳(1997)『リスクコミュニケーション-前進への提言-』化学工業日報社.
- 22) 全国学童保育連絡協議会(2021)「学童保育の実態と課題-2018年版 実態調査のまとめ-」<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/pdf/2018jittaityousa.pdf>(最終アクセス2022年12月20日)
- 23) 厚生労働省(2021)「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」http://shakyo-hyouka.net/guideline/tsuuchi_20210329.pdf(最終アクセス2022年12月20日)

【 特 集 原 著 】

医療的ケア児保育の 実施体制に関する自治体間比較

Comparative Analysis of ECEC Systems
among Local Governments
for Children with Daily Life Support Medical Care

二宮 祐子

Yuko Ninomiya

和洋女子大学

Wayo Women's University

キーワード

医療的ケア児 保育制度 地方自治体 比較分析 理念型
children with medical daily life support care / ECEC systems
local government / comparative analysis / Ideal type

要 旨

先行研究において、医療的ケア児への保育実践には、様々な職員や子どもとの相互作用や仲間関係の形成など、他の地域資源では代替できない機能があることが明らかにされたが、その効果が十分に発揮されるためには、市区町村による基盤整備が不可欠である。

本稿では、3つの地方自治体を対象に、職員体制や研修および連携体制について検討した。比較分析の結果、公立機関型(川崎市)、拠点園型(八王子市)、ネットワーク型(松戸市)として、それぞれの理念型の特長が明らかとなった。今後の課題として、他機関との連携や保育形態の多様化が指摘された。

Previous Early childhood education and care (ECEC) research has revealed functions of ECEC practices for children with medical daily life support care that cannot be replaced by other resources, such as interacting with different staff and children and building relationships with peers. To be fully effective, it is imperative that municipalities develop an appropriate

infrastructure.

In this study, we examined the staff and backup systems for three local governments. Comparative analysis revealed the features of each: public sector type (Kawasaki City), center type (Hachioji City), and network type (Matsudo City). Cooperation with other institutions and diversification of ECEC styles were highlighted as future issues.

1. 問題設定

(1) はじめに

2021(令和3)年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「医療的ケア児支援法」と表記)が公布され、同年9月より施行された。本法においては、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」(第2条)(以下、医療的ケア児と表記)とその家族に対し、社会全体で支援にあたるための基本理念および国や地方公共団体等の責務が定められた。国や地方公共団体だけでなく、保育所・幼稚園・認定こども園の設置者や家庭的保育事業等を営む事業者にも、医療的ケア児とその家族への身近な地域における社会生活支援を担うことが求められている。

これまで、地方公共団体に対しては、2016(平成28)年改正の児童福祉法により、医療的ケア児への在宅生活支援・社会的生活支援・経済的支援を柱とする支援体制の基盤整備することが努力義務とされていた。2020(令和2)年改正の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」¹⁾においても、医療的ケア児に対する関連分野の調整を円滑にすすめるため、都道府県および市町村で策定する「子ども・子育て支援事業計画」に必要事項を追記するよう定められた。さらに、医療的ケア児支援法が制定されたことにより、保育所・認定こども園・幼稚園等の実践現場に対しても、医療的ケア児がそうではない子ども達と共に過ごすことができるように、必要な配慮を行うことが責務となった。

『保育所保育指針解説』でも、保育所等にお

ける医療的ケアを必要とする子どもへの保育実践(以下、「医療的ケア児保育」と表記)にあたっては、各施設が創意工夫をこらして体制を整えていくことが明記され²⁾、好事例が蓄積されつつある³⁾⁴⁾。ただ、これらの実践は制度的な基盤のもとで成り立っており、わけても、地方自治体には、専門的な人材確保や多機関連携にむけて、地域の実情にあった計画を策定し、基盤整備をしていく重要な役割がある。そこで、本稿では、医療的ケア児保育を実施している市町村の取り組みについて検討する。

(2) 医療的ケア児と保育

医療的ケアとは「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」(医療的ケア児支援法第2条)であり、日常生活や社会生活において、こうしたケアを日常的に必要とする子どもを医療的ケア児と呼ぶ。その人数は、少子化の情勢にもかかわらず右肩上がりに増加しており、2021(令和3)年の時点で在宅状態にある0~19歳の医療的ケア児の推計値は20,180名である⁵⁾。なかでも0~4歳での伸長が顕著であることから、今後も人数の増加傾向が予測されている⁶⁾。

医療的ケア児とは、原因となる疾患や症状ではなく、必要としているケアや医療的機器の種類によって判別される。出生直後から、新生児集中治療室(NICU)等での治療を経験することが多く、気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、痰の吸引、在宅酸素療法、胃ろうや腸ろうなどの経管栄養、導尿、中心静脈栄養等の医療的ケアを恒常的に必要としている。かつては、重度の知的障害と肢体不自由の症状を併せ持つ「重症心身障害児」と呼ばれる子ども達と同一視さ

れていたが、2000年頃には保育所保育をうける子どももあらわれた⁷⁾。近年、新たにみられるようになった現象として、濃厚な医療が必要かつ重篤な障害特性のある「超重度児」や、人工呼吸器を装着している子どものほか、周囲の人とのコミュニケーションや活動も活発にできる「動ける医療的ケア児」も加わった。低年齢の場合、比較的「動ける医療的ケア児」の人数が多いことから、これに連動して、保育所入所のニーズも高まることが予測されている⁸⁾⁹⁾。

しかしながら、医療的ケア児への支援は、重症心身障害児の制度の枠組のなかで行われる傾向があるため、制度の狭間に落ちてしまい、十分な支援を受けられないことが多い¹⁰⁾¹¹⁾。もともと、在宅の医療的ケア児たちが過ごしている地域社会において、社会資源そのものが不足しており、これを肩代わりしている家族には、「医療的ケア児から5分以上目を離すことができない」と4割以上が回答するほど、負担がかかっており、睡眠や休息のための時間さえ十分にとれないことなど、心身の健康を維持するためのゆとりを持ちにくいことが確認されている¹²⁾。

医療的ケア児の育ちにおいても、保育所保育には、その他の地域資源では代えがたい機能があり、様々な職員や子どもとの相互作用や仲間関係の形成を促す効果が見られることが、二宮による複数の園でのフィールドワークより明らかにされている¹³⁾。植田ら¹⁴⁾や渡辺ら¹⁵⁾のケーススタディにおいても、同様に、社会性の涵養にかかわる効果が見いだされた。

(3) 医療的ケア児保育の実施体制の現状と課題

2016(平成28)年に「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について(通知)」¹⁶⁾が発出された。「保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応等」

が要請され、医療的ケア児保育を推進するために、市町村が中心となって基盤整備や研修体制の構築が進められてきた。2020(令和2)年度の厚生労働省調査研究事業¹⁷⁾として行われたアンケート形式の悉皆調査¹⁸⁾によれば、回答のあった855か所の自治体のうち、医療的ケア児受け入れ可能施設がある自治体は276か所(32.3%)で、実際に受け入れがあるのは191か所(22.3%)であった。医療的ケア児の受け入れている自治体の全入所児童数に占める医療的ケア児の割合は0.04%、つまり2500人に1人であることを考慮しても、入所ニーズが満たされているとは言いがたく、未だ医療的ケア児の受け入れたことのない自治体が数多く存在している。また、医療的ケアを担う看護師や保育者から研修やマニュアル整備を要望する声は高いものの¹⁹⁾²⁰⁾、受け入れのある191か所の自治体においても、ガイドラインの整備は62か所(32.5%)、研修の実施は49か所(25.7%)にとどまっていた²¹⁾。

また、同事業の市区町村の担当部署を対象とするヒアリング調査²²⁾では、医療的ケア児保育を円滑に行うためには、受入園単体での努力だけでは限界があり、自治体による基盤整備のもとで、行政と各機関が一体となって取り組む必要があることが指摘された。ただ、その基盤整備は、全国一律にトップダウンで行われるのではなく、各自治体が主体となって、それぞれの地域の実情をふまえ、実施していかなければならない。

医療的ケア児保育の実施体制の基盤強化にむけ、上記の調査研究事業の成果をうけて、市町村レベルでの環境整備の基本方針となる「保育所での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」²³⁾(以下、ガイドラインと表記)が作成された。このガイドラインでは、医療的ケア児保育を実施している市町村を対象とするアンケート調査や自治体担当部署へのヒアリング調査にもとづき、保育所等で行うことのできる医療的ケアの概要(第2章)、医療的ケア児の受け入れに

に向けた環境整備(第3章)や医療的ケア児の受け入れの流れ(第4章)を中心に記載されている。

本ガイドラインは、どの地域においても医療的ケア児とその家族が安心して保育サービスを受けられることを目指し、保育所等での受入れ体制づくりの方策については詳細に示されている一方で、その後、長期にわたって行われる医療的ケア児保育の質にかかわる事柄までは十分に記載されていない。また、前述のヒアリング調査結果からうかがえるように、医療的ケア児保育の実施体制はそれぞれ個別性が高く、その一般化や応用可能性は未知数である。

しかしながら、調査研究事業のヒアリング調査で好事例として取り上げられた自治体を、医療的ケアの提供方法に応じて分類すると、判別できない2事例を除く7事例が振り分けられ、一定の傾向が見て取れる。まず、地方自治体が直接的に関与する「公立機関型」として、川崎市²⁴⁾、甲賀市²⁵⁾、港区²⁶⁾は公立園のみで医療的ケア児の受け入れを行っている。二つ目のグループとして、複数名の看護師が雇用されるなど、医療的ケアが安定的に提供できる体制のある保育所に委託し、医療的ケア児を集中的に受け入れる「拠点園型」が、茅ヶ崎市²⁷⁾や五所川原市²⁸⁾で実施されている。第三に、三鷹市²⁹⁾や高松市³⁰⁾では、他の事業所等から看護師の派遣を受けるなど、他機関と連携した「ネットワーク型」の医療的ケア児保育が実践されている。

地域ごとの独自性の高い医療的ケア児保育の実施体制ではあるが、上記の仮説的な分類を糸口として比較分析を行うことで、当該の自治体以外の関係者にとっても注目し得る特長と課題が浮かび上がり、医療的ケア児保育の質の向上に寄与しうるであろう。とりわけ検討すべき課題として、ガイドラインにはあまり記載されなかったものの、医療的ケア児保育の質を担保するためには不可欠な項目として、看護師および保育士が担うべき役割と、研修および連携の体制の二点が注目される。

以上より、本稿では、市町村における医療的ケア児保育の実施体制の特徴に応じて、担当する看護師および保育士等が、どのような役割を担っているのか、その効果を発揮するために、どのような研修や連携のシステムを構築しているのか、特徴的な取り組みを行ってきた自治体を対象に、実施状況を比較して、理念型(ideal type)として整理することにより、地方自治体における医療的ケア児保育の実施体制の様々な特長について理解を深め、今後の課題を見出すことを研究目的とする。

表1 調査対象となった自治体の概要

	川崎市	八王子市	松戸市
人口	1,531,882人 (政令指定都市)	562,480人 (中核市)	492,671人
保育所の設置状況	認可保育所：349園 公設公営 36園 公設民営 3園 民設民営 310園 地域型 保育事業：64園 認可外 保育施設：166園	認可保育所：100園 公設公営 10園 公設民営 6園 民設民営 84園 地域型 保育事業：29園 認可外 保育施設：51園	認可保育所：74園 公設公営 17園 公設民営 1園 民設民営 56園 地域型 保育事業：71園 認可外 保育施設：73園

注) 川崎市は2019年12月1日時点、八王子市は同年12月末日時点、松戸市は同年10月1日時点

II. 対象と方法

(1) 対象

平成29年度から令和元年度まで3年連続して、医療的ケア児保育支援モデル事業³¹⁾に申請し、医療的ケア児保育を継続的に取り組んでいることが確認された16の地方自治体に対し、調査協力を依頼したところ、7つの自治体から応答がえられた^{注1)}。さらに、部署の担当者に電話やメールによるやりとりのなかで、医療的ケア児保育にかかわる施策の方向性が明確に示された自治体に対し^{注2)}、正式な調査依頼を行った結果、川崎市(公立機関型)、八王子市(拠点園型)、松戸市(ネットワーク型)が対象となった(以下、

3市と表記)。調査時における3市の概要は、表1の通りである³²⁾³³⁾³⁴⁾。

(2) 方法

ローデータの収集方法としては、医療的ケア児保育の担当部署にて、担当者にヒアリングを行い、自治体で作成された各種資料の提供を依頼した。さらに、医療的ケア児の受け入れを実施している保育所の紹介があった場合は、園訪問を行い、保育実践場面の観察および園長へのヒアリングを実施した(表2参照)。調査期間は、2019年9月～2020年2月である。

本稿で採用した分析装置である理念型^{注3)}とは、社会学者M.ヴェーバーによって、多様かつ複雑なリアリティを社会科学的認識として把握するために提唱された方法概念をさす³⁵⁾。研究上の問題意識にもとづき、比較や抽象化を重ね、多岐にわたる事象の構造となる根本的特徴を浮き彫りにする作業を経ることにより、理念型は精錬される³⁶⁾。

具体的には、理念型として設定された各自治体における医療的ケア児保育を構成する様々な特徴の比較を行い、それぞれの特長や課題を見出して整理することにより、医療的ケア児保育の実施体制全般についての理解を深めることをめざす。

比較分析の対象として、①自治体の受入体制、②看護師の配置と役割、③保育士の配置と役割、④研修および連携体制、の4点に着目する。

表2 研究協力者

No.	自治体	所属 および 役職
1	川崎市	子育て推進部 担当課長
2	川崎市	運営管理課 課長補佐
3	川崎市	保育・子育て総合支援センター 所長
4	川崎市	保育園(公立園) 園長
5	八王子市	保育幼稚園課 主査
6	八王子市	保育幼稚園課 主査
7	八王子市	保育幼稚園課 課長
8	八王子市	保育園(拠点園) 園長
9	松戸市	保育課 課長補佐

注) 役職は、調査時点のものである。

(3) 倫理的配慮

本研究は、調査開始時点の所属大学に設置された研究倫理委員会で承認をうけてから、自治体へのヒアリング調査を開始した(東京女子体育大学 研究倫理審査2019-22号)。保育園におけるフィールドワークでは、別途、各園の施設長に調査目的・調査内容・プライバシー保護について説明し、それぞれ承諾書をいただいた上で、研究倫理審査会に受審して承認を受けた(和洋女子大学 人を対象とする研究審査結果通知書承認番号2020)。

Ⅲ. 結果

(1) 自治体の受入体制

川崎市は、7区それぞれに保育および子育て支援において中核的役割を担うものとして「手本となるべき先駆的な保育所機能」をもつ公立園を配置し³⁷⁾、同じ敷地内に「子育てに関する専門的支援、地域人材の育成や情報発信等の地域子育て支援機能」をもつ地域子育て支援センターを設置し、地域の保育および子育て支援実践の先導的役割を持たせている³⁸⁾。それぞれに保育士・看護師・栄養士等の専門職を配置して、個々の機関としての専門的役割を持たせる一方で、

異なる機関として緊密に連携することにより、多彩なサービス展開が可能となっている³⁹⁾。2016(平成28)年度から、これらの公立7園において、医療的ケア児の受け入れを本格的に開始し、調査時点では6園に1名ずつ医療的ケア児が在籍していた(表3表4参照)。

八王子市では、2010(平成28)年度から医療的ケア児の豊富な受入実績をもち、常時、複数名の看護師を配置している民間園のほかに、公立3園を加えて拠点園と位置づけている⁴⁰⁾。この民間保育所の入所を強く希望して、他の自治体から転入するケースもあるため、調査時点では9名もの医療的ケア児が在籍していた一方で、身近な地域での保育所利用のニーズにも応えるために、公立保育所でも新たに受け入れを開始

したが、拠点園での入園希望者が多く、調査時点では医療的ケア児は在籍していなかった(表3表4参照)。

松戸市は、小児医療体制が整っていることを背景として、2009(平成21)年度より、公立保育園で医療的ケア児を受け入れていたが、2016(平成28)年度に、創設されたばかりの医療的ケア児保育支援モデル事業⁴¹⁾に採択されたことをきっかけに、市で雇用した看護師を加配したり、巡回指導を行ったりすることにより、民間保育園の受け入れを促してきた⁴²⁾⁴³⁾。このような積み重ねのなかで、公立3園に加え、新たに民間1園での受け入れが実現した(表3表4参照)。さらに、医療的ケア児にかかわる様々な部署や関係機関が連携するための協議の場を設置するこ

表3 受入の主な条件

	川崎市(公立機関型)	八王子市(拠点園型)	松戸市(ネットワーク型)
事前相談や見学	担当部署での事前相談や公立園での体験保育(半日)を行う。	拠点園を会場として入園相談・面談を行う。	担当部署での事前相談を行う。
利用調整前の検討	主治医および「川崎市保育所入所児童等健康管理委員会」において、集団での保育の可否を判断する。	「医療的ケア実施等検討会議」で、保育所での集団生活と医療的ケアの実施の可否を協議する。	主治医の見解をふまえ、「医療的ケア児保育検討会」で集団保育の承諾の可否を検討する。

表4 受入園の主な特徴

	川崎市(公立機関型)	八王子市(拠点園型)	松戸市(ネットワーク型)
実施可能な医療的ケア	たんの吸引(経鼻・経口、気管切開)、経管栄養(経鼻、胃ろう)、導尿	たんの吸引(経鼻・経口、気管切開)、経管栄養(経鼻、胃ろう)、導尿、酸素吸入、人工呼吸器	たんの吸引(経鼻・経口、気管切開)、経管栄養(経鼻、胃ろう)、導尿、酸素吸入
対象人数	6名	9名	4名
受入園数(内訳)	6園(公立6園)	1園(公立0園・民間1園)	4園(公立1園・民間1園)
受入可能園数(内訳)	7園(公立7園)	4園(公立3園・民間1園)	4園(公立3園・民間1園)
保育時間	平日8:30~17:00のなかで保育時間を定める	認定時間内で保育時間を定める。民間では平日のみ	認定時間内で保育時間を定める

注)2019年度は、八王子市公立園では申請がなく、松戸市では途中で医療的ケアが不要となり2名に減少した

とにより⁴⁴⁾、医療的ケア児の支援のためのネットワークが形成され、同時期に採択された医療的ケア児支援促進モデル事業⁴⁵⁾との相乗効果をねらった事業展開がなされた⁴⁶⁾。松戸市独自の取り組みとして、医師による巡回指導の対象として障害福祉サービス事業に限定せずに保育所等も加えるなど、新たな試みが行われている。

3市に共通する特徴としては、医療的ケア児の保育所の受け入れにあたっては、通常の利用調整とは別に、見学や体験保育を含めた事前相談や検討会の機会を設け、集団保育の可否を基準に、受け入れられるかどうか、時間をかけて協議してきた(表3参照)。

その一方で、医療的ケアの提供方式は、医療的ケアの提供可能な園を整備しておく方式(川崎市、八王子市)と、必要な医療的ケアを提供する人材を園に派遣する方式(松戸市)に分かれた。公立機関で担う場合は、医療的ケアを提供できる園を自治体が主導して設定できるのに対し、民間園に委託して拠点園を設定する場合はアクセスの面で偏りが出る恐れもある。派遣方式をとる松戸市では、医療的ケア児とその家族にとって自宅から近い保育園が選択肢となりうるメリットがあるものの、依然として、医療的ケアを提供できる専門的人材を安定的に確保することが難しいという課題が、依然として残っている。

(2) 担当看護師の配置と役割

川崎市では、医療的ケア児を受け入れている園では、看護師の業務内容を、医療的ケアおよび園全体の保健業務のみに限定する職員体制がとられていた。つまり、医療的ケア児が在籍する園の看護師は、0歳児クラスのクラス担任をもったり、当番に入ったりするなどの保育業務を行わず、医療的ケアおよび保健指導に専念する。園で医療的ケアを実施する際は、看護師単独で行うのではなく、医療的ケア児に1対1で加配された保育士が、看護師が医療的ケアをしている間、万が一に備えて、必ず付添う一方で、緊急対応が必要な場合は、普段は同じ建物内で、地域子育て支援など、別の業務を担当している看護師がフォローに入る仕組みとなっていた。

八王子市の民間園では、医療的ケア児は他の子どもたちと一緒にクラス活動に参加しているが、主治医に指定された時間になると、適宜、活動からぬけ、専用スペースがある隣の園舎において、複数の看護師のもとで医療的ケアを受ける様子が観察された。

松戸市では、園にもともと配置されている看護師とは別に、非常勤の加配看護師を配置したり、あるいは、医療的ケアの必要な時間帯に看護師を派遣したりしていた。

3市の共通点として、表5に示されたように、

表5 医療的ケアを担う職員の体制

	川崎市(公立機関型)	八王子市(拠点園型)	松戸市(ネットワーク型)
看護師	医療的ケア児を受け入れている園では、看護師1名を独立配置。医療的ケアおよび、看護および保健分野の業務のみに従事し、クラス活動等の保育分野の業務は原則として行わない。	民間園では常勤看護師を複数配置。公立園では各園0歳児保育のための正規看護師1名に加え、2019年度より非常勤の加配看護師1名を配置。	公立園では0歳児保育のための正規看護師1名に加え、非常勤の加配看護師1名を配置。民間園は市で非常勤看護師を雇用して派遣。
保育士	医療的ケア児1名あたり担当保育士1名加配。看護師が医療的ケアを実施する際、必ず付き添う。	民間園では医療的ケア児1名あたり担当保育士1名加配。公立園では2018年度以前は、複数名の保育士が第3号研修を受講。	医療的ケア児1名あたり担当保育士1名加配。

複数の職員で医療的ケアを実施できるよう、それぞれ工夫をこらした人員配置をおこなっていた。

公立園のみで医療的ケア児保育を実施している川崎市の場合は、公立病院や保健所からの正規職員の異動や出張により対応することが可能となっている。医療機関以外の場所での医療的ケアの提供にあたり、看護師等の不足がネックとなっているのは周知のとおりであるが、八王子市や松戸市の担当部署においては、医療的ケアを担う看護師等の安定的な確保に苦心していることが、ヒアリングで聴取された。さらに、その背景には、雇用の不安定さや時給の低さだけではない問題も指摘された。松戸市で実施された障害分野の事業者を対象とするアンケートで、医療的ケア児の支援の経験のない看護師も相当程度、存在している実態が示されているように⁴⁷⁾。即戦力として医療的ケア児の対応ができる看護師そのものが不足している実態がある。

もとより、保育所等で実施される医療的ケアは、医療機関で実施される場合に比べて、個別的な側面が強い。主治医からの指示書をもとに、家庭で保護者が行っている医療的ケアの手順を基本として、保護者が持参した物品を用いて実施される。入園前や慣らし保育の時点で、医療的ケアに携わる職員が、家族から家庭でのケアの仕方を習い、持ち込まれた器具を使用してケアを行うため、一律的に対応することはできない。

したがって、保育所等で医療的ケアを安全かつ円滑に実施するためには、保護者から提供される情報と、市町村や園で作成されたガイドラインやマニュアルをすりあわせる作業が必要である。つまり、保護者の意向をふまえつつ、園で安全に実施するための具体的な手立てを明確にし、職員間で情報共有できるようにしていく役割も、医療的ケアを担う職員には求められていることが分かった。

(3) 保育士の配置と役割

川崎市では、医療的ケア児は、医療的ケアを

受ける時間帯を除き、クラスで他の子どもたちと同様に過ごしていた。ただし、医療的ケアのタイミングは、医師の指示書によって厳密に定められていることが多く、クラス活動の最中であっても、医療的ケアを優先させる必要がある。クラス担任によって作り出されたクラス活動の流れを乱すことなく、医療的ケア児が活動から抜け、前向きな気持ちで医療的ケアを受けに行くことができるよう、加配保育士が医療的ケア児だけでなく、周囲の子どもたちにも働きかけていることが、園での参与観察にて確認された。

八王子市の拠点園では、保育室がある園舎の隣に、専用室のある建物が建てられており、医療的ケアのほか、食事や休息のためのスペースが用意され、看護師が常駐していた。3～5歳児クラスに所属する医療的ケア児は、医療的ケアが行われる時間以外のほとんどを園舎で過ごしていたが、0～2歳クラスに所属する医療的ケア児は、それぞれの生活リズムと医療的ケアのタイミングのすり合わせが難しく、専用室で過ごす時間の方が長い子どもが多かった。加配保育士は、クラス活動の保育補助の他に、園舎と専用スペースとの間の移動の付き添いや、医療的ケアの見守りを行っていることが観察された。

表5に示されているように、3市の共通点として、医療的ケア児の加配保育士が1対1で配置されていた。通常の障害児保育よりもゆとりをもって、加配保育士を配置する意義は何であろうか。

川崎市や八王子市において、加配保育士は、特定の者に対する喀痰吸引等研修(第3号研修)⁴⁸⁾を受講していないものの、医療的ケア児がクラス活動に参加するための補助や、時間順守で実施される医療的ケアのためにクラスから離れて、看護師のもとでケアを受ける際の付き添いという役割を担っている様子が観察され、2つの効果が見いだされた。

第一に、看護師が医療的ケアを実施する際に、相互に声をかけあい、量や手順に誤りがないかチェックを行っていた。第二に、保育士がそば

に付き添って、やさしく声かけやタッチをしたり、リクエストの歌を歌ったりすることで、医療的な処置そのものは、多くの医療行為と同様に楽しみを伴うものではないにもかかわらず、医療的ケア児が前向きな気持ちで処置をうけている様子が観察された。医療事故の予防だけでなく、看護師と医療的ケア児の双方にとって、孤立も防ぐことがうかがえる。

(4) 研修および連携体制

川崎市では、医療的ケア児を含めた障害児保育の質の向上のため、障害計画課主催で「発達相談支援コーディネーター」という称号が得られる研修が実施され、この資格をもつ保育士が、各園に複数名配置されている。このような基盤の上で、公立園に在籍する正規の保育士全員が、医療的ケア児に関わる研修を1年に1度は受講している。公立園の正規保育士ならば、誰もが即戦力として、医療的ケア児保育の担い手となるためである。

八王子市の拠点園では、医療的ケア児を担当

している保育者を対象とする外部機関への出張を伴う専門的な研修のほか、職員全員を対象とする園内研修を組み合わせ実施している。また、在籍している医療的ケア児一人ひとりに対して、ケアの手順書だけでなく、緊急搬送時の個別対応マニュアルまで、個別に、文書の整備が行われていた。医療的ケアを担当しない職員であっても、誰もが、手軽に確認することが可能となっていた。

松戸市では、市内の障害福祉分野および保育分野の職員なら誰でも受講できる「医療的ケア児支援スキルアップ研修」⁴⁹⁾が開催されている。対象児が目の前にいるか否か関係なく、医療的ケアについて、様々な機関に所属する支援者とともに学ぶことができ、医療的ケア児保育実践のイメージ像が持てるよう配慮されていた。また、「医療的ケア児のための連携推進会議」に、医療的ケア児が在籍している保育所にも参加を促すことで、園だけで孤立することなく、障害児にかかわる他機関とスムーズに連携するためのネットワークが構築されていた⁵⁰⁾。

表6 研修および連携体制

	川崎市(公立機関型)	八王子市(拠点園型)	松戸市(ネットワーク型)
園内および園外との連携体制	各園に「発達相談支援コーディネーター」をもつ保育士を1名以上配置。毎月1~2回、園内で「医療的ケア保育会議」を開催。	拠点園(民間園)では、職員も定期的に児童発達支援センターでの診察や療育に同行。保育所等訪問支援事業の活用。	「医療的ケア児のための連携推進会議」の設置。 「ライフサポートファイル」の活用。
担当看護師や担当保育士のバックアップ体制	同敷地内の保育・子育て総合支援センターの看護師が適宜フォロー。	拠点園(民間園)では、医療的ケア児担当の看護師と保育士の複数配置。	医師や看護師による巡回指導
研修体制	市で「発達相談支援コーディネーター養成研修」を開催。 年1回公立園の正規職員全員が医療的ケア児保育の研修を受講。	拠点園(民間園)では、毎年、全職員対象の園内学習会を実施。	毎年、区内の保育所の全保育士むけに「医療的ケア児等支援スキルアップ研修」を開催。

注) 「発達相談支援コーディネーター」とは、川崎市独自の研修受講済の保育者が有する称号である。

上記の3市の共通点は、医療的ケア児のクラス担任および医療的ケアを実施する職員だけが、これに必要な知識や技術の習得をはかるのではなく、直接的には関与しない周囲の職員に対しても研修を実施し、医療的ケア児保育実践を支える人材の育成を幅広く行っていることである。

また、医療的ケア児保育では、職員の勤務シフトや異動のため、同じ職員が長期にわたってケアを提供できないという限界がある。3市とも、日ごろから、医療的ケアを複数の職員で担う体制を作っていた。医療的ケア児と関わりの深いクラス担任や加配保育士および看護師だけでケアを担うのではなく、休暇等で抜けたときに誰が替りの役割を担うのか細かく定め、組織としてバックアップする体制を整えていた(表6参照)。

このような市町村レベルの研修や連携体制が確保されていることは、担当者や園だけで抱え込まずにすむだけでなく、医療的ケア児にとっても社会生活の幅を広げることにつながる。

IV. 考察

前節において、特徴的な医療的ケア児保育を実施している3つの自治体を対象に、比較分析をおこなった結果、公立機関の機能を最大限まで活用する「公立機関型」、医療的ケア児保育に必要な専門的なサービスを集約した拠点的役割をになう「拠点園型」、地域に点在している様々な機能をミックスして連携させる「ネットワーク型」として位置づけられた理念型それぞれの特長と課題が、以下のように見出された。

川崎市では、公立機関同士を緊密に連携させることで、医療的ケア児保育に必要な資源を安定的に確保していた。また、医療的ケア児保育の運営管理全般を扱う担当部署が中心となって標準的な手順書や記録様式を整備した上で⁵¹⁾、各園で個別マニュアルが作成されていたように、行政と園とが一体となって取り組んでいた。つ

まり、「公立機関型」の特長は、行政主導で運営管理部門と各機関とが緊密に連携することで、身近な地域においても医療的ケア児保育を安定的に提供する体制といえる。公立保育園の民営化がすすめられている状況のなかでも、受入園を公設公営だけでなく公設民営とする自治体もあり、港区のように指定管理制度を活用して、政策的なイニシアチブが発揮されることもある。

八王子市では、先進的な取り組みを行ってきた民間保育園を活用し、拠点園として位置づけている。こうした「拠点園型」の長所は、医療的ケアの経験のある職員が数多く在籍していることや、必要な器材やスペースの管理がしやすさなど、ノウハウの共有と蓄積が図りやすい点である。その一方で、民間園に委託して拠点園とする場合、設置される地域が偏るリスクや、設置者となる法人の経営状態に左右されるリスクが想定される。

松戸市では、医療的ケアを施設内で対応することに限定せず、必要な機能やサービスがネットワークを通じて供給する「ネットワーク型」の体制が構築されている。所管部署の垣根をこえて広く連携することで、医療的ケア児保育にかかわる専門的な知識や技術の蓄積と共有がうながされるメリットがある。ただ、ネットワークを構築したり、活用したりするためには、高度なソーシャルワーク技術が不可欠である。こうしたソーシャルワークの「質」をどのようにして担保していくのか、今後の取り組みが注目される。

以上の比較分析によって得られた知見から、今後にもむけて取り組むべき課題は、次のように導きだされる。

第一に、他機関との連携の場の設定が挙げられる。医療的ケア児の支援においては、様々な専門職や機関が提供するサービスを、必要に応じて組み合わせていく必要があることは、本調査においても確認された(表6参照)。川崎市のように、公立保育所で医療的ケア児保育を実施

する場合は、市役所内での部署同士として障害分野や保健・医療分野との連携がとりやすい傾向があるものの、民間園の場合は他機関との連携を意識的に取り組んでいく必要がある。松戸市の「医療的ケア児のための連携推進会議」のように、市町村における連携の場の設置が推奨されているものの2019(令和元)年度の時点の市町村の設置率は69%にとどまっている上に、医療や障害福祉の各機関に比べて保育所等の参加率は低い⁵²⁾。各園が積極的に連携の場に参加することで、必要な情報が入りやすくなり、機関として孤立するリスクが軽減されると予想される。

第二に、医療的ケア児保育の多様化が指摘される。表3に示したとおり、3市とも、施設型給付による保育所等での受け入れを前提としているため、医療的ケア児が、集団生活に耐えられるか否かが焦点となっている。しかし、子ども子育て支援制度の創設により、施設型給付による保育所等のほかにも、地域型保育事業という別の選択肢が出現した。第3号研修を受講した保育士等による居宅訪問型保育など、従来の保育所保育とは異なる保育形態が想定され、大人数での集団生活が難しい医療的ケア児にも、保育の選択肢が増えることが想定される。地域型保育事業では、集団を構成する人数は少ないものの、連携保育所の制度を活用することにより、集団サイズの問題を乗り越えていくことは可能だと思われる。

医療的ケア児保育は、近年、法的な整備はすすんできたものの、課題は山積している。円滑な実施体制の構築にむけ、各自治体による基盤整備がさらに求められる。

V. 結語

本研究では、医療的ケア児保育を継続的に実施している地方自治体の取り組みについて、「公立機関型」「拠点園型」「ネットワーク型」という理念型を設定して比較分析を行い、看護

師と保育士の役割や、研修および連携体制の観点から、それぞれの実施体制の特長について理解を深めた。そのうえで、今後は、他機関との連携や保育形態の多様化という課題に取り組んでいく必要があることを指摘した。

これまでの医療的ケア児に関する先行研究においては、ミクロレベルの事例検討が多くを占めていたが、本稿では、市町村を対象とするマクロレベルの比較分析を行った。医療的ケア児保育は、制度上、障害児保育の枠組のなかで行われてものの、医療にかかわる知識や技術などが新たに要求される点で、個々の保育者や受入園の努力のみでは解決できない問題が多い。高度かつ多様な専門性に裏づけられた他機関との連携を必要とするため、個々の職員や施設の努力だけで達成するには限界があり、市町村レベルでの基盤整備と体制構築が大前提となる。今後、複数の理念型の特徴が混合されたハイブリッド型や、あるいは、まったく新しい型が現れる可能性もあるものの、本稿で見出された3つの理念型は、自治体の実地体制について探究するための視座の一つになりうるであろう。本稿は、3つの地方自治体における2019(令和元)年度時点での取り組みに着目したに過ぎないものの、今後の議論を深めていくうえで、いくつかの論点の設定には貢献できたものと思われる。

最後に、本稿の限界について述べる。まず、本稿で見出した3つの理念型の妥当性や保育実践に及ぼす影響について、さらなる検証が必要である。また、教育委員会の管轄する部署は調査対象としていないため、特別支援学校幼稚部や幼稚園・認定こども園の一部は含まれておらず、さらに、訪問看護ステーションからの派遣看護師を活用している自治体や、喀痰吸引等研修(第3号研修)を受講した保育士を配置している自治体からの研究協力が得られなかったため、障害福祉サービスとの連携について、具体的に論じることができなかった。今後の検討課題としたい。

注

- 1) 医療的ケア児保育支援モデル事業の件数は、平成29年度は22件(実績ベース)、平成30年度は38件(申請ベース)、令和元年度は72件(申請ベース)であった⁵³⁾。ただし、申請件数(申請ベース)と医療的ケア児保育を実施した件数(実績ベース)は一致していない。その理由について、自治体の担当部署からの回答をまとめると、次のようになる。医療的ケア児保育の受入基準に「集団生活が可能であること」があり、入園を見送るケースも多々あるため、その前年度に、医療的ケア児保育支援モデル事業に申請していても、医療的ケア児保育が実施されない場合がある。また、子どもの発育・発達に著しいため、医療的ケア児自身で安全な嚥下や呼吸ができるようになり、医師から胃ろうや気管切開などの医療的ケアが不要であるとの指示が出たために、そのまま子どもは在籍しているにもかかわらず、医療的ケア児保育そのものが不要となるケースもあった。
- 2) 担当部署に調査協力できない理由を尋ねたところ、医療的ケア児保育に関する情報公開が困難である旨を挙げられることが多かった。自治体名や実態が明らかになることによって、対象となった医療的ケア児と家族の個人情報や推測されやすくなる問題のほかに、医療的ケア児保育のニーズのある家庭が周辺自治体から転居してくる問題もあった。三大都市圏以外の自治体や人口規模の小さい自治体では、こうした状況に陥りやすいことが推測される。
- 3) 理念型を用いる分析手法は、社会学・経済学・政治学などの社会科学の研究手法論として普及しており、「型(type)」ないしは「モデル(model)」という略称で呼ばれることも多い。

謝辞

川崎市・八王子市・松戸市の担当部署職員の方々、および、対象園の先生方と子ども達に、多大なご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

付記

本稿は、JSPS科研費の助成による研究の一部として作成された。

文献

- 1) 内閣府(2019)「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について(概要)」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_45/pdf/ref3.pdf。(情報取得 2022/9/1)
- 2) 厚生労働省(2018)『保育所保育指針解説』フレーベル館、pp.308-309。
- 3) 井上寿美・長谷川郁子(2018)「保育所における医療的ケア児をめぐる支援実態と展望—東京都目黒区の公立保育所を事例として」『特別支援教育実践研究センター紀要』2, pp.33-46。
- 4) 東村知子・鮫島輝美(2021)「医療的ケア児の保育を可能にする『分けない』実践」『質的心理学研究』20(1), pp.278-297。
- 5) 厚生労働省(2022)「医療的ケア児について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000981371.pdf> (情報取得 2022/9/1)
- 6) 中村知夫(2020)「医療的ケア児に対する小児在宅医療の現状と将来像」『Organ Biology』27(1), pp.21-30。
- 7) 青山和美(2001)「経管栄養を必要とする子どもへの取り組み」白石恵理子・松原巨子・大津の障害児保育研究会(編)『障害児の発達と保育』クリエイツかもがわ、pp.209-217。
- 8) 前掲書6)
- 9) 厚生労働省(2020)「医療的ケア児等に係る施策の動向」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000584473.pdf>。(情報取得 2022/9/1)
- 10) 戸枝陽基(2019)「医療的ケア児の保育はなぜ進まないのか?」『チャイルドヘルス』22(8), pp.595-599。
- 11) 前林英貴・藤原映久(2020)「島根県内保育所における看護師等配置状況と医療的ケア児受け入れについての考察」『人間と文化』3, pp.151-162。
- 12) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(2020)「医療的ケア児者とその家族の生活実態調査報告書—厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653544.pdf>。pp.69-85。(情報取得 2022/9/1)
- 13) 二宮祐子(2021)「医療的ケアを必要とする子どもへの保育実践の機能—認可保育所でのフィールドワークによる探索的研究」『子ども家庭福祉学』21, pp.11-22。
- 14) 植田嘉好子・三上史哲・松本優作・ほか(2020)「医療的ケア児とその家族へのインクルーシブな支援の実践と課題—保育所を利用する医療的ケア児のケーススタディから」『川崎医療福祉学会誌』30(1), pp.47-59。
- 15) 渡邊久恵・添田英津子・磯部知愛(2019)「健常児と医療的ケア児の統合保育の効果」『小児看護』42(4), pp.504-508。
- 16) 厚生労働省(2016)「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomoo3houan/pdf/h280603/renkei_suishin.pdf。(情報取得 2022/9/1)
- 17) みずほ情報総研株式会社(2021)「保育所等における医療的ケア児の受け入れ方策に関する調査研究報告書—厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」

- https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020_0101.pdf. (情報取得 2022/9/1)
- 18) 同上書 p.44.
- 19) 別府さおり・伊藤瑚乃美(2020)「医療的ケアが必要な子どもに関する保育士の理解と保育園での受け入れについての意識」『福祉心理学研究』17(1), pp.12-28.
- 20) 空田朋子(2021)「医療的ケア児の保育に携わる保育士の思い」『保育と保健』27(1), pp.28-32.
- 21) 前掲書 17) pp.9-10.
- 22) 前掲書 17) pp.46-56.
- 23) 保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会(2021)「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン—令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」
https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020_0103.pdf. (情報取得 2022/9/1)
- 24) 前掲書 17) 参考資料2, pp.16-19.
- 25) 同上書 pp.26-28.
- 26) 同上書 pp.6-11.
- 27) 同上書 pp.20-25.
- 28) 同上書 pp.1-5.
- 29) 同上書 pp.12-15.
- 30) 同上書 pp.34-39.
- 31) 厚生労働省(2019)「医療的ケア児保育支援モデル事業」『医療的ケア児支援関連事業』
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000558246.pdf>). (情報取得 2022/9/1)
- 32) 川崎市(2019a)「川崎市保育概要 平成31年度版」
<https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/000030/30749/H31hoikugaiyou.pdf>. (情報取得 2022/9/1)
- 33) 八王子市(2019a)「令和元年度 八王子市子ども家庭部事業概要」
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/011/0005/p001117_d/fil/kodomokateibujigyouR01.pdf. (情報取得 2022/9/1)
- 34) 松戸市(2015)「松戸市子ども総合計画」
https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikakukousou/kodomo_sougoukeikaku/kodomosougou.files/keikakuzennbunn.pdf. (情報取得 2022/9/1)
- 35) Weber, M.(1904) Die "Objectivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis.(富永祐治・立野保男訳, 折原浩補訳(1998)『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波書店, pp.111-157)
- 36) 日本社会学会(2010)『社会学事典』丸善出版株式会社, pp.38-39.
- 37) 川崎市(2012)「新たな公立保育所のあり方基本方針」
<https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/000044/44387/1.pdf>. (情報取得 2022/9/1)
- 38) 川崎市(2019b)「川崎市保育・子育て総合支援センター条例の制定について」
https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/000107/107588/gian_84.pdf. (情報取得 2022/9/1)
- 39) 川崎市(2020)「川崎区保育・子育て総合支援センターの取組みについて」
<https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/000123/123636/siryout2-1.pdf>. (情報取得 2022/9/1)
- 40) 八王子市(2019b)「八王子市医療的ケアを必要とする児童等に係る保育利用要綱」
- 41) 厚生労働省(2016)「医療的ケア児支援促進モデル事業実施要綱」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-kikakuka/0000192324.pdf>. (情報取得 2022/9/1)
- 42) 松戸市(2019a)「平成30年度医療的ケア児支援促進モデル事業報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000494064.pdf>. (情報取得 2022/9/1)
- 43) 松戸市(2019b)「医療的ケア児保育実施要綱」
- 44) 松戸市(2017)「医療的ケア児のための連携推進会議設置要綱」
(https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukusi/shougai/fukushi/shisaku_kaigi/ikea/renkeisuishinnkaigi.files/youkou.pdf). (情報取得 2022/9/1)
- 45) 前掲書 41)
- 46) 前掲書 42)
- 47) 前掲書 42) p.43
- 48) 医療的ケアネット(2018)『たんの吸引等の第三号研修(特定の者)テキスト—たんの吸引, 経管栄養注入の知識と技術』クリエイツかもがわ
- 49) 松戸市(2020)「令和元年度第1回医療的ケア児等支援スキルアップ研修」
https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/shougai/fukushi/jigyousha/skillup/R1kensyu.html. (情報取得 2022/9/1)
- 50) 前掲書 43)
- 51) 川崎市(2019c)「医療的ケア保育の手引き」
- 52) 前掲書 9) pp.15-17.
- 53) 厚生労働省(2019)「医療的ケア児保育支援モデル事業」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000558246.pdf>. (情報取得 2022/9/1)

論文投稿について

『日本社会福祉マネジメント学会誌』（2024年第4巻）

1) 自由論文投稿について

保育、介護、障害、ICTなど社会福祉を研究領域とした研究

応募締切 2023年9月30日(当日消印有効)

2) 特集論文投稿について

テーマ：社会福祉、社会福祉サービスに関する量的研究

応募締切 2023年9月30日(当日消印有効)

応募にあたっての注意事項

- 投稿の種類は、「原著」「総説」「事例報告」「紹介」（新規性を有する事項についての情報を提供するもの）に加え、「その他」として前記に該当しない投稿も、原則として受付けるものとします。
- 論文投稿は、自由論文または特集論文において、筆頭者、連名者合わせて1人2編までとします。ただし、筆頭者で1人2編投稿することはできません。
- ※ 筆頭者1編と連名者1編、あるいは連名者2編で投稿することは差し支えありません。

上記の解釈は次の通りとなります。

【自由論文】 筆頭1編と連名1編、あるいは連名2編で、 合計2編まで投稿可能	または	【特集論文】 筆頭1編と連名1編、あるいは連名2編で、 合計2編まで投稿可能
---	-----	---

- 特集論文と自由論文の両方に応募することはできません。
- 社会福祉の理論の発展、実践に貢献する研究であること。また、研究に使用する言語は日本語であること。
- 査読料および掲載料について
投稿後の査読には査読料が、掲載時には掲載料が別途発生します。
詳しくは、「執筆規程」をご確認ください。
年会費、査読料、掲載料については銀行振込をお願いいたします。
- 応募にあたっては、必ずJASMのホームページ(<https://jasm.info/journal/>)をご確認ください。

【編集委員会】

- 委員長 中坪史典(広島大学大学院)
- 委員 金井智恵子(和洋女子大学)
- 木村拓磨(名古屋経営短期大学)
- 二宮祐子(和洋女子大学)
- 査読協力者 上村晶(桜花学園大学)
- 境愛一郎(共立女子大学)

(五十音順)

日本社会福祉マネジメント学会誌
Journal of Social Welfare Management
Vol.3 2023年3月31日発行

編集 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会
編集委員会

発行責任者 中坪史典

発行 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会
〒130-0013 東京都墨田区錦糸1-2-1

URL <https://jasm.info/>

E-mail info@jasm.info
